

中世日本に於ける四書を受容 と学風の転換

楊 洋

目次

第一章 序論	4
第一節 研究の背景	4
第二節 先行研究の問題点と本論文の主旨	22
第二章 四書伝来前後の学風	28
第一節 四書伝来以前の学風——文学と経学の関係から見る	28
第二節 『普門院経論章疏語録儒書等目録』と鎌倉時代末期の読書	38
第三章 漢籍の読書記録から見た花園天皇の学問	51
第一節 南北朝朝廷に於ける朱子学の受容に関する学説及びその問題点	51
第二節 花園天皇の読書	56
第三節 学問の転換と理学	66
むすびに	81
第四章 南北朝の四書伝習——宮内庁書陵部所蔵の天授五・六年奥書本『孟子集注』 について	84
第一節 書物の世界に見られる南北朝期の四書受容の実像	84
第二節 天授五・六年奥書本『孟子集注』の書写と校合	87
第三節 テキストの構造と書写・校合に利用された版本	96
むすびに	101
余論	102
第五章 中世後期共通の読書の底流：『四書章句』の流行について	105
第一節 四書伝習にみられる古注・集註の混合及び疏釈集成書の採用	105
第二節 『四書章句』の元刻本と明刻改編本	109
第三節 室町時代に於ける『四書章句』の流行	116

第四節 『四書章句』が世に問われたことの意味	121
参考文献	129
付録一 平安時代天皇読書に関する記載	140
付録二 花園天皇の読書・文事暦	143
付録三 「學道之御記」	170
付録四 「誠太子書」	171

第一章 序論

第一節 研究の背景

1. 宋代における「道」の復興と四書学の発展

『宋史』「道学伝」の冒頭には、

道學之名、古無是也。三代盛時、天子以是道為政教、大臣・百官・有司以是道為職業、黨庠・術序師弟子以是道為講習、四方百姓日用是道而不知。是故盈覆載之間、無一民一物不被是道之澤、以遂其性。於斯時也、道學之名、何自而立哉。

文王・周公既沒、孔子有德無位、既不能使是道之用漸被斯世、退而與其徒定禮樂、明憲章、刪詩、修春秋、贊易象、討論墳・典、期使五三聖人之道昭明於無窮。故曰、夫子賢於堯・舜遠矣。孔子沒、曾子獨得其傳、傳之子思、以及孟子、孟子沒而無傳。兩漢而下、儒者之論大道、察焉而弗精、語焉而弗詳、異端邪說起而乘之、幾至大壞。

千有餘載、至宋中葉、周敦頤出於舂陵、乃得聖賢不傳之學。作太極圖說・通書、推明陰陽五行之理、命於天而性於人者、瞭若指掌。張載作西銘、又極言理一分殊之旨、然後道之大原出於天者、灼然而無疑焉。仁宗明道初年、程顥及弟頤寔生、及長、受業周氏、已乃擴大其所聞、表章大學・中庸二篇、與語・孟並行、於是上自帝王傳心之奧、下至初學入德之門、融會貫通、無復餘蘊。

迄宋南渡、新安朱熹得程氏正傳、其學加親切焉。大抵以格物致知為先、明善誠身為要。凡詩・書六藝之文、與夫孔・孟遺言、顛錯於秦火、支離於漢儒、幽沉於魏・晉・六朝者、至是皆煥然而大明、秩然而各得其所。¹

¹ 『宋史』卷四百二十七「道學一」、12709—12710 頁。

「道学」の名は昔なかった。堯・舜・禹が帝王であった時代に、天子が「道」により政治と教化をし、大臣・さまざまな職掌の官吏が「道」を務めとし、五百戸ごとの学校(庠)や一万二千五百戸ごとの学校(序)でも教師と生徒が「道」を討論して学習し、天下の庶民は日常的に「道」を使いながら「道」の存在を察知していなかった。従って天下には、一人の庶民も一つの物も「道」の恵みを受けないものがなく、全てその「性」を遂げることができた。その時代には、「道学」という名は確立する必要がなかったろう。

文王と周公が没してしまうと、孔子は徳を備えていたが王侯の地位になく、「道」の効用を世に広くゆきわたらせることができなくなったため、身を引いて弟子たちと一緒に礼楽を定め、制度を明らかにし、『詩』を取捨して三百五篇を選び、『春秋』を編纂し、『易』の象伝に賛をつけ、『三墳』・『五典』を議論し、五帝と三王の「道」を無窮に明らかにすることをめざした。故に曰く、夫子は堯・舜にまさることが大きかった。孔子が没した後、曾子ひとりが「道」の伝承を得、また更に子思に（「道」を）伝え、孟子までも及んだ。孟子が没したら、道の伝承は絶えてしまった。漢代以来の儒者らは道を論じるにあたって、考察しても理解が緻密でなく、論じても行き届いていかなかった。異端の説がこの状態につけこんで勢力を拡げ、道はほとんど崩壊することに至った。

千年余りを経て、宋の中葉になると、周敦頤（1017－1073）が舂陵（周敦頤の本籍は道州營道であり、今湖北省にある。舂陵はこの地の前漢時代の古名）に生まれ、いったんは伝承が断絶した聖賢の学を継ぎ、『太極図説』・『通書』を著し、陰陽五行の理を闡明し、天の命を受けて人の性に現れたもの——理を掌を指すほど明らかにした。張載（1020－1077）は『西銘』を著し、更に「理一分殊」の旨を極め、「道」の根本が天に求められることを少しも疑いの余地がないほどに示した。宋の仁宗の明道年間（1032－1033）になると、程顥（1032－1085）と程頤（1033－1107）が生まれた。彼らは長じてから周敦頤の教えを受け、つづいて聞いた内容を広げ、『大学』・『中庸』を顕彰して『論語』・『孟子』に並ぶ評価を与え、それによって、帝王がこころを伝える奥義から初学者が徳に入る方法まで知り尽くせ、「道」の奥深いことは全て明らかにされた。

南宋時代になると、新安（朱子の本籍は婺源、いま江西省にある。西晋時代にこの地は新安郡に属す）の朱熹（1130－1200）は程顥・程頤の本格的な伝承を得、その学問がもっと身近なものとなった。基本的には「格物致知」を先とし、「明善誠身」をかなめとする。『詩』・『書』など六芸の文献や孔子・孟子が残したことは、秦の焚書により順序が乱され、漢の儒者により筋道がたたなくされ、魏・晋・六朝時代に（本来の姿が）埋没したりしたが朱子に至って全て明らかにされ、きちんとして然るべく所を得た。

と、理学の「道統」観念を簡潔に語っている。¹すなわち、儒家の政治的理想の中で最高の治世であった上古の堯・舜・禹の時代に普通に実践されていた「道」は、文王と周公が没してしまうと、だんだん衰えた。孔子は王侯の地位になかったため、礼楽と文献を定めることにより「道」を維持して曾子に伝え、曾子が更に子思に伝え、子思のあと孟子が伝承を続けた。孟子が没した後、道の伝承は絶えてしまった。そのあとの千年余り、「道」は異端に乱されて崩壊するに至った。宋の中葉になって、周敦頤により断絶した聖賢の学が復興され、張載・程顥・程頤・朱熹を経て「道」は改めて明らかにされた。

上にまとめたとおり、孟子以後にひとたび途絶えた「道」の伝承が、宋代の理学者によって復興されたことこそ、『宋史』「道学伝」序の核心的な観念だと言えよう。ただ、このように要約された「道」の伝承の系譜自体はしばらく擱く、視角を換え、道学が宋代に出現した歴史的背景として、政治史と学術史のコンテクストを、少し具体的に検討してみる必要がある。以下、本論の中心的課題である学術史について論じてみよう。

すでに挙げた程頤は、若い頃に太学に学んでいる。当時第一の学者であり太学を掌った胡瑗（993－1059）が、太学の学生らに「顔子所好何学論」を課し、顔淵の学問とはどのようなものかと答えさせたとき、程頤の答えは胡瑗を大いに驚かせたと伝えられる。その一節には、

後人不達、以謂聖本生知、非學可至、而為學之道遂失。不求諸己、而求諸

¹ 朱子学正統派の道統観は『伊洛淵源録』に詳しい。

外、以博聞強記・巧文麗辭為工、榮華其言、鮮有至於道者。則今之學、與顏子所好異矣。²

後人は理解できず、「聖人は生まれながらに知るものであり、勉強を通じて至れるものではない」と考えたので、学問を修める道が断絶してしまった。

(いまの学者は)己に求めず、外物に求め、広く物事を聞き知りよく記憶することや、巧みに文章を構え麗しく修辭することを良いと思い、ことばを美しく飾り、「道」に至るものが稀である。従っていまの学問は、顔淵が好んだものと異なっている。

と、「以博聞強記・巧文麗辭為工、榮華其言」を、当時学風の大きな弊害として指摘している。胡瑗の弟子劉籍も、

國家累朝取士、不以體用為本、而尚聲律浮華之詞、是以風俗偷薄。臣師當寶元・明道之間、尤病其失、遂以明體達用之學授諸生。³

歴代の朝廷は士人を選抜するにあたって、「体」(君臣・父子の倫理、仁義・礼楽の教化)と「用」(天下の庶民にゆきわたらせる仁政)に基づくことなく、韻律と修辭を重んじ、士人の氣風は輕薄になった。臣の師は、宝元(1038-1040)と明道(1032-1033)のころに、最もこのことのであやまりを心配し、「体」を理解して「用」に通じる学問を学生に教えた。

と、学問の根本を問うことなく、韻律や修辭を偏重する詩賦だけを人材選抜の基準とする科挙制度の傾向を批判した。

もともと唐代において、詩賦文章の学問の經学に対する優位は、科挙進士科の影響により次第に強固なものとなっている。『唐摭言』は

進士科始於隋大業中、盛於貞觀・永徽之際。搢紳雖位極人臣、不由進士者、終不為美、以至歲貢常不減八九百人。其推重謂之白衣公卿、又曰一品白衫、

² 『河南程氏文集』卷八、『二程集』577-578頁。

³ 『宋元學案』卷一、25頁。

其艱難謂之三十老明經，五十少進士。⁴

進士科は隋の大業年間（605－617）に始まり、唐の貞観（627－649）・永徽（650－656）年間に盛んとなった。身分の高い人たちは、たとえ朝廷の重臣まで登りつめても、進士科から出ていないと、誇れない。毎回地方から推薦される進士科の候補者は常に八九百人以上に至っている。進士科の及第者は「平民の服を着た公卿」或いは「一品の平民」と謂われるほど重んじられている。進士科に及第することは「三十歳で明經科に及第すれば遅く、五十歳で進士科に及第すれば早い」と謂われるほど困難である。

と、唐代貞観年間以降に文学的才能を強調する進士科が隆盛に向かったことを語っている。明經科は本来なら科挙において最も重要な選抜方法であるべきところ⁵、唐代中期以降になると、進士科に比して明らかに劣った位置づけとなる。⁶唐代中期以降の科挙制度における進士科の優位は、宋代初年になっても変わらなかった⁷。『宋史』「選舉志」は

宋初承唐制、貢舉雖廣、而莫重于進士・制科、其次則三學選補。⁸

宋の初年は、唐の制度を継承し、貢舉の種類は多いが、進士と制科が最も重んじられ、次に三学（太学の上舎・中舎・下舎）の候補者を採る。

と言っている。

周知の通り、唐の太宗の詔により孔穎達（574-648）らが編纂した『五經正義』は唐代經学の主流であり、唐代の明經科における經書解釈の基準として使われていた⁹。

⁴ （五代）王定保『唐摭言』卷一「散序進士」、4-5 頁。

⁵ 『唐會要』卷七十五「貢舉上」：「貞元十三年十二月、尚書左丞權禮部知貢舉顧少連奏、伏以取士之科、以明經為首、教人之本、則義理為先」、1629 頁。

⁶ 傅璇琮 1986 の 122-131 頁を参照。

⁷ 『新唐書』卷四十四「選舉志 上」、「大抵眾科之目、進士尤為貴、其得人亦最為盛焉。方其取以辭章、類若浮文而少實、及其臨事設施、奮其事業、隱然為國名臣者、不可勝數、遂使時君篤意、以謂莫此之尚。」

⁸ 『宋史』卷百五十五「選舉一」、3603 頁。

⁹ 『舊唐書』卷四「本紀第四 高宗上」：「（永徽四年）三月壬子朔、頒孔穎達『五經正義』於天下、

しかし、明経科の試験においては、機械的暗記で対応できる帖経ばかりを意識する傾向が受験者の間で強くなっていったという記録も存在する。¹⁰六朝時代の経書注釈を総合した『五経正義』や『周礼注疏』『儀礼注疏』に代表される唐代の注疏は、朝廷の頒布した標準という性格上、必然的に独創的な解釈をとるわけにはいかない。しかし、朱子も

祖宗以來、學者但守注疏、其後便論道、如二蘇直是要論道。但注疏如何棄得！¹¹

祖宗以来、学者は注疏を守るだけであったが、そのあと（の学者は）道を論じるようになり、蘇軾・蘇轍などはひたすらに道を論じた。しかし、注疏はどうして捨てられようか。

と認めるとおり、宋代においても唐人の注疏は学問の基盤であり、捨て去ってはならない存在であった。実際に『朱子語類』を読んでみれば、さまざまな箇所で見られる経書理解の出発点として唐人の注疏に言及しており、朱子がいかによく読みこなしていたかが分かる。

一方、道学の起源を唐人の注疏に求めることはできない。北宋の経学について、朱子はずぎのように評する。

理義大本復明於世、固自周・程、然先此諸儒亦多有助。舊來儒者不越注疏而已、至永叔・原父・孫明復諸公、始自出議論、如李泰伯文字亦自好。此是運數將開、理義漸欲復明於世故也。¹²

理義の大本が改めて世に明らかになったのは、もちろん周敦頤・二程からであるが、彼らより前の儒者らも多くの貢献があった。昔の儒者は注疏に従っただけであり、歐陽脩(字は永叔、1007-1072)、劉敞(字は原父、1019-1068)、

毎年明経令依此考試」、71頁。

¹⁰ 『唐會要』卷七十五「貢舉上」：「建中二年十月、中書舍人權知禮部貢舉趙贊奏、應口問大義明經等、舉人明經之目、義以為先、比來相承、唯務習帖、至於義理、少有能通」、1628頁。

¹¹ 『朱子語類』卷一百二十九「本朝三」、4028頁。

¹² 『朱子語類』卷八十「詩一」、2763-2764頁。

孫復(字は明復、992-1057)らに至って初めて自ら議論を立てた。李覲(字は泰伯、1009-1059)の著作もちろん良い。こうなったのは、時代の動きが転換し、理や義が再び世に明らかになるろうとしているからである。

朱子の認識によれば、歐陽修・劉敞・孫復・李覲らこそ周敦頤・二程の学問の先駆であった。このうち孫復には『春秋尊王發微』十二巻の著があり、李燾(1115-1184)は同書に関して、

殿中丞國子監直講孫復治春秋、不惑傳注、其言簡易、明於諸侯大夫功罪，
以考時之盛衰、而推見王道之治亂、得經之本義為多。

殿中丞國子監直講孫復は『春秋』を研鑽し、伝や注疏に惑わされなかった。この書のことばは簡潔であり、諸侯・大夫の功罪を明らかにすることによって、時代の盛衰を究め、天子政治の治乱を推し究め、経文の本義を得たところが多い。

と記している。¹³またさきに挙げた胡瑗には『易伝』(『周易口義』)・『洪範解』(『四庫全書総目』では『洪範口義』)などの著があり、後者に関して『四庫全書総目』は「俱駁正注疏、自抒心得」や「以経注経、特為精確」と評している。¹⁴孫復や胡瑗の経書解釈は、自ら体得した理解に基づく「義理」の解明を重視し、漢唐の訓詁注疏を祖述する学風の経学とは異なる特徴を示した。やや後の時代になると、周敦頤が著した『太極図説』・『通書』、張載が著した『正蒙』、程頤が著した『易伝』にみられる態度は、訓詁章句の伝承から離れ、自らの理解に基づくもので、宋代初期に芽吹いた学風の続きと見なせる。錢穆氏は、宋儒に先秦の儒家と類似したところがあり、宋儒の経学は諸子学の変化型だとも言えると指摘した。¹⁵

道学における重要な変化として挙げておかねばならないのは、四書の成立である。『中庸』は宋代以前から『礼記』から抜き出され、独立して講じられる場合があった

¹³ 『續資治通鑑長編』巻一百八十六「仁宗」、第十二葉。

¹⁴ 『四庫全書総目』巻十一、90頁。

¹⁵ 錢穆『朱子新學案』第一冊、10-15頁。

が¹⁶、『大学』が単行の形で読まれるようになったのは北宋からである。¹⁷本章冒頭で引用した『宋史』「道学伝」によれば、『大学』・『中庸』に『論語』・『孟子』と並ぶ地位を与えたのは二程子からだとされるが、この記載は不正確である。なぜなら現行の『河南程氏経説』に収める『明道先生改定大学』・『伊川先生改定大学』・『中庸解』・『論語解』・『孟子解』のうち『孟子解』・『中庸解』は後人の編集にかかり、二程子自らの著作ではないからである。¹⁸初めて『大学』・『中庸』・『論語』・『孟子』を合わせて編纂し、系統的な注解を作ったのは朱子にほかならない。¹⁹朱子は、『大学』を經一章傳十章に分けて「補伝」を補い、『中庸』を三十三章に分けた。このように伝統的な本文を墨守せず、敢えて大胆な改編をおこなう一面を朱子は持ち合わせていたが、必ずしも二程以来の理学系の経書解釈の態度に賛成していたわけではなかった。²⁰朱子は漢唐以来の経学の訓詁章句について深い研鑽を積み、妥当だと自分が認めた部分であれば自らの経書注釈に積極的に取り入れている。『四書章句集注』が完成する前段階で、朱子は二程及びその門人の説を集めた『論語要義』、啓蒙的な性格を持つ『論語訓蒙口義』²¹及び『論孟精義』などをすでに編纂していたが、『四書章句集注』の編纂

¹⁶ 『宋書』卷九十三「列傳・隱逸」「(戴顛)乃述莊周大旨、著消搖論、注禮記中庸篇」、2277頁。『梁書』卷三「本紀・武帝下」「造制旨孝經義、周易講疏…中庸講疏、孔子正言、老子講疏、凡二百餘卷、並正先儒之迷、開古聖之旨」、96頁。『隋書』卷三十二「経籍一」「禮記中庸傳二卷宋散騎常侍戴顛撰、中庸講疏一卷梁武帝撰、私記制旨中庸義五卷」、923頁。

¹⁷ (宋)陳振孫『直齋書録解題』卷二「中庸大學廣義一卷 司馬光撰」、48頁。(清)朱彝尊『經義考』卷一百五十六「司馬氏 光 大學廣義一卷 未見 按取大學於戴記講說而專行之、實自溫公始」「程子顯大學定本一卷 存」「程子顯大學定本一卷 存」、第五冊 225-227頁。

¹⁸ (宋)陳振孫『直齋書録解題』卷三「河南經説七卷 程頤撰。繫辭説一、書一、詩二、春秋一、論語一、改定大學一。程氏之學、易傳為全書、餘經在此」、82頁。『四庫全書總目』卷三十三「程氏經説七卷通行本」「明徐必達編二程全書、併詩解二卷為一卷、而別增孟子解一卷、中庸解一卷、共為八卷。然經義考引康紹宗之言、謂孟子解乃後人纂集遺書・外書而成、非程子手著。至中庸解之出呂大臨、朱子辨證甚明、亦不得竄入程氏經説」、271頁。

¹⁹ 『晦庵先生朱文公文集』卷八十二「書臨漳所刊四子後」、3895-3896頁。

²⁰ 『朱子語類』卷一百一十三「朱子十」「聖人語言甚實、且即吾身日用常行之間可見。惟能審求經義、將聖賢言語虛心以觀之、不必要著心去看他、久之道理自見、不必求之太高也……只看論語一書、何嘗有懸空說底話。只為漢儒一向尋求訓詁、更不看聖人意思、所以二程先生不得不發明道理、開示學者、使激昂向上、求聖人用心處、故放得稍高。不期今日學者乃捨近求遠、處下窺高、一向懸空說了、扛得兩腳都不著地。其為害反甚於向者之未知尋求道理、依舊只在大路上行」、3600頁。

²¹ (清)王懋竑『朱子年譜』卷一上、隆興元年(1163)三十四歲「論語要義・論語訓蒙口義成」の

にあたっては漢代以来の五十余家の学説を参照したという。漢唐経学と宋代儒学からそれぞれの適切な部分を探り、朱子自らの理学思想を系統的に述べた『四書章句集注』は、彼が一生のうちで最も精力を注いだ著作であり、朱子学の核心でもある。彼は臨終の数日前に至ってもまだ『大学』「誠意章」を改訂している。四書学が科挙と結びつくのは、朱子の没後、慶元の党禁が終わった後である。四書は南宋の科挙において科目として指定されていなかったにもかかわらず、理宗の嘉熙年間（1237-1240）に「程文（受験者の提出した答案）」に広く引用されていた。²²元代になって、仁宗の延祐二年（1315）、それまで七十年以上も停止されていた科挙を再開した際に、唐宋に於ける科挙進士科で重視された律詩・律賦の試験を廃止し、経義と策に重点を置くように制度を改めた。特に第一次試験にあたる第一場でモンゴル人・色目人に課される「経問」五条、漢人・南人に課される「経疑」は、どちらも『四書章句集注』から出題することが定められている。しかも、漢人・南人の第一場の別の科目「経義」では、『詩経』・『尚書』・『周易』の解釈が朱子『詩集伝』、蔡沈『書集伝』、程頤『程氏易伝』、朱子『周易本義』といった宋代道学系の解釈を主としつつ漢唐の注疏も兼用できることを規定し、『春秋』については三伝と胡安国（1074-1138）『春秋伝』に依拠して答案を作成することを認めた。²³この後、明清時代の科挙においても『四書章句集注』は不可欠な位置を占める。²⁴

2. 中世日本における宋学伝来

宋元の中国における儒学の変容は、周辺の家にも影響を及ぼすことになる。以下、中世日本を対象として、朱子学がどのように浸透したかの過程を概観する。平安時代から鎌倉時代の半ばまで、日本漢学の学風は中国の唐代に似る。『養老令』によると、貴族教育の中心機関であった大学および各国に設置された国学に於いて、8世紀以前には経学が授業の核心内容であり、算学と書学が独立の専門として設立されている。

條、卷一下、乾道八年（1172）四十三歳春正月「論孟精義成」の條、21頁、46-47頁。

²² 祝尚書 2008 の第十六章「宋代理学與科舉」参照、470-491頁。

²³ 『元史』卷八十一「選舉一」、2018-2019頁。

²⁴ 『明史』卷七十「選舉二」「科目者、沿唐、宋之舊、而稍變其試士之法、專取四子書及易・書・詩・春秋・禮記五經命題試士」、1693頁。『清史稿』卷一百八「選舉三」「有清科目取士、承明制用八股文。取四子書及易・書・詩・春秋・禮記五經命題、謂之制義」、3147頁。

²⁵文辞に長じる学生が「秀才」と「進士」の試験を受けて官吏に選抜されることも可能であるが²⁶、文学は独立の専門として設立されていない。8世紀の初頭に、大学に於いて「文章博士」と「文章生」が増設され²⁷、文学科は独立の専門として成立したと思われる。文章生から文章博士になるプロセス、及び文章博士の職能を語る史料は、やや後の時代に生まれた菅原清公(770-842)の伝記から伺える。清公は延暦三年(784)に試験を受けて大学の文章生となり、学業が優秀で「秀才」の試験に合格し、弘仁三年(812)に大学頭となり、弘仁十年(819)文章博士を兼ね、嵯峨天皇(786-842)の侍読として『文選』を講じ、承和二年(835)に仁明天皇(810-850)の侍読として『後漢書』を講じた。²⁸9世紀以降になると、文学の地位がいよいよ上昇し、菅原道真(845-903)の奏状に見られる「文章則学問非小於明経」²⁹からも伺える。しかも、9世紀以降に、文章博士が天皇の侍読を担当したことは頻繁であり、明経博士よりだいたい多い。一方、明経博士により担当された講義は『孝経』・『論語』・『群書治要』であり、その学問の核心である「五経」が殆ど講じられていない。³⁰この状況に変化がみられるのは13世紀中期のことで、宋学が伝来したことにより、宮中では経書の伝授が改めて重視されるようになり、それまでの文学に偏った学風から経書重視への転換が起きたと考えられる(本論第二・第三章参照)。

この中世日本に於ける宋学の伝播が、中国と日本の間を往来した禅僧たちと緊密な関係を有していたことは常識として語られる。しかし、宋学の最初期の伝来が禅僧以外の者にかかるという意見もあり、たとえば足利衍述氏は以下の三点を指摘する。³¹

1) 藤原頼長(1120-1156)は、仁平元年(1151)九月二十四日に宋商劉文沖に書

²⁵ 『令集解』卷十五「學令」、443-461頁。

²⁶ 『令集解』卷十五「學令」、454-455頁。秀才・明経・進士・明法及第の詳しい規定は同書卷十七「選叙令」(504-509頁)・卷二十二「考課令」(645-649頁)に見える。

²⁷ 『令集解』卷一「大宰主神」条の注「神龜五年七月廿一日格云、勅、大學寮、律學博士二人、直講三人、文章博士一人」、18頁；同書卷三「職員令・大學寮」の注「天平二年三月二十七日奏……文章生二十人、簡取雜任及白丁聰慧、不須限年多少也」、80頁。

²⁸ 『續日本後紀』卷十二、146頁。

²⁹ 『菅家文章』卷九「上光孝天皇請補文章博士一員闕共濟雜務狀」、566頁。

³⁰ 平安時代の文章博士と明経博士が侍読を担当する状況は、付録1「平安時代天皇読書に関する記載」を参照。

³¹ 足利1932、21-31頁。

物の購入を依頼し、そのリストの中に『春秋尊王發攸』という書名を挙げる。足利氏は『春秋尊王發攸』が孫復『春秋尊王發微』の誤写であったとする。足利氏はさらに藤原頼長と清原頼業（1122-1189）が『中庸』を尊び、多少なりとも宋儒の学問を受け入れていたと推測している。

2)。「正治二年（1200）三月四日 大江宗光」との奥書及び「文章博士兼紀伊権守藤原朝臣敦任」との付箋がついた『中庸章句』鈔本が東洋文庫に収められている。足利氏は、南宋の淳熙十六年（1189）に成書した『中庸章句』が、出版後間もなく日本に齎され、文章博士の藤原式家の学者敦任と敦佐により加点されたものだと考えている。

3)．建久十年（1199）入宋、建暦元年（1211）帰朝の天台宗の僧俊芘（1199-1286）は、宋に於いて朱子学に通じた北磻居簡禅師（1164-1246）及び朱子の後学楼鑰（1137-1213）と交わり、帰朝の際に仏書のほか「儒道書」二百五十六巻を持ち帰った。これらの書籍は既に散逸し、目録も伝わらないが、足利氏は「泉涌寺不可棄法師伝」や『元亨釈書』の記載から、俊芘が朱子学を齎したと推論している。

足利説につき、筆者は以下のように考える。まず1) について、藤原頼長のリストにある『春秋尊王發攸』が『春秋尊王發微』の誤写であったのは認められるが、藤原頼長と清原頼業が道学系の学問を受け入れたとは考えられない（本論第二章参照）。2) について、阿部隆一氏は奥書と付箋が偽作された可能性があり、東洋文庫所蔵の『中庸章句』は正治二年（1200）ではなく鎌倉時代末期に書写されたものであろうと指摘している。³²13世紀初期に『中庸章句』が日本の公卿貴族に講読されていたことを支持する文献は他に見出だせず、阿部氏の判断は信頼できたろう。3) 俊芘により齎された二百五十六巻の「儒道書」の中に宋学の書籍があったかどうかは知るべきがない。たとえ存在したとしても、読まれ流布した痕跡は文献中に見出だせない。「泉涌寺不可棄法師伝」によると、俊芘は宋に於いて楼鑰らと交流したとされるが³³、道学系の学問につき言及する機会があったか否かは詳らかでない。また、俊芘は左大臣徳大寺

³² 阿部 1962、22-25 頁。

³³ （傳）道光「泉涌寺不可棄法師傳」「嘉定初、去超果、遊帝都、住下天竺、重練台教。懷玉之徳人皆仰、炙輶之誉世自知。或与三宗・禅・教・律・名徳論道、推以為至。或公卿大夫聞名、皆欽仰。所謂錢相公・史丞相・楼参政・楊中郎等是也。此衆賢者、宋代俊穎、博古儒士、珪璋受体。」『續群書類從』第九輯「傳部」卷二百十七。

公継に外学(外典に関する学問)を講じ、「宋朝之談」や「本朝未談之義」にも言及したが、その話題に道学系の学問が含まれたか否かすら詳らかでない。³⁴つまり、俊芿が宋学を齎したことは、現存する史料では証明できない。なお、伝記から見る限り、俊芿は外学にもかなり豊富な知識を持っていたが、教理の精進と弘法に専念した高僧であり、室町時代にみられるような道学や詩文に熱中する禅僧たちと同一視はできない。

以上の通り、13世紀初頭に宋学が日本に伝来していたことはいまの段階で証明できない。ただし、平清盛(1118-1181)以来の日宋貿易の繁栄の影響で、宋版の書籍が宋商により日本に齎され、日本の僧侶も屢々入宋したことを考え合わせれば、³⁵伝来する機会が全くなかったとはいえない。

では、宋学の伝来はどのように禅宗に繋がったのか。南宋で盛んであった禅宗が日本に根を下ろすのは、明庵栄西(1141-1215)に始まる。栄西は二度目の入宋(1187-1191)の際に、天台山の萬年禅寺に入り、住持虚菴懷徹に参じ、印可を得て帰朝した。³⁶栄西の弟子栄朝を継いだ円爾弁円(1202-1280)は嘉禎元年(1235)に入宋し、天童山で癡絶道冲(1169-1250)に謁し、徑山の興聖万壽禅寺で無準師範に師事し、印可を得て仁治二年(1241年)に帰朝した。³⁷円爾が宋朝から齎した数千卷の内外典籍は東福寺普門院に置かれ、『普門院経論章疏語録儒書等目録』が編纂され、四書をはじめとする程朱学派の書籍が多くこの書目に著録されたことはよく知られている(本論第二章参照)。

栄西と円爾の著作や語録³⁸には宋学についての記述がなく、円爾以前の禅僧がどの程度宋学を受容したかが詳らかでない。円爾は宋学の著作を持ち帰ったが、その学問と請来した書籍を直ちに結びつけることはできない(本論第二章参照)。いま分かる史料のなかに、最も早く教化に宋学を導入したのは寛元四年(1246)に宋から渡来した蘭溪道隆(1213-1278)であった。蘭溪道隆の語録には「一理貫通」「已発」「未発」

³⁴ 同上「自是厥後、筆精之義、宋朝之談、日新月故、疊々不怠。五經三史奥粹、本朝未談之義、法師甫陳。左府聞之、無不歎異。」

³⁵ 木宮 1927(下)、1-68頁。

³⁶ 『元亨釋書』卷二「建仁寺榮西」、42-46頁。『本朝高僧傳』卷三「京兆東山建仁寺沙門榮西傳」、83-87頁。

³⁷ 『元亨釋書』卷七「慧日山辯圓」、109-119頁。「東福開山聖一國師年譜」、『大日本佛教全書』95、129-150頁。『本朝高僧傳』卷二十「淨禅三之二、京兆慧日山東福寺沙門辯圓傳」、282-286頁。

³⁸ 明庵栄西『興國護禪論』、虎關師鍊編『聖一國師語録』など。

など宋学的な語が屢々見られ、特に北条時頼に与えた法語の中にある

物隨人興、道在日用、且如日用中是甚道、人興者是何物、動靜俯仰之間、色聲語默之際、非道不親、惟人自昧、道若不昧、物隨人而自興。

聖人得這箇妙理、能為二儀之首、萬物之主。

殊不知理天下大事、非剛大之氣、不足以當之。要明佛祖一大事因緣、須是剛大之氣。³⁹

などの部分が注意に値する。これは、『中庸』の「道不遠人」、朱子が周敦頤『太極図説』に基づいて帰納した理と太極の関係⁴⁰、朱子が『孟子』に見られる「浩然之氣」に基づいて説いた「剛大之氣」⁴¹など、宋学でよく講じられることを翻案して武家に対する教化に融合させたものである。ただし、これらは蘭溪法語の一部に見られるのに過ぎない。14世紀に入ると、外学に精通して詩文の創作を好んだ虎關師鍊（1278－1346）と中巖圓月（1300－1379）が出た。『濟北集』と『東海一漚集』に反映されているように、虎關と中巖は四書に精通していたばかりでなく、四書以外の宋代儒学の著作も幅広く読み、しかも宋代の儒者らが関心を示した問題に対して積極的に自らの意見を説いた（本論第二章参照）。虎關・中巖以下の禅僧の宋学受容は、宋学の考え方を自身の思想に吸収し、世俗向けの教化に儒家の倫理観念を利用する実用的な態度が普遍的であったが（注53参照）、宋学自体に知的興味を抱いたことも見落とせない。夢窓疎石（1275－1351）は「三会院遺誠」に

我有三等弟子。所謂猛烈放下諸緣、專一窮明己事、是為上等。修行不純、駁雜好學、謂之中等。自昧己靈光輝、只嗜佛祖涎唾、此名下等。如其醉心於

³⁹ 『大覺禅師語録』卷上、『大日本佛教全書』95、5頁。

⁴⁰ 『朱子語類』卷一「理氣上」、「太極只是天地萬物之理。在天地言、則天地中有太極、在萬物言、則萬物中各有太極。未有天地之先、畢竟是先有此理。動而生陽、亦只是理、靜而生陰、亦只是理」、113頁。

⁴¹ 『朱子語類』卷一百二十九「本朝三」、「今則所謂負剛大之氣者、且先一筆勾斷」、4023頁。

外書、立業於文筆者、此是剃頭俗人也、不足以作下等。⁴²

と言い、当時外書を耽読した禅僧が多かった事実を語っている。

総じて言えば、日本に於ける宋学の伝来と禅宗の興起とは相即不離の関係があった。その理由として主として以下の二点が考えられる。

1). 遣唐使が廃止されて以来、中国の知識人と文書で意思疎通できる日本側の知識人は、ほぼ僧侶だけとなった。12世紀の入宋僧はほぼ天台宗から出たが、宋朝で非常に盛んであった禅宗に接近するのが普遍的であった。明庵栄西(1141-1215)を一つの転換点として、入宋僧は天台宗から禅宗に転じる者が屢々現れた。13世紀以降、栄西とその弟子の努力で、日本の禅宗の勢力は大きく成長し、以後の入宋・入元僧はほぼ禅門から出、蘭溪道隆・兀庵普寧などの高僧も宋・元から渡来した。

2). 宋代の禅僧は、当時に大きな思想的潮流であった道学系の思想に関心を持つものが多い。例えば、契嵩(1007-1072)は、宋学者の排仏論に反駁を加え、儒仏一致を唱え、大慧宗杲(1089-1163)は宋学者と交際し、三教一致を唱えた。このように、入宋・来日した禅僧らを通じて宋・元に流行していた思想と文化は日本に伝播された。宋代禅僧の道学思想に対する関心も日本の禅僧に影響を及ぼした。(本論第二章参照)

3. 二つの学風：古鈔本の世界に見られる四書講読の実態

中世日本に於ける「四書」の受容には、一つ重要な問題点がある。それは、当初「四書」のそれぞれが独立した存在として受容されたことである。前述したとおり、『四書章句集注』は漢代の注・魏晋南北朝の疏・唐の正義と異なり、四書に対する注釈全体が朱子によって作られたひとつの体系である。中世日本に於ける四書の受容は、この特殊性を十分に認識しておらず、章句集注を古注疏と並ぶ注釈の一種のように扱いながら講読していた。

また、朱子は四書を『大学章句』・『論語』・『孟子』・『中庸章句』の順序で読むことを想定していたけれども、量的に少ない『大学章句』・『中庸章句』の2点を江南の書肆が合冊で出版するようになって以来、『大学章句』・『中庸章句』・『論語』・『孟子』の排列が変わったとされる。⁴³日本には、『大学章句』・『中庸章句』が13世紀に禅僧

⁴² 夢窓疎石「三會院遺誡」、『夢窓正覺心宗普濟國師語録』並『天龍開山夢窓正覺心宗普濟國師年譜』他のうち。

⁴³ 『四庫全書總目』卷三十五「原本首大學、次論語、次孟子、次中庸。書肆刊本以大學・中庸篇頁

によって初めて齎されて講じられたと推定され、14世紀には朝廷の講読にも浸透し、明経博士の清原家が遅くとも15世紀初に朱子章句に基づいて『大学』と『中庸』の講筵を開いている。⁴⁴

『論語』は古く日本に伝来し、長く中原・清原家により講じられていた。いま伝わる『論語』鈔本には、13～14世紀の中原家系統(醍醐三宝院と東洋文庫蔵文永五年(1268)鈔本、京都国立博物館蔵高山寺本など)と14世紀の清原家系統(東洋文庫蔵正和四年(1315)鈔本、宮内庁書陵部蔵嘉暦(1326-1329)鈔本、久原文庫蔵建武四年(1337)鈔本)があり、いずれも(魏)何晏(?-249)『論語集解』である。また、正平十九年(1364)に開版されたのも『論語集解』であり、正和四年本と嘉暦鈔本に転抄された清原教隆証本を底本としている。⁴⁵ 上述した14世紀の明経博士家の古鈔本『論語集解』及び正平版の紙背・欄外などには、(梁)皇侃(488-545)『論語義疏』と(北宋)邢昺(932-1010)『論語正義』に基づく書き込みはあるが、朱子『論語集注』からの引用はない。つまり、14世紀の博士家の『論語』講読はほぼ古注疏によっていた。15世紀に入ってから、清原家の『論語』講読に初めて朱子集注が取り入れられた。⁴⁶

『孟子』は、『日本国見在書目録』の著録「孟子十四斉卿孟軻撰趙岐注、孟子七陸善経注」に示されたとおり、早くから日本に齎されていた。ただし、公的に講読された形跡はない。『花園天皇宸記』によれば、14世紀初期まで宮廷では『孟子』の講読が行われておらず、公家の世界に浸透してきたのは南北朝時代に入ってからである。⁴⁷ 宋版を復刻した(後漢)趙岐(?-201)注・(北宋)孫奭(962-1033)音義『音注孟子』十四卷は南北朝時代の開版と思われ、当時の『孟子』流行の一端を反映している。14世紀後期には、南朝の宮廷で『孟子集注』が盛んに講じられたが(本論第四章参照)、この朱子集注を中心にして講読する学風は、直接の継承者をもたなかった。15世紀以後の清原家の『孟子』講読は、主として趙岐注と偽孫奭疏によっている。⁴⁸

13世紀末期～14世紀初期に、朝廷の中には前代と異なった学風が興った。従来、

無多、併為一冊、遂移中庸於論語前。」

⁴⁴ 足利 1932、466-470 頁。

⁴⁵ 『武内義雄全集』第二巻「正平版論語源流攷——本邦舊鈔本論語の二系統」、402-445 頁。

⁴⁶ 足利 1932、468 頁。

⁴⁷ 小川 2005、439-468 頁。

⁴⁸ 足利 1932、466-477 頁。

鎌倉時代最後の天皇であった花園天皇（1297-1348、在位 1308-1318）と南北朝時代を始めた後醍醐天皇（1288-1339、在位 1318-1339）が朝廷における学風の転換に大きな影響を与えたと考えられている。本論第三章で具体的に論じるが、花園天皇は退位以後に読書の方向を転じ、幼い頃から宮中学風の薫陶を受けて培われた「風月」に対する自らの好尚を捨て、頻繁に朝臣を集めて儒家経書の「談義」を開いた。その際、『花園天皇宸記』（元亨三年（1323）七月十九日）の記載、

凡近日朝臣多以儒教立身、尤可然、政道之中興又因茲歟、而上下合軀所被立之道、是近代中絶之故、都無知実儀、只依周易論孟大学中庸立義、無口伝之間面々立自己之風、依是或有難謗等歟。

凡そ近日朝臣多く儒教を以って身を立つるは、尤も然るべし。政道の中興またここによるか。しかるに上下合体して立てらるるところの道、これ近代中絶の故、すべて実儀を知ること無く、ただ周易・論・孟・大学・中庸に依って義を立つ。口伝無き間に面々自己の風を立て、これに依って或いは難謗などあるか、然れども大体に於いてはあに疑殆あらんや。ただ近日の風体、理学を以って先と為し、礼義に拘らざるの間、頗る隠士放遊の風あり、朝臣に於いては然るべからざるか。

に見られるように、花園上皇は、後醍醐天皇の周辺に流行していた、四書と『周易』だけを重視し、しかも博士家の伝授に拠らず、自らの恣意的な解釈を許す学風を批判している。この記載に示唆されたように、宋学が鎌倉時代末期に日本の朝廷に浸透するに当って、持明院統と大覚寺統では異なる傾向がみられた。花園上皇を中心とした持明院統の系統に属する宮廷知識人のグループは、儒学と禅学の混合を排斥し、儒学の純正化をめざし、経書の注釈については、朱子学派系と漢唐の注疏とを主客分かつずに兼用した。一方、後醍醐天皇を中心とした大覚寺統の朝廷では、儒学と禅学の融合を忌避せず、経書を解釈するにあたっては師承ぬきでの各自の理解を許す学風が流行していたようである。また、経書の注釈に関して、大覚寺統では主として朱子学派の注釈が使われていた。

こうした持明院統と大覚寺統の学風の差異が四書の日本古鈔本・抄物によっても裏付けられることは、阿部隆一氏により最初に提示された。氏は 1960 年代に公表した

論文「本邦中世における大学中庸の講誦伝流について—学庸の古鈔本並に邦人撰述注釈書より見たる」・「室町以前邦人撰述論語孟子注釈書考」で、『大学』・『中庸』の古鈔本と日本撰述注釈書（抄物類も含む）及び『論語』・『孟子』の日本撰述注釈書の、当時調べられる限りの実物を一括して考察し、それ以前の諸研究より高い精度で日本中世に於ける四書講読のありかたを解明した。殊に重要な貢献として、清原業忠（1409—1467）以後の清原家に関連する『大学』・『中庸』の鈔本と抄物、清原家と一条兼良（1402—1481）の学問の相互浸透を反映する『大学』の国字解『大学童子訓』と『大学聴塵』、日本人が作った『論語』注釈書のうち現存最古と思われる『論語総略』、足利学校の学風を体現する『論語発題』などに関する考察が挙げられる。阿部氏は、個々の文献に対する分析を踏まえ、中世の四書鈔本・注釈書の中で、漢唐の注疏と程朱学派の注釈がどのように混在しているかを示した。ただし、持明院統の学風に属する四書の古鈔本・抄物が圧倒的に多いのに対して（室町時代の四書関係の鈔本・抄物はほぼ全部持明院統系）、大覚寺統の学風を反映する古鈔本・抄物は少数で、阿部氏による検討は前者につき詳しく、後者につき量的にやや少ない。大量の原本調査に基づくことが研究の正道である以上、資料の伝来状況の偏りによって記述に繁簡の差が生じる傾向は避けられない。

さまざまな鈔本のうち、鎌倉時代～南北朝時代の四書受容を反映する例としては、曼殊院が所蔵する鎌倉時代後期の書写と思われる『論語総略』⁴⁹、宮内庁書陵部が所蔵する天授五・六年（1379・1380）奥書本『孟子集注』、京都大学附属図書館が所蔵する弘和二年（1382）奥書本『中庸章句』が挙げられる。まず『論語総略』について、阿部氏は「殆ど皇侃の義疏の文を撮録して各項目下に配纂した体裁で、その引用は皇疏の外には、ただ程子の文五条を引くのみである」と説明し、また『花園天皇宸記』の記録⁵⁰に照らして「本書がその解説に於いては殆ど古来の旧学の伝統に従って、皇疏によりながら、論語の義理を究める態度に関しては程子の説を執ったのは、上皇が記誦浮華の文章の学を排して、義理の新学を重んぜられると共に、しかも宋学が陥り勝ちな虚学の弊を堅く戒められて訓詁の樸学を廃止し給わぬ御学風に一脈通うもの

⁴⁹ 筆者は本鈔本に目を通したことがない。最初に本鈔本を注意したのは足利衍述氏である（足利1932、867頁）。武内義雄「論語皇疏校訂の一資料——國宝論語總略について」（『武内義雄全集』第一巻、447—459頁）と阿部隆一1963（37—43頁）は重要な研究として挙げられる。

⁵⁰ 本論第四章参照。

がある」と分析した。⁵¹ ついで、天授五・六年奥書本『孟子集注』と弘和二年奥書本『中庸章句』は、南朝の朝臣が抄写したものであり、より純粋に朱子の章句集注を講じる南朝の学風を示している。この両写本はいまだ十分に研究されておらず、本論ではこのうち天授五・六年奥書本『孟子集注』について第四章で詳しく考察し、弘和二年写本『中庸章句』は今後の課題としたい。これらの資料から見れば、朝廷が分裂する以前の大覚寺統と持明院統の学風は、南北朝時代に入った後にそれぞれ南朝と北朝の朝廷に踏襲されたと考えられる。

最後に、朝廷の外における四書受容について簡略に述べておく。義堂周信（1325—1388）は二十年余り鎌倉に滞在し、のちに足利義満（1358—1408）に四書を講じたのを始めとして⁵²、足利将軍家及びその周辺に対して文化的啓蒙を行った。15世紀に入ると、中国から屢々齎された書物により、禅僧と公卿の間で宋学はいっそう流行するようになり、たとえば岐陽方秀（1361—1424）及びその門流の講学には新たに齎された朱子後学の四書注釈書の影響が見られる（本論第五章参照）。15世紀後半期以降、禅僧と清原家の地方での講学によって、地方の大名や武士も朱子学の知識を得るようになった。⁵³ 足利学校系統の四書の講読は清原家の影響を受ける傍ら、諸家の注釈を混合する傾向をさらに強めた。15世紀に足利学校で編纂された『論語発題』はその代表として挙げられる。⁵⁴ この時代に読まれた朱子学の書籍は前代より一層多くなり、『四書章句集注』は勿論、『四書輯釈』など朱子後学に編纂された注釈集成書も室町時代の抄物類に多く引用されてきた。（本論第五章参照）

⁵¹ 阿部 1963、37—43 頁。

⁵² 『空華日用工夫略集』卷三「府君特命余講中庸書、余堅辭、君懇切弗已。諸老・管領勸余云、府君本意、欲與和尚談道。今辭、甚不可也。遂講五六紙」（康暦二年（1380）八月七日）。「君又曰、昨日儒學者講孟子書、其義各々不同、如何。余曰、所見不同也。近世儒書有新舊二義、程朱等新義也。宋朝以來儒學者、皆參吾禪宗、一分發明心地、故註書與章句學迥然別矣。四書盡於朱晦庵、々及第以大惠書一卷、爲理性學本云々。余因勸以學問、々々則見聞博、々々則每臨政事、如指諸掌、凡世間出世間、不學而得道者、萬中無一、今時僧俗道替替、以不學也」（永徳元年（1381）九月廿二日）、129・147 頁。

⁵³ 足利 1932、470—485 頁。

⁵⁴ 阿部 1963、43—50 頁。高橋 2008、77—80 頁。

第二節 先行研究の問題点と本論文の主旨

1. 問題意識と先行研究

本論の主な関心は、日本中世に於ける学風の転換の中に、四書の受容がどのような位置を占め、そして四書の受容が宋・元の學術潮流にどのような繋がりがあったかという問題にある。日本中世の儒学史を考察する先行研究は様々あるが、本論と同じ問題意識を持つものは殆ど見られない。以下、まず日本中世の儒学史を論じる著作を概観する。

江戸時代末期に薩摩藩の藩士伊地知季安（1782－1867）は『漢学紀源』を著し、初めて系統的に日本朱子学の歴史を論述した。ただし、伊地知季安の著述の意図は薩南学派の顕彰にあり、桂庵玄樹（1427－1508）以来の薩摩の朱子学者については非常に詳しい一方、それ以外については簡略であり誤りも多かった。19世紀半ばになると、著作の背景は大きく様変わりする。欧米の東アジアへの拡張の圧力下に日本知識人の知的好尚は急転換し、時代の要請により洋学派が急速に成長し、江戸時代の主流イデオロギーであった朱子学は、旧制度の代表として開明派の知識人から批判され見捨てられるに至る。⁵⁵朱子学になじんできた明治の学者たちの一部は、漢学の地位低下に対する危機感、漢学の役割と地位再評価の意欲を動機として、朱子学史を著した。花岡安見『朱子学の由來』（『国学院雑誌』第六卷・第八・九・十一號）、足利衍述「朱子学の伝来と其学派」（『東洋哲学』第八編第十一號 719-724 頁；同編第十二號 796-801 頁）、井上哲次郎『日本朱子学派之哲学』（富山房、1905）、川田鐵弥『日本程朱学の源流』（川田鐵弥発行、1908）、西村天囚『日本宋学史』（杉本梁江堂、1909）などがその例である。たとえば西村天囚『日本宋学史』の「緒言」で、

明治文運の盛は、徳川三百年の教化に淵源し、徳川三百年の教化は、鎌倉室町二期の風尚に濫觴せり、鎌倉時代に伝来して、室町時代に研究し、以て徳川三百年間の普通読本たりし者は、論孟学庸の四書集註なり、四書が士人の精神教育に明効ありて、以て維新の業を立て、以て明治文運の素と為りしは、何人も否定するを得可からず、四書集註の伝来の時期、研究の状態より、

⁵⁵ 平田 2008、1-22 頁。

遂に普通読本として海内に盛行する至りし由來を考へて、以て明治文運を胚胎せし所以を説き、将来の徳育研究に資する所あるは、豈風俗澆漓の今日に缺く可からざる急務に非ずや。

と、著作の宗旨を説いている。これは、まず江戸時代の四書を中心とする朱子学から鎌倉室町時代の儒学を顧み、明治時代の文運の基礎を江戸時代の朱子学に求め、朱子学の将来への継承を望む考えを明示したものである。つまり、日本中世の儒学を考察するには、まず江戸時代の朱子学を起点とする立場である。明治時代、急激な欧化への対抗という特定の歴史的な文脈から生み出されたこの立場は、当時の研究に共通するものであったのみならず、明治時代以降の研究の姿勢にも長く潜み続けた。

1932年に出版された足利衍述の遺著『鎌倉室町時代之儒教』（日本古典全集刊行会）は、江戸時代から明治時代に蓄積された日本中世儒学史研究の総括的な成果だと言える。本書は史料を網羅し、より客観的な態度で先行研究の異同を検討し、鎌倉時代から戦国時代までの日本儒学史の全体像を系統的に考察した画期的な著作として、以後の研究の共通の出発点となった。ただし、本書は明治時代における研究の延長線上にあり、明治期の研究の視点を多く踏襲している。例えば、足利氏は朱子学伝来前後における学風の転換を「旧新儒教の交渉」という枠組みで考察したのみで、朱子学伝来以前には経学が長らく文学により抑えられていたことについては、ただ第一章の「総説」で少し言及するに止まり、ほとんど大局に関わらない問題のように扱っている。また、江戸時代には四書中心の朱子学が官学イデオロギーとなったが、13世紀～14世紀における儒学でも同様だったわけではない。13世紀中期に禅僧によって齎された書物には、朱子の著作だけではなく、程朱学派内部の「異端」の著作及び二程以前の宋学を反映する書物も含まれている。鎌倉時代末期～南北朝時代に、これらの書物は、花園天皇・虎關・中巖など当時の高級知識人に受容され、儒学精神の振興ないし政治改革思想の動力となる。足利氏は、この複層的な宋学受容の脈絡に注意することなく、中世に朱子学がどのように発達してきたかの経緯だけを論じている。つまり、足利氏は江戸時代に官学として定着した朱子学の視点から、それ以前の上代-中世-近世の儒学史を連続したプロセスとして考えているのであろう。この視点は、さらに江戸時代に発達し幕末に提唱された「大義名分」「尊王攘夷」の観念とも関係している。足利氏の著書は、南北朝朝廷の朱子学受容について根拠が乏しいまま結論を下したところ

があり、その影響は現在にまで及んでいる（本論第三章参照）。それに対して丁寧な史料批判を行った岩橋小弥太氏は、「又宋学といつても色々あつて、単に新注の經書を講釈するばかりのもあれば、形而上学的な窮理に力を入れるのもあり、それを悉く一様に闇齋学派の様な大義名分を高張するものの如く考へてしまふのも不思議である。」⁵⁶と指摘し、足利氏の著書の根本的な問題点に迫っている。

足利氏と異なる構図を示すものとして、牧野謙次郎が昭和初年からほぼ十年をかけて早稲田大学高等師範部で行った講義ノートを基礎に編纂された『日本漢学史』（世界堂書店、1938）が挙げられる。牧野氏のこの著書は、漢文学・国文学一般に対する考察を含め、中世に於ける朱子学伝来の影響をより大きな視野で捉えている。ただし、講義ノートに基づいて編纂された遺著であるため、引用史料の多くが省略され、論述も簡略である。牧野氏以降、関係する研究としては大江文城『本邦儒学史論考』（全国書房、1944）、芳賀幸四郎『東山文化の研究』（河出書房、1945）と『中世禅林の学問および文学に関する研究』（学術振興会、1956）が挙げられる。足利氏に見られた、上代-中世-近世の儒学史を連続として観察する手法は、これらの著書にも見られる。しかも、大江氏と芳賀氏の著作は、足利が提起した「旧新儒教の交渉」という枠組みを、「五経」から「四書」へ、或いは古注派から新注派へという構図にさらに単純化してしまった。

第二次世界大戦後になると、日本中世儒学史の研究は総体的に少なくなった。そのなかで阿部隆一氏が1960年代に公表した長篇論文「本邦中世における大学中庸の講誦伝流について一学庸の古鈔本並に邦人撰述注釈書より見たる」（『斯道文庫論集』第1輯、1962、1-84頁）・「室町以前邦人撰述論語孟子注釈書考（上）」（『斯道文庫論集』第2輯、1963、31-98頁）・「室町以前邦人撰述論語孟子注釈書考（下）」（第3輯、1964、1-90頁）は特に注意に値する。上節に述べたとおり、阿部氏は初めに鈔本・抄物など中世四書講読の実物資料から切り込み、「四書」が中世にどのように講読されたかを解明し、中世の朱子学受容史の具体像を描いた。高橋智氏『室町時代古鈔本「論語集解」の研究』（汲古書院、2008）は調査対象を異にするが、阿部氏が開いた文献研究の方法を継承し、室町時代に於ける『論語』受容の研究を進めた。なお、小川剛生氏『二条良基研究』（笠間書院、2005）は、これまでの研究では詳らかにされてい

⁵⁶ 岩橋 1939、15 頁。

かった、14世紀北朝の朝廷でどのように『孟子』が受容されたかの状況がある程度明らかにした。

2. 本論の主旨と今後の研究の展望

本論は以上諸氏の論著を参照し、殊に足利氏と阿部氏の研究を重視しつつ、先行研究が持つかも知れない欠点を意識し、古記録・古鈔本・古版本を含む個々の文献に対する細緻な解説・考証を踏まえ、中世日本に於いて四書が書物として受容された経過を研究し、日本思想史の文脈からこの受容の意義を問い直し、そしてこの受容がどのように宋・元の学術潮流に繋がったかを解明しようと試みたものである。

中世日本に於ける四書の読書史は、『四書章句集注』が13世紀前半期に伝来してから、17世紀に朱子学が江戸時代のイデオロギーとして樹立されるまで、凡そ四百年に及ぶ。鎌倉末期～南北朝時代において、四書は天皇家を中心とした貴族集団に受容され、政治改革の思潮をもたらす作用もあり、特に輝かしい存在であった。15世紀以降になると、四書を学ぶ階層が、朝廷の公卿はもちろん、将軍家から地方の領主までの武士らにも広がる。ただし、15世紀以後になると、『四書章句集注』は単なる経書の注釈として講読される傾向が強くなり、新しい思想としての宋学の受容は活気を失ったとも言えよう。江戸時代に入ると、唐船によって大量に齎された明・清版漢籍の影響もあり、四書は広く講読され、中等以上の社会階層の基本的教養となった。

本章第一節で論じた通り、日本近世には『四書章句集注』が完全な形態で受容された状況と異なり、中世における「四書」の受容には古注疏の解釈も混在していた。これは、『四書章句集注』が一つの完全な思想体系として認識されたかどうかという、朱子学の根本的な問題にも関わっている。⁵⁷それ故に、本論は単に中世日本に於ける『四書章句集注』の読書史を論じるのにとどまらず、四書受容と関わる学風の転換に対する考察も行った。なお、本論中に用いた資料には、断片的なものが多い。これは、日本近世の儒者の場合と異なって、日本中世に宋学を受容した人々は、自らの儒学思想を体系的に表す文章を書くことが少なかったためである。

本論第二章～第五章の梗概は以下のとおりである。

第二章「四書伝来前後の学風」は、四書及びほかの宋儒の著述の伝来につき確実な記載が残る13世紀中葉前後の学風の転換を論じる。13世紀中葉以前の日本の学風を論じるにあたっては、平安時代と鎌倉時代の大学寮や博士家をめぐる資料から、平安

⁵⁷ 楊 2013、275-297頁。

時代に起きた明経道の地位下降と紀伝道の隆盛という動きが、唐代中期～宋代初期に文学を中心とした進士科が経学を中心とした明経科を抑えるに至る潮流と類似することを指摘する。13世紀中葉以後の学風については、円爾が宋から齎した書籍を基礎に編纂された『普門院経論章疏語録儒書等目録』を分析し、13-14世紀の禅僧の読書に現れた新たな動向につき考察する。『普門院経論章疏語録儒書等目録』が提示した当時代の学問のながれは、虎關師鍊と中巖圓月にも見られている。虎關と中巖は、朱子学だけではなく、北宋の儒学思想も受容したことにつき注意した。

第三章「漢籍の読書記録から見た花園天皇の学問」は、鎌倉時代末期～南北朝初期に於いて朝廷の学風を考察するのに最も基礎かつ重要な史料である『花園天皇宸記』を読み、先行研究で誤読されている記載や見落とされた重要な事実を明らかにしようと試みた。まず朱子学が建武新政の指導的思想として働いたという学説の沿革を回顧し、鎌倉時代末期～南北朝時代初期に朱子学の果たした役割に関する従来の認識及びその問題点を整理する。つぎに『花園天皇宸記』の記載を踏まえ、花園天皇が退位以後に読書の方向を転じ、幼い頃から宮中の学風の薫陶を受けて培われた「風月」に対する好尚を捨て、四書と六経を読み、頻繁に朝臣を集めて儒家経書の「談義」を開いたことを論じる。第三節「学問の転換と理学」は、『花園天皇宸記』に見られる花園天皇が退位以後に提唱した学問の理念、後醍醐天皇周辺の学問に対して抱いていた意見などを分析し、「学道之御記」「誠太子書」のテキストを改めて解説し、「風月」を抑え、六経を重視する学問は、唐代の学風の影響を受けた平安時代以来の学風に対する反撥であり、宋学と同じ性格を持っていたことを論じる。花園天皇が提唱した経学は、それまでと同じく漢唐の訓詁注疏を基礎としていても、漢唐経学の仕組みと異なり、宋儒の経学と同じ関心を持っていたと考えられる。

第四章「南北朝の四書伝習——宮内庁書陵部所蔵の天授五・六年奥書本『孟子集注』について」は、宮内庁書陵部に所蔵される天授五・六年奥書本『孟子集注』について論じる。天授五・六年奥書本『孟子集注』は、南北朝時代唯一、そして日本最古の『孟子』写本である(宮内庁書陵部本『群書治要』に節抄された『孟子』を除く)。本写本について、『図書寮典籍解題』は「和州の榮山寺(大和宇智郡)行在所に於いて、唐本及び仲盛卿の自筆本を以て書写校合したもので、おそらく南朝に伝えた朝臣の手に成るものと推定」した。これに対して阿部隆一氏は、書陵部蔵本が「実は遙か時代の降った室町後期の移写にかかる」と異なった見解を示し、以後公刊された研究はい

ずれも阿部氏のこの結論を受け入れている。筆者は、本写本が天授五・六年に南朝の朝臣に書写された原本にほかならないと考え、本写本の抄写と校勘の過程を詳しく分析することによって、書写にあたって数種類の刊本と鈔本が利用されたことを明らかにした。本写本は、14世紀後半期に宋元版『四書集注』が南朝朝廷で流行した状況にある程度示している。

第五章は「中世後期共通の読書の底流：『四書章句』の流行について」である。室町時代の清原家の四書講釈は、持明院統の学風の延長線にあり、注釈と訓読には漢唐の注疏と朱子の集注を併用するのみならず、後から伝来した朱子後学の疏釈集成書も屢々参照している。日本に受容された朱子後学の疏釈集成書には、主として胡炳文『四書通』・陳櫟『四書發明』・倪士毅『四書輯釈』・王元善『四書通考』・程復心『四書章句』などがある。本章は程復心『四書章句』の版本の系譜及びそれが流行するに至った事情につき分析する。『四書章句』には、室町時代の禅僧と清原家の所蔵を経た元版が現存し、明代に編纂された『四書輯釈』・『四書通考』との合刊本が中世後期～近世初期日本に受容され、さらに明版を復刻した朝鮮版も近世初期に日本に齎された。本章は、『四書章句』への分析によって、元代の朱子学者が積極的に出版した『四書章句集注』の疏釈集成書が、どのように中世日本の四書講読を深化させ、室町時代の学風に影響を与えたかを明らかにする。

なお、詩賦を重視する学風が儒学の義理を強調する学風に転換したという儒学復興は、宋代中国と中世日本のみならず、高麗後期～李朝初期（13世紀後半期～14世紀）の朝鮮半島も経験したできごとであろうと思われる。⁵⁸朝鮮半島の学術史との対照研究をすすめ、中世日本に於ける四書の受容と学風の転換を東アジアの歴史にどのように位置づけるかは今後の課題となる。

⁵⁸ 『高橋亨朝鮮儒学論集』、6-17頁。

第二章 四書伝来前後の学風

第一節 四書伝来以前の学風——文学と経学の関係から見る

1. 平安時代の学制と唐の学風

律令時代の学問体系は、養老年間（717-724）に編纂された『養老令』の「学令」から伺える。すなわち、

凡教授正業、周易、鄭玄・王弼注、尚書、孔安國・鄭玄注、三禮・毛詩、鄭玄注、左傳、服虔・杜預注、孝經、孔安國・鄭玄注、論語、鄭玄・何晏注。

凡そ正業を教え授けること、『周易』には鄭玄・王弼が注、『尚書』には孔安國・鄭玄が注、三礼・『毛詩』には鄭玄が注、『左伝』には服虔・杜預が注、『孝経』には孔安國・鄭玄が注、『論語』には鄭玄・何晏が注。

凡禮記・左傳、各爲大經、毛詩・周禮・儀禮、各爲中經、周易・尚書、各爲小經。通二經者、大經内通一經、小經内通一經。若中經、即併通兩經。其通三經者、大經・中經・小經、各通一經。通五經者、大經並通、孝經・論語、皆須兼通。

凡そ『礼記』・『左伝』をば、各々大經とせよ。『毛詩』・『周礼』・『儀礼』をば、各々中經とせよ。『周易』・『尚書』をば各々小經とせよ。二經に通ぜらんひとは、大經の内に一經に通じ、小經の内に一經に通ぜよ。若し中經ならば、即ち併せて兩經に通ぜよ。その三經に通ぜらん人は、大經、中經、小經、各々一經に通ぜよ。五經に通ぜらん人は大經はみな通ぜよ。『孝経』・『論語』はみな兼ねて通ずべし。

凡算經、孫子・五曹・九章・海島・六章・綴術・三開重差・周髀・九司・各爲一經、學生分經習業。

凡そ算經は『孫子』・『五曹』・『九章』・『海島』・『六章』・『綴術』・『三開重差』・『周髀』・『九司』を各々一經とせよ。學生は經を分けて業を習へ。

凡書學生、以寫書上中以上者聽貢。¹

凡そ書學生は、写せる書の上中以上なる者を以って貢ることをゆるせ。²

などの大学寮生徒の課業に対する規定がある。これは『新唐書』が記載した唐代国子
学生徒の課業、

凡禮記・春秋・左氏傳爲大經、詩・周禮・儀禮爲中經、易・尚書・春秋公
羊傳・穀梁傳爲小經。通二經者、大經・小經各一、若中經二。通三經者、大
經・中經・小經各一。通五經者、大經皆通、餘經各一。孝經・論語皆兼通之。
凡治孝經・論語共限一歲、尚書・公羊傳・穀梁傳各一歲半、易・詩・周禮・
儀禮各二歲、禮記・左氏傳各三歲。學書、日紙一幅、間習時務策、讀國語・
說文・字林・三蒼・爾雅。凡書學、石經三體限三歲、說文二歲、字林一歲。
凡算學、孫子・五曹共限一歲、九章・海島共三歲、張邱建・夏侯陽各一歲、
周髀・五經算共一歲、綴術四歲、緝古三歲。記遺・三等數皆兼習之。³

『礼記』・『春秋左氏伝』をとともに大經とし、『詩』・『周礼』・『儀礼』をと
ともに中經とし、『易』・『尚書』・『春秋公羊伝』・『穀梁伝』をとともに小經とす
る。二經に通じる場合は、大經・小經各々一經に通じるか、中經二經に通じ
る。三經に通じる場合は、大經・中經・小經各々一經に通じる。五經に通じ
る場合は、大經全てに通じ、他の經は各々一經に通じる。『孝經』・『論語』
は、どの場合でも兼ねて通じる。『孝經』・『論語』を学習するのはあわせて
一年とし、『尚書』・『公羊伝』・『穀梁伝』は各々一年半、『易』・『詩』・『周礼』・
『儀礼』は各々二年、『礼記』・『左氏伝』は各々三年とする。書道を学ぶた
め毎日紙一幅を書き、あいまに時務策を習い、『国語』・『説文』・『字林』・『三
蒼』・『爾雅』を読む。書学に就くものは、石經三体が三年、『説文』が二年、
『字林』が一年とする。算学に就くものは、『孫子』・『五曹』があわせて一
年、『綴術』が四年、『緝古』が三年。『記遺』・『三等數』は、どの場合でも
兼ねて習う。

¹ 『令集解』卷十五「學令」、447-456頁。

² 『養老令』「學令」の翻訳は會田範治『註解養老令』による、593-604頁。

³ 『新唐書』卷四十四「選舉志 上」、1160頁。

とほぼ一致している。奈良時代の学校制度は、主に唐代初期の国子学を模倣し⁴、経書を学問の中心にし（『養老令』が規定した経書が唐の制度と異なる点は、『春秋公羊伝』『春秋穀梁伝』がないことだけである）、書学と算学を独立した専門とし、それぞれの学修書目を規定している。『文選』と『爾雅』は、『養老令』に正式の学修書目として列挙されていないが、『大宝令』では任意に選択し学べる書物として規定されたと思われる。⁵なお、同じ『養老令』の「選叙令」によると、「進士」の試験を受けるものは、『文選』と『爾雅』を読む能力が必要である。⁶

しかし、『養老令』に見える学制はそのままに維持されることがなかった。『延喜式』⁷は大学寮の講習書目及び学生の種類を、

凡應講説者、禮記・左傳、各限七百七十日、周禮・儀禮・毛詩・律、各四百八十日、周易三百一十日、尚書・論語・令、各二百日、孝經六十日、三史・文選各準大經、公羊・穀梁・孫子・五曹・九章・六章・綴術、各準小經、三開・重差・周髀・共準小經、海嶋・九司・亦各準小經、

凡須講、經生者三經、傳生者三史、明法生者律令、算生者漢晉律曆志・大衍曆議・九章・六章・周髀・定天論、並應任用諸國博士、⁸

凡そ講説すべきものは、『礼記』・『左伝』が各々七百七十日に限り、『周礼』・『儀礼』・『毛詩』・『律』が各々四百八十日、『尚書』・『論語』・『令』が各々二百日、『孝經』が六十日、三史・『文選』が各々大經に準じ、『公羊』・『穀梁』・『孫子』・『五曹』・『九章』・『六章』・『綴術』が各々小經に準じ、『三

⁴ 奈良時代の学制は、完全に唐の学制を模倣したわけではなく、新羅の学制を模倣した点もあったと指摘される。久木 1990、49-54 頁。

⁵ 「古記云、問、注文選・爾雅亦讀、未知、必令讀以不。答、任意耳。」『令集解』卷十五、447 頁。この記載について、桃 1983 は大宝令の規定で大学寮に『文選』と『爾雅』が「副次的に学ばれた」と解釈し（134 頁）、久木 1990 は「儒学科の自由選択教科書」（63-64 頁）と解釈している。

⁶ 「進士、取明閑時務、并讀文選・爾雅者。」『令集解』卷十七、504-505 頁。

⁷ 『延喜式』は延喜五年（905）－延長五年（927）に編纂されたが、弘仁十一年に（820）纂定された『弘仁式』と貞観十三年（871）に纂定された『貞観式』の訂正増補によって成り立ち、『弘仁式』『貞観式』から襲った内容が多いと思われる。『國史大系書目解題』上、431-454 頁。

⁸ 『延喜式』卷二十「大学寮」、523-524 頁。

開』・『重差』・『周髀』がともに小経に準じ、『海嶋』・『九司』も各々小経に準じる。

凡そ講すべきものは、経生であれば三経、伝生であれば三史、明法生であれば律令、算生であれば漢晋の律曆志・『大衍曆議』・『九章』・『六章』・『周髀』・『定天論』、すべて諸国の博士を任用すべし。

と規定している。『養老令』「学令」と比較すると、『延喜式』に見える著しい変化は、「三史」（『史記』『漢書』『後漢書』）と『文選』が加えられ、しかもそれぞれの講習期間が大経に準じるとされることである。「伝生」の必修科目が「三史」であることも明文で規定されている。『養老令』が制定された8世紀初期と『延喜式』が編纂された10世紀初期の間の学制の変化としては、いわゆる「紀伝道」の成立が最も注目される。

8-10世紀の文献における「伝生」と「文章生」及び「紀伝道」と「文章道」の記述は錯綜しており、名称・実態のいずれについても従来諸説があった。⁹久木幸男氏の説によれば、9世紀中頃以降に成立した「紀伝道」は詩賦と史伝を兼修する科目であり、文献によっては「文章道」とも呼ばれるが、正式の名称はあくまでも「紀伝道」である。また、「紀伝道」の成立以前、8世紀初に既に「文章博士」と「文章生」という名称が存在し、これがそのまま後の「紀伝道」の教官と学生の正式の名称となったために混乱が生じやすくなったという。本論は、この久木氏の意見が妥当だと認める。¹⁰『養老令』が制定されて間もなく、神亀五年（728）に律学博士二人と文章博士一人を増すことが新たに規定された。「文章生」は天平二年（730）に置かれ、定員が二十人、無位無官の「白丁」や下級官人「雑任」身分の「聡慧」な者から選考することが規定された。¹¹学生定額は天平二年の規定によると二十人、大学寮全体の定員四百三十人¹²と比較するとかなりな少数であった。それ以降においては、大学寮各科の具体的な学生数を示す文献が欠けており、実際の状況は明らかでない。しかし、問題は「紀伝道」の学生数ではなく、その社会的地位の変化である。弘仁十一年（820）

⁹ 「紀伝道」の名称に関する諸説の整理は久木 1990（356-381頁）が詳しい。

¹⁰ 久木 1990、370-381頁。

¹¹ 本論第一章の注 28 を参照。

¹² 『令集解』卷三「職員令」「學生四百人掌分受經業……算生三十人掌習算術」、81頁。

十一月十五日の官符¹³は、文章生の身分を「良家」の子弟でなければならないことを規定した。¹⁴弘仁十一年官符が制定されたのは、貴族社会が「紀伝道」の学問を重視し、その学問を独占する意図があったのであろう。9世紀以降、菅原道真(845-903)・大江匡衡(953-1012)などは主に「紀伝道」出身であったし、付録1「平安時代天皇読書に関する記載」によると、平安時代の天皇の読書も「紀伝道」で学ばれる「三史」と『文選』に重点を置いていた。鎌倉時代の天皇の読書に関する記載は平安時代のように豊富ではないが、伏見天皇(1265-1317、1287-1298在位)が文章博士菅原在嗣・菅原在兼・藤原兼倫を侍読にし、『史記』と『後漢書』を読んだことが『伏見院御記』から伺える。¹⁵花園天皇(1297-1348、1308-1318在位)は退位以前に文章博士を侍読にして「三史」と『文選』を読み、しかも「明経道侍読、凡希有事也」¹⁶ということを宸記に明記した。つまり、9世紀～14世紀初頭に「紀伝道」の学問は本来大学寮の中心科目であった「明経道」の学問よりも貴族社会で重視されていたのに違いない。

唐の国子学には、日本の「紀伝道」に相当する学科が設置されていなかった。桃裕行氏は、中国になかった紀伝道が日本で発達した理由を「抽象的な政治道徳的なものより、具体的歴史的なものへの、我國民性の志向による自然的発展を示すものに他ならない。これが、同じく道徳的羈絆を脱して、審美的見地から見直され始めた文学と合体して本朝四道の学の随一を方造ったのが紀伝道であったのである」と指摘し、¹⁷久木氏は文学科設立当時の目的が、桓武天皇の代に華やかな宮廷文化の要求で、作詩能力を有する人材を養成することであると考へ¹⁸、「中国宮廷の風習を移植する手段という性格を持っていたのであるが、九世紀前半の漢文学の普及・発展も、おそらくこの

¹³ 『本朝文粹』卷二「應補文章生並得業生復舊例事」「案唐式、照文・崇文兩館學生、取三品已上子孫、不選凡流、今須文章生者、取良家子弟」、38頁。

¹⁴ この官符は制定されて間もなく反対の意見が現れ、最初から厳重に守られていなかったかもしれないと久木氏が指摘している。久木1990、155-159頁。

¹⁵ 『伏見院御記』弘安十年(1287)十一月十二日「在嗣朝臣□(參カ 原校)朝餉、侍御讀、上御簾敷簀子於圓座、御座前居文臺置五帝本紀」、同十四日「在兼朝臣御讀、後漢書第二、其儀同在嗣參時」、同二十日「入夜兼倫朝臣參御讀、後漢書帝紀二、其儀同前云々」。322、323頁。

¹⁶ 『花園天皇宸記二』元亨二年(1322)十二月二十四日、20頁。

¹⁷ 桃1983、150頁。

¹⁸ 久木1990、84-87頁。

時代の唐制の系統的採用と結合した律令再建政策と無縁とはいえないであろう」¹⁹と説く。

ただ、「紀伝道」の成立に関しては、唐代における学風全体の影響を考えに入れる必要があるのではないか。日本の大学寮が模倣した唐の国子学は、經学の教育を中心としていた。²⁰しかし、唐の太宗の時（626-649）に非常に盛んであった国子学は²¹、高宗朝（649-683）の後期から衰退し始め²²、武后朝（684-704）にはさらに衰えたとされる²³。8世紀中期に朝廷は国子学の再興に力を尽くしたが、実効はなかったようである。²⁴一方、唐代の進士科は高祖武徳四年（621）か五年（622）に設立され²⁵、高宗以後に文学才能を持った士人に最も歓迎される科目となった。²⁶しかも進士科は、高宗と武後の時に地位が向上し、官界での地位上昇につながる最も有効なルートとなり、徳宗以後の宰相は多く進士科の出身となったとされる。²⁷

¹⁹ 久木 1990、135 頁。

²⁰ 『唐六典』卷二十一及び上文に引用した『新唐書・選舉志』の文。

²¹ 『新唐書』卷四十四「選舉志 上」：「及太宗即位、益崇儒術、乃於門下別置弘文館、又增置書・律學、進士加讀經・史一部。十三年、東宮置崇文館」、1163 頁。『唐會要』卷三十五「學校」：「貞觀五年以後、太宗數幸國學・太學、遂增築學舍一千二百間。國學・太學・四門亦增生員。其書・算等各置博士、凡三千二百六十員。其屯營飛騎、亦給博士、授以經業。已而高麗・百濟・新羅・高昌・吐蕃諸國酋長、亦遣子弟請入國學。于是國學之內、八千餘人、國學之盛、近古未有」、739 頁。

²² 『唐會要』卷三十五「學校」：「光宅二年、梓州陳子昂上疏曰、臣竊有私恨者、陛下欲興崇大化、而不知國家太學之廢、積以歲月久矣。學堂蕪穢、略無人蹤、詩・書・禮・樂、罕聞習者」、739 頁。「聖歷二年十月、鳳閣舍人韋嗣立上疏曰、．．．國家自永淳以來、二十餘載、國學廢散、胄子衰缺。時輕儒學之官、莫存章句之選」、740 頁。

²³ 『新唐書』卷四十四「選舉志 上」：「武后之亂、改易舊制頗多。中宗反正、詔宗室三等以下、五等以上未出身、願宿衛及任國子生、聽之」、1164 頁。

²⁴ 『新唐書』卷四十四「選舉志 上」：「代宗廣徳二年、詔曰、古者設太學、教胄子、雖年穀不登、兵革或動、而俎豆之事不廢。頃年戎車屢駕、諸生輟講、宜追學生在館習業、度支給廚米。」「元和二年、置東都監生一百員。然自天寶後、學校益廢、生徒流散」、1165 頁。

²⁵ 『唐摭言』卷一「統序科第」：「始自武徳辛巳歲四月一日、敕諸州學士及早有明經及秀才・俊士・進士明於理體為鄉里所稱者、委本縣考試、州長重覆、取其合格、每年十月隨物入貢。斯我唐貢士之始也」、1 頁。趙倬「李奕登科記序」：「武徳五年、帝詔有司、特以進士為選士之目、仍古道也」、『文苑英華』卷七百三十七、3841 頁。

²⁶ 『唐摭言』卷一「述進士上篇」：「永徽以前、俊・秀二科猶與進士並列、咸亨之後、凡由文學一舉於有司者、竟集於進士矣」、3 頁。

²⁷ 陳寅恪『唐代政治史述論稿』、21-23 頁。

紀伝道が伝授する教科書『文選』と「三史」も8-9世紀の唐の学風と緊密な関係がある。「三史」は、唐に最初が弘文館と崇文館の生徒の試験に含まれ、国子学にも講じられていたが、重視されなくその学問が段々式微となり、9世紀以降に再び士人の関心を惹いた。²⁸『文選』は、六朝以来詩賦を作るに必修する古典文学の規範である一方、進士科の入試にも深く関わっていた。『新唐書』「選舉志」に

武宗即位、宰相李德裕尤惡進士。

德裕曰、鄭肅、封敖子弟皆有才、不敢應舉。臣無名第、不當非進士。然臣祖天寶末以仕進無他岐、勉強隨計、一舉登第、自後家不置文選、蓋惡其不根藝實。

武宗(840-846在位)が即位すると、宰相の李德裕はひどく進士を嫌った。德裕が言うには、鄭肅・封敖の子弟はみな才能があるのに、科挙に応ずる勇気がない。臣は科挙に及第したことがないので、進士を非議するはずがない。しかし、臣の祖父は天寶の末年に、官職につく道が他になかったため、やむを得ず試験に参加し、一回で合格した。それ以降は家に『文選』を置いていない。それが実質のある学問に基づかないことを嫌ったのであろう。

という記載がある。李德裕の祖父が、家に『文選』を置かなかったことをわざわざ言っているのは晩唐士人にとって『文選』がどれだけ普遍的な教養となっていたかを伝えている。

以上のように、9世紀に始まる紀伝道の流行は、日本独自に発達した学風とは言い難く、経書を中心した国子学が衰微し、文学的才能を重視する進士科が繁栄するようになった唐の学風と一致している。遣唐使が廃止された寛平六年(894)以前に、日

²⁸ 『新唐書』卷四十四「選舉志 上」:「凡弘文・崇文生、試一大經、一小經、或二中經、或史記、前後漢書、三國志各一、或時務策五道。經史皆試策十道。經通六、史及時務策通三、皆帖孝經・論語共十條、通六為第」、1162頁。『唐會要』卷七十六「貢舉中」:「[長慶二年(822)二月、諫議大夫殷侗]又奏、歷代史書、皆記當時善惡、係以褒貶、垂裕勸戒。其司馬遷史記、班固・范曄兩漢書、音義詳明、懲惡勸善、亞於六經、堪為世教。伏惟國朝故事、國子學有文史直者、弘文館弘文生、並試以史記・兩漢書・三國志、又有一史科。近日以來、史學都廢、至於有身處班列、朝廷舊章、味而莫知、況乎前代之載、焉能知之。伏請置前件史科、每史問大義一百條、策三道」、1655頁。

本の貴族は唐の官僚や士人と交流する可能性を前提に学んでおり、中国の学風に接近しようとするのは自然であろう。ただし、中国の文学的伝統において、史伝は文学の一部であり、教養として史伝の知識は不可欠であったにも関わらず、史学と文学を兼修する学科が中国で設立されることはなかった。紀伝道が三史と『文選』を兼修する学科になったのは、恐らく平安時代の修史事業に関係が深かったのではないか。

2. 博士家学化時代の経学

平安時代後期になると、大学寮における博士が世襲となり、学問全般が家学化し、明経博士は中原家と清原家に、紀伝博士は菅原家・大江家及び藤原氏の式家・南家・日野家に固定した。中原家は良忠（天曆五年（951）卒、年七十八）が最初の博士であり、致時・師遠（大治五年（1130）卒、年八十）など十五人が博士となり、助教・直講に任じられるものも多かった。清原家は博士になったのが中原家より遅く、広澄（寛弘六年（1009）卒、年七十六）が最初の博士であり、平安時代には頼隆（天喜元年（1053）卒、年七十五）・定俊など六人が博士となった。平安時代を通じて、中原家は天皇の侍読を務めたものが一人もおらず、清原家は平安末の大儒清原頼業（文治五年（1189）卒、年六十八、高倉院侍読）しかいなかった。

鎌倉時代に明経博士となった人数は、中原家が十二人、清原家が九人であった。博士となった人数こそ少なかったものの、清原家は教隆・良枝などの大儒があらわれ、侍読を務めた者も数人あり、本家の清原良季（正応四年（1291）卒、年七十一）が亀山天皇と後宇多天皇の侍読、同良枝（元弘元年（1331）卒、年七十九）が亀山・後宇多・後二條・後伏見・花園・後醍醐・光厳の七代の天皇の侍読、同宗尚（正中二年卒（1326）が四代の天皇（待考）の侍読、別家の教隆の子直隆（正元元年（1259）卒、六十六）が後宇多天皇の侍読、直隆の子教元が後二條・花園天皇の侍読となった。²⁹なお、当時最も功績が大きかったのは、将軍藤原頼嗣と宗尊親王の侍講を務め、北條実時の金沢文庫の設立に大きな役割を果たした清原教隆（文永二年（1265）卒、年六十七）であった。

しかし、明経家の地位を位階から見れば、平安・鎌倉時代は中原致時（正暦三年（993）卒、年五十二）と清原定俊（長治二年（1105）卒、年六十八）が最高で従四位となっ

²⁹ 以上述べた平安時代と鎌倉時代の清原・中原家の資料は、『尊卑分脈』第四篇、157-166頁、『系圖纂要』第十三冊、461-516頁、第十四冊441-481頁による。

たことを除けば、通常は正五位と従五位にとどまり、菅原家など高名な文章博士家と同列に論じることができない。菅原家は清公以来、道真（承和十二年（845）生、宇多・醍醐天皇侍読、式部大輔、生前従二位、没後正一位追贈、文章博士、大学頭、延喜三年（903）没）などの人物が平安時代に輩出し、鎌倉時代になっても没落せず、二・三位に昇った人が多かった。³⁰菅原家が侍読を務めた状況は「菅儒侍読年譜」³¹により窺うことができ、平安時代に五人、鎌倉時代に十六人がいる。

明経道と紀伝道の地位の差は、『玉葉』の以下の記載からも知られる。安元二年（1176）正月十九日に、当時の右大臣九條兼實は菅原在茂がその子在高の学問料を求めたことに対して、

在茂子学問料事、儒中傾奇云々、在茂雖爲菅家、位僅従上五位、已末儒也、非内举之次第、未曾有如此浅位之者举其子之例、云々。

在茂の子学問料のこと、儒の中に傾奇とうんぬん。在茂は菅家たるといへども、位は僅かに従上五位、已に末儒なり、内举の次第にあらず、未だ曾てこれの如き浅位のものその子を挙げる例有らざると、うんぬん。

と述べた。³²従五位上の在茂は兼實に菅原家の「末儒」として蔑視されたが、清原・中原家の場合は従五位を超えた者が稀であった。

平安時代から鎌倉時代中期の学風は、経学より文学が優位に立つものであったことは上に論じたとおりである。此の時代の日本の経書の講じかたは、唐代経学の範式に準じており、『周易』・『尚書』・『毛詩』・『周礼』・『儀礼』・『礼記』・『春秋』及び『孝経』・『論語』を対象として（但し、『周易』は五十歳以前に読まない習慣があった）、漢人の注と六朝人の疏、また唐人の正義を合わせて学習し、『經典积文』を参照するのが一般的であった。金沢文庫成立初期の蔵書や清原教隆が北條實時などに教授した書物から見ると、13世紀上半期の清原家は全く唐代経学を墨守していたと考えられる。

33

³⁰ 『尊卑分脈』第四篇、57－79頁。

³¹ 『續群書類従』第四輯上卷九十、346－355頁。

³² 『玉葉』卷十九、第一冊、512頁。

³³ 清原教隆の学問に関しては、足利 1932（113－119頁）・關 1951（265－374頁）を参照。

博士家以外で、当時の公卿の中では随一の学者と思われる藤原頼長（1120－1156）の日記『台記』から見ると、経書に関する読書の範囲は漢魏六朝の注疏・唐の正義を出ない。頼長は仁平元年（1151）九月二十四日に宋商劉文沖に書物の購入を依頼しており、³⁴その注文リストに見える宋代儒学に関する著作は北宋の孫復『春秋尊王發微』（『春秋尊王發攸』と誤写。第一章参照）が唯一のものであり、他に「五経」と『論語』・『孝経』の漢注・六朝疏・唐疏が多く見られ、讖緯書もある。リストに列挙された本が最終的に購入できたかどうかは詳らかでないが、頼長が漢唐の経学に熱中し、当時宋で流行していた理学家の著作を殆ど視野に入れなかったことは確実である。足利衍述氏は『台記』康治二年（1143）九月十二日の「又見檀弓上下、學記・中庸重可見也、爲殊勝之卷故也」と十五日の「中庸見了」を挙げ、藤原頼長の「中庸崇信」を証明している。しかし、同年七月廿一の記録「皇太后大進故業、借送禮記摺本一部七十卷、勝得萬戸侯」と廿五日の記録「見禮記、文々高讀、今日初見也、去年一部見之、抄了、重又一部可見也」から見れば、藤原頼長はこの間に新たに一部の宋刊本『礼記正義』を手に入れ、『礼記』を再読していた。頼長は「檀弓」「学記」と同様に、「中庸」を『礼記』の中の優れた篇と考えていたに過ぎない。中国の南朝以来、『中庸』を重視して独立に講釈する風気は、藤原頼長の読書に反映されていない。

平安時代～鎌倉時代前期の朝廷で通行していた、漢魏の注釈や唐の注疏を中心とした経学は、訓詁を講究するだけのものではなく、実用性も兼ね備えていた。『台記』久安四年（1148）九月六日の記録に「見周禮第六、同前第三十二了、作論義了、今年可有主上御元服學問、女子入内經營、仍爲置巾箱九經、學冠婚二禮」と記し、礼学が宮中儀式に関する下問への対応に重要であったことが語っている。また、経義に通じ、漢文の読解力をそなえた清原・中原家の儒者は、慣例上、外記の職に任じられ、内記が作った詔勅の草案を訂正して奏文を定めること、また宮中の先例を参考に恒例・臨時の儀式行事の執行にあたった。北畠親房『職原鈔』に

外記、大二人、相当正六位上、近代五位、少二人、相当正七位上、唐名外史。

大政官中有三局、左右弁官左右大史掌其局、外記是也。近代左大史兼左右、

³⁴ 『宇槐記抄』中、200頁。

此云官務。外記上首此云局務、仍令称両局也。外記恒例臨時公事除目叙位等事奉行之官也、尤為重職、近代清中両家任其職、於少外記者、彼両家輩、同門生等依器量任之。³⁵

と説くとおりでである。

第二節 『普門院經論章疏語録儒書等目録』と鎌倉時代末期の読書

1. 『普門院經論章疏語録儒書等目録』に見られる宋学の受容

宮中と異なり、僧侶の世界に於いては、鎌倉時代中期以来、入宋・入元僧と来日した宋・元僧の活動により、学問の新風が吹き込まれた。程朱学の日本伝来を反映する文献としては、聖一国師円爾弁円の将来書籍に基いて編纂された『普門院經論章疏語録儒書等目録』（以下『普門院目録』と略称）が最も古い。円爾が南宋に滞在した理宗の端平二年—淳祐元年（1235—1241）は、モンゴルが金を滅ぼし、中国北部を全面的に領有し始めた時期であり、南宋の朱子学が官学としての地位を獲得し、隆盛を迎えた時期でもあった。

『普門院目録』は、13世紀後半期～14世紀前半期に禅僧の学問の基盤となっていた禅寺の蔵書の状況を反映している。³⁶この目録に、四書を始め宋代道学系の著作を多く著録していることもよく知られている。次に、宋学の日本における受容をめぐり、先学により言及されていないことを、考察してみる。『普門院目録』は千字文によって配列され、医書以外の漢籍外典は「調」から「麗」までの部分に当たる。以下、当該部分に列挙された外典の一覧を示す。

調：周易二卷、同音義一卷、易總說二冊、易集解八冊

陽：纂圖互注周易一冊、同尚書一冊、同毛詩二冊、同禮記三冊、同春秋五冊、同周禮二冊、孟子二冊、呂氏詩記五冊、論語精義三冊、孟子精義三冊

雲：無垢先生中庸說二冊、晦庵集注孟子三冊、論語直解一冊、直解道德經「三」

³⁵ 北畠親房『職原鈔』卷上、『群書類從』第五輯、608頁。

³⁶ 本書目の編纂年代について、足利衍述氏は鎌倉時代末季の編纂として考えるが、上村觀光氏は文和二年（1353）に東福寺二十八世大道一以の編纂で成り、円爾以後の寺僧が齎した書籍も混じったものとする。再検討を要する。足利1932、45頁。上村1915（別巻）、1134—1137頁。

(原ト二二作り、第一劃を追筆ス) 冊、毛詩句解三冊、尚書正文一冊、毛詩三冊、胡文定春秋解四冊、五先生語二冊、晦庵大學一冊、黃石公素書一冊、太公家教一冊、小字孝經一卷「不見」(別筆)、百家姓一卷(追筆)、九經直音一卷、晦庵中庸或問七冊(別筆力)「二部六冊又一冊」、同大學或問三冊、三注三冊蒙求・胡曾・周曇、連相注千字文一冊

騰：莊子疏十卷

致：六臣注文選二十「一」(別筆) 冊、揚子三冊、文中子三冊、韓子一冊 不具、

雨：事物叢林十冊、方輿勝覽九冊、漢儒二冊、帝王年運三冊、紹運圖一冊

露：注坡詞二冊、東坡長短句一冊、詩律捷徑二冊、(追筆)「筆書訣一冊、小字」、誠齋先生四六四冊、啓劄矜式八冊、萬金啓寶三冊、聖賢事實二冊、帝王事實二冊、三曆會同三冊、京本三曆會同一冊、連珠集一冊、搜神秘覽三冊、賓客接談一冊、合璧詩學二冊、四言雜字二冊、小文字四冊

結：說文十二冊、又一部十二冊 欠第六七、爾雅兼義三冊

爲：大字玉篇五冊、大字廣韻五冊、校正韻畧二冊、韻關二冊、韻畧二冊

霜：白氏六帖八冊、歷代職源一部「十冊」(別筆)

金：白氏文集十一冊

生：韓文十一冊 不具 (別筆)「不見 元亨二」、柳文九冊 不具

麗：老子經一部二冊、莊子一部 欠自一至五³⁷

足利氏はこの目録に道学系の著作として呂祖謙『呂氏詩記』・胡安国『胡文定春秋解』・張九成『無垢先生中庸説』・朱熹『晦庵大学』『晦庵大学或問』『晦庵中庸或問』『論語精義』『孟子精義』『晦庵集注孟子』・程門後学の著作『論語直解』(程門後学の朱震・薛季宣・汪革に同一書名の著作があるが、足利氏は朱震著の可能性が高いと考える)及び著者不明の『五先生語』(足利氏は「五先生」が周茂叔・程明道・程伊川・張横渠・朱子のことだと考える)を挙げている。³⁸以下、三点を補充しておく。

第一、著録された書籍の形態と内容から見れば、印刷文化の影響は著しい。著録さ

³⁷ 『大日本史料』六編三一翻刻京都東福寺常楽庵蔵抄本。「別筆」などの注記は翻刻本のままである。

³⁸ 足利 1932、43-48 頁。

れた書籍の計量単位が殆ど「冊」であり、冊子本であることが分かる。内容に関して、例えば、「陽」號の『周易』・『尚書』・『毛詩』・『礼記』・『春秋』・『周礼』は、南宋時代に建安の書肆が刊行した科挙入試用の「纂図互注」類の經書である。その体例は、卷頭に名物・地図・系譜など經文の理解を助ける図を掲げ、本文には他の經書から関連する經文を抜き出して該当部分に注記するという特徴がある。

第二、著録された外典漢籍は、直ちに円爾の学問に関係づけることができない。例えば、「露」號には陰陽家の『三曆会同』³⁹と兒童に文字や語彙を教える『四言雜字』⁴⁰などまで含まれている。これらの書籍には、円爾以後の寺僧により齎された書籍が混じった可能性もあるが、かりに全てが円爾の将来だと見做すなら、円爾の外典の収集に於ける選択基準は判断しにくい。

第三、この書目には、程朱学正統派の著作だけではなく、程朱学派發達以前の北宋の儒学思想を反映する書籍、程朱学派傍流の著作、正統派に排斥された著作なども含まれている。次節に論述するが、北宋の理学先驅者に重んじられた『楊子』・『文中子』が「致」號には見出だされる。このうち『楊雄法言』は『楊子太玄經』とともに『日本国見在書目録』⁴¹に著録されており、早く日本に伝来したことが明らかだが、『文中子』の伝来に関しては『普門院目録』より早い記録が見出だせない。「陽」號に著録された『毛詩句解』は李公凱（時代不明、宋末元初か）の著であり、『呂氏家塾讀詩記』の考え方を継承し、当時一般に認められる朱子『詩集伝』の解釈方法と異なるものである。⁴²「雲」號に著録された『無垢先生中庸說』は、朱子はその思想を「邪說」

³⁹ 『直齋書録解題』卷十二「陰陽家類」：「三曆會同十卷、不知作者、集百忌、總聖、集正三書」、371頁。

⁴⁰ 『四言雜字』は、訴訟の用語を主とした内容である。『宋會要輯稿』「刑法三 訴訟」(紹興十三年八月二十三日、禮部言「臣僚劄子、江西州縣百姓好訟、教兒童之書有如四言雜字之類、皆詞訴語、乞付有司禁止。國子監看詳、檢准紹興勅、諸聚集生徒教辭訟文書杖一百、許人告。再犯者不以赦前後、鄰州編管、從學者各杖八十。今四言雜字、皆係教授詞訟之書、有犯、合依上條斷罪。欲乞行下諸路州軍、監司、依條施行。』從之。」十四冊、8406頁。

⁴¹ 『日本國見在書目録』「楊雄法言十三、宋襄注、楊子太玄經十三、同注」、46頁。

⁴² 朱彝尊『曝書亭集』卷四十二「跋毛詩李氏句解」：「毛詩句解二十卷、宜春李公凱仲容撰。宋自淳熙而後、說詩者率遵朱子之傳、去序言經。仲容獨取呂氏之書、櫛括以淑後進、其亦異乎勸說雷同者矣。是編購之吳興書賈舟中、原序失去、稽諸袁州府志、竟沒而不書、無從考其官閥門世、惜也」、347頁。『鐵琴銅劍樓書目』卷三「直音傍訓毛詩句解二十卷元刊本」題宜春李公凱仲容。此書各家俱未著録、惟見黃氏『千頃堂書目』、而朱氏『經義考』、錢氏『元史藝文志』並從之、蓋亦流傳絕少

として厳しく批判した楊時の弟子張九成（1092－1159、字子韶、号無垢）の著である

43

2. 虎關師鍊と中巖圓月の学問に見られる宋学の受容

『普門院目録』が示唆するとおり、13－14世紀における禅僧の学問には、程朱学派の影響が見られるのみならず、程朱学が発達する以前の北宋の儒学思想も溶けこんでいた。この事実は、14世紀前半期において最も博学であった禅僧虎關師鍊と中巖圓月の著作中によく反映されている。

いま分かる文献の中で、禅僧が教義の解説に理学の概念を導入したのは、蘭溪道隆（1213－1278）が最も早い（第一章参照）。蘭溪以降の禅僧が理学を受容したことは、彼らの文集・語録から伺える。例えば、鐵菴道生（1262－1331）は、「珪居士」という人物に送った「竹菴序」に、

不偏不倚、竹之大中也。不寛不窄、庵之大體也。⁴⁴

一方に偏らないのは、竹の中正だ。広くなく狭くもないのは、庵の根本だ。

と『中庸』の語を平易な文章に融合させている。虎關師鍊（1278－1346）は、

天下只一箇理而已。理若純正、雖詞語百端何害之有。理若迂曲、雖一句又孔之醜矣。⁴⁵

天下はただ一つの理だけがある。理が純正であれば、様々な言葉があっても妨げにならない。理がまわりくどくなったら、たとえ一句であっても余計

者。考直音始見於『明本排字九經』、不用反切、故曰直音。而此書則仍有反切、惟不用叶音、但用本音、其例又小殊也。……今世塾中盛行傍訓本、盖濫觴於此。句解者、注於每句下、而上下文語氣隔句仍復相屬、最爲曉暢。每篇悉冠以小序、其解即依序義闡發、雖隨文詮釋、亦能申明古義」、51-52頁。

⁴³ 『晦庵先生朱文公文集』卷三十九「答許順之」に「如子韶之說、直截不是正理、說得儘高儘妙處、病痛愈深。此可以為戒而不可學也」、卷四十二「答石子重」に「此道寂寥、近來又爲邪說汨亂、使人駭懼。聞洪适在會稽盡取張子韶經解板行、此禍甚酷、不在洪水夷狄猛獸之下、令人寒心」、1737頁・1924頁。

⁴⁴ 『鈍鐵集』、『五山文學全集』第一集、381頁。

⁴⁵ 『濟北集』卷十二「清言」、『五山文學全集』第一集、253頁。

なものである。

逢災而懼修、不久而得福、是天理之常也。⁴⁶

災いに遭って慎み戒め、程なく幸いを得ることは、天理のきまりである。

というなどの、「天理」の正当性から展開した議論があり、理学を受容したに違いない。彼の文「瞽瞍殺人論」には『孟子』「盡心」の「桃應問曰、舜為天子、皋陶為士、瞽瞍殺人則如之何」という問題を論じ⁴⁷、「通衡」にも『中庸』・『論語』・『孟子』に関する議論が見える。⁴⁸中巖圓月（1300－1375）の文集『東海一漚集』にも『孟子』・『中庸』の引用が屢々見られる。⁴⁹

ただし、理学を受容したことと、理学を信奉することとは別である。たとえば虎關師鍊の著作には、二程と朱子に対する批判が多く、殊に彼らの排仏思想に対する不満が強かった。例えば、南宋の圭堂居士『大明録』を論じるにあたって、虎關師鍊は

又舉程明道語、佛氏之教、滯固者入於枯槁、疏通者歸於恣肆。曰此大賢之語也。夫程氏主道學、排吾教、其言不足攻矣。堂已皈我、當辨是等之虛誣。

⁵⁰

また（圭堂居士は）程明道のことば「仏法の教えは、かたくなだと枯れ果て、物分かりがよいと勝手気ままになるものだ」を挙げて、これこそ大賢のことばだという。程氏という者は、道学を主張し、吾が教を退けるのだから、そのことばを批判する必要さえない。圭堂は、我が教に帰依しているのだから、このようなことばが根拠なく不当だと明らかにすべきだ。

と言っている。朱子に対しては、

⁴⁶ 同上、256頁。

⁴⁷ 『濟北集』卷十五「論二」、『五山文學全集』第一集、290－291頁。

⁴⁸ 『濟北集』卷十九「通衡之四」「中庸云、子路問強」の条、「論語曰、齊一變至魯」の条、「齊宣王問孟子、齊桓晉文之事可得聞乎」の条、「齊王以羊易牛」の条、『五山文學全集』第一集、347－350頁。

⁴⁹ 『東海一漚集』卷二「温中説」・「大成説」・「方中説」・「道行説」、『五山文學全集』第二集、938・943・944・946頁。

⁵⁰ 『濟北集』卷十七「通衡之二」、315頁。

朱氏已宗妙喜、却毀燈傳何哉。因此而言、朱氏非醇儒矣。⁵¹

朱氏は大慧宗杲（號は妙喜）を奉じているのに、『伝灯録』を攻撃するのはなぜなのか⁵²。これによって言えば、朱氏は真の儒者ではない。

我常惡儒者不學佛法、謾為議。（司馬）光之樸真猶如此、況餘浮矯類乎。降至晦庵益張、故我合朱氏而排之云。⁵³

わたしはいつも儒者が仏法を学ばず、でたらめに評論することを不快に感じている。すなおで飾り気のない司馬光でさえそうで、ましてその他の軽率で理屈をこねる輩は、言うまでもあろうか。朱熹になって（排仏の姿勢は）いっそうひどくなり、わたしは朱氏とともに（司馬光）を退ける。

などと強く批判している。中巖圓月は「中正子外篇・叙篇」に「諸子」として子思・孟子・荀子・楊雄・王通・韓愈・柳宗元・歐陽脩・蘇軾・蘇轍を列挙しているが、周敦頤・張載・程顥・程頤・朱熹には言及しない。

また、中巖圓月の正慶元年か二年（1332 か 1333）の虎關師鍊あての書翰に、虎關が文章に長じることを以下のように讃えている。

凡吾西方經籍五千餘軸、莫不究達其奧、置之勿論。其餘上從虞夏商周、下逮漢魏唐宋、乃究其典謨訓誥矢命之書、通其風賦比興雅頌之詩、以一字褒貶、考百王之通典、就六爻貞悔、參三才之玄根、明堂之說、封禪之儀、移風易俗之樂、應答接問之論、以至子思孟軻荀卿楊雄王通之編、旁入老列莊騷、班固范曄太史紀傳、三國及南北八代之史、隋唐以降五代趙宋之紀傳、乃復曹謝李杜韓柳歐陽三蘇司馬光黃陳晁張、江西之宗、伊洛之學、鞞轄經緯、旁據午援、

⁵¹ 『濟北集』卷二十「通衡之五」「晦菴語錄云、釋氏只四十二章經」の条、『五山文學全集』第一集、364－365頁。

⁵² 『朱子語類』卷一百二十六「釋氏」「傳燈録極陋、蓋真宗時一僧做上之。真宗令楊大年刪過、故出楊大年名、便是楊大年也曉不得」、3949頁。

⁵³ 『濟北集』卷二十「通衡之五」「司馬溫公答韓秉過書云」の条、『五山文學全集』第一集、362頁。

吐奇去陳、曲折宛轉。⁵⁴

五千卷余りある吾が西方の經典を、奥深く究めないものがないことは、言うまでもない。その他に、古くは虞夏商周から新しくは漢魏唐宋まで、『尚書』の) 典・謨・訓・誥・矢(誓)・命の書を研鑽し、『詩』の) 風・賦・比・興・雅・頌をよく理解し、『春秋』の) 一字褒貶の法によって歴代帝王の法則を考究し、『周易』の) 六爻のうらないによって三才の根本を悟り、明堂についての議論、封禪の儀礼、ひとびとの気風を変える音楽、応接・往来についての議論、そして子思・孟軻・荀卿・楊雄・王通の書に及び、さらに老子・列子・莊子・屈原、班固・范曄・司馬遷が著した紀伝、三國・南北朝八代の史書、隋唐からあと五代・宋朝の紀伝、また曹植・謝靈運・李白・杜甫・韓愈・柳宗元・歐陽脩・蘇洵・蘇軾・蘇轍・司馬光・黃庭堅・陳師道・晁補之・張耒、江西詩派、二程の著作までを、縦横無尽、博引傍証、陳腐を避けて新鮮さを出し、起伏があり変化に富んでいる。

『濟北集』、殊に虎關師鍊の讀書傾向を明瞭に反映する「通衡」五篇を読めば、中巖の称賛には誇張もあるとはいえ、虎關の外典に対する博覧の程度はほぼ実際の状況を物語ることが分かる。宋学について、「歐陽・三蘇・司馬光、黃・陳・晁・張、江西之宗、伊洛之學」と言われるように、虎關は二程の理学に止まらず、北宋の学問を幅広く受容していた。この書翰の中で、もう一つ注意すべきなのは、中巖圓月が「以至子思・孟軻・荀卿・楊雄・王通之編」と王通を位置づけることである。このような系譜は、北宋の儒者によっても、語られていた。例えば、理学の先駆者石介(1005-1045、字守道、徂徠先生と称された)は、

道大壞、由一人存之。天下國家大亂、由一人扶之。周室衰、諸侯畔、道大壞也、孔子存之。孔子歿、楊・墨作、道大壞也、孟子存之。戰國盛、儀・秦起、道大壞也、荀況存之。漢祚微、王莽篡、道大壞也、楊雄存之。七國弊、王綱圯、道大壞也、文中子存之。齊・梁來、佛・老熾、道大壞也、吏部存之。⁵⁵

⁵⁴ 『東海一瀕集』卷三、『五山文學全集』第二集、966-968頁。

⁵⁵ 『石徂徠集』卷八「救説」、84頁。

道がひどく損なわれ、一人だけがそれを守った。天下国家が大いに乱れ、一人だけがそれを救った。周の王室が衰え、諸侯が叛き、道がひどく損なわれたとき、孔子が守った。孔子が没し、楊朱と墨翟の学が興り、道がひどく損なわれたとき、孟子が守った。戦国が盛んになり、張儀と蘇秦が世に出て、道がひどく損なわれたとき、荀況が守った。漢の朝廷が衰退し、王莽が帝位を篡奪して、道がひどく損なわれたとき、楊雄が守った。七国が衰え、帝王の法制が廢れて、道がひどく損なわれたとき、文中子が守った。齊梁時代になり、仏教と道教が勢いを増して、道がひどく損なわれたとき、韓愈が守った。

と、宋代以前に孟子・荀子・楊雄・王通(文中子)・韓愈という「道」の伝承の系譜があったことを仮想している。ほぼ同時代の禅僧の文章として、契嵩(1007-1072)「文中子碑」も石介と同じく「道統」について語り、王通を挙げているが、排仏論者の韓愈は系譜から除かれている。⁵⁶

石介・契嵩、さらに中巖圓月の語る「道」の伝承の系譜にあげられた⁵⁷王通は、唐の王勃の祖父で、隋末、出仕を避けて河汾に隠居して学を講じ、門人がその諡を文中子と称した。『中説』はその著として伝承される。⁵⁸王通は、唐代に於いて皮日休など

⁵⁶ 『鐔津文集』卷十五、『四部叢刊三編』影印明弘治刻本。上に引いた中巖の書簡も、契嵩と同じく、韓愈を挙げていないのは別に「韓柳」という表現があるので重複を避けたのかもしれないが、契嵩と同じように韓愈の排仏論を肯定できなかったのであろう。中巖圓月が契嵩に傾倒し、その韓愈に対する評価も契嵩から影響を受けたことは、入矢義高「中巖と『中正子』の思想的性格」(『中正子』校注の解説)に指摘されている。「中正子」の「叙篇」「方圓篇」「性情篇」では孟子・荀子・楊雄・王通を讃えているが、韓愈について「韓愈果敢、小詭乎道、然文起於八代之衰、可尚」と肯定否定あいまじった評価を与え、「性情篇」では自ら契嵩の後継者を自任し、韓愈の排仏論に対して反論する意図を示している。『東海一漚集』卷五、『五山文學全集』第二集、1009-1013頁。

⁵⁷ (宋)阮逸「文中子中説序」:「夫道之深者、固當年不能窮、功之遠者、必異代而後顯。……皇宋御天下、尊儒尚文、道大淳矣。修王削霸、政無雜矣。抑又跨唐之盛、而使文中子之徒遇焉。」『四部叢刊正編』影印鐵琴銅劍樓藏宋刊本卷首。

⁵⁸ 『中説』は、唐初の名臣薛收・李靖・魏徵・李勣・杜如晦・房玄齡らを全て王通の門人としているため、書物自体の信憑性が司馬光・鄭獬・洪邁・晁公武・朱熹などにより疑われた。余嘉錫氏の考証によると、王通の弟子に唐初の名臣が多く居たのは確実であるが、いま伝わるテキストには王通の子孫らが附会した内容が混じているという。余嘉錫『四庫提要辨証』卷十「子部一」、558

により讃えられたことがある程度で、北宋以前にはそれほど重視されていなかった。しかし北宋の仁宗景祐四年（1037）に、国子監が『中説』を校勘の上で刊行し、科挙進士科の出題にも使われるようになる。⁵⁹

文中子王通が北宋の儒者に尊ばれた理由について、朱子は

太宗朝一時人多尚文中子、蓋見朝廷事不振、而文中子之書頗說治道故也、然不得其要。⁶⁰

（北宋の）太宗朝のころ、人々は多く文中子を尊んだ。朝廷の状態がうまくいっていないのを目にし、文中子の著作が国を治めるための道をなかなかよく語っていたからであろう、しかしその道のかなめを得なかった。

と指摘した。朱子はまた、

文中子其間有見處、也即是老氏、又其間被人夾雜、今也難分別、但不合有許多事全似孔子、孔子有荷蕢等人、它也有許多人、便是裝點出來、其間論文史及時事世變煞好、今浙間英邁之士皆宗之。⁶¹

『文中子』は一部に見識があっても、老荘の思想に由来するものであり、しかも一部は他の人の文章が混じりこんでしまい、いまとなっては区別し難い。しかし、たくさんの事跡がすべて孔子に似るといはずがない。孔子の場合は蕢あじかを担って通りがかる人などがいたが、『文中子』にもこのような人（彼を訪ねる隠士）がたくさん出て来るのは、体裁をつくろったものである。一部で文学・史学や時事・世相を論じたところは非常によく、いま浙江一帯

－568 頁。

⁵⁹ 『宋會要輯稿』「崇儒四 勸書」：「景祐四年十月十七日、翰林學士李淑言『切見近日發解進士、多取別書小説、古人文集、或移合經注、以為題目、競務新異。朝廷崇學取士、本欲興崇風教、反使後進習尚異端、非所謂化成之義也。況考較進士、但觀詞藝優劣、不必嫌避正書。其經典子書之内、有『國語』『荀子』『文中子』、儒學所崇、與六經通貫。先朝以來、嘗於此出題、只是國序未有印本。欲望取上件三書、差官校勘刻板、撰定音義、付國子監施行。』詔可。」第五冊、2819 頁。

⁶⁰ 『朱子語類』卷一百二十九「本朝三」、4020 頁。

⁶¹ 『朱子語類』卷一百三十七「戰國漢唐諸子」、4251 頁。

の人格才知すぐれた士人はみな（『文中子』を）重視している。

と、『文中子』が南宋になっても「英邁」な士人らに尊ばれた理由を説明している。

王通の評価に関して、虎關師鍊「通衡」の態度はやや異なる。虎關師鍊は、孔子以来の「道」が韓愈により継承されたことを認める。ただし、韓愈に先立って「道」を護ったのが王通であるという主張（皮日休）を明確に否定し、韓愈の独自性を認めている。

皮日休請韓文公配饗書曰、文中子之道、曠百祀而得室授者、唯昌黎文公也。皮氏以韓子加二十一賢之列而請配饗、其志可貴矣。然爲王氏之徒者、非韓子之意矣。韓子送孟東野序、舉虞夏以來洎唐諸賢爲善鳴、其中無通名。大凡韓文之中稱古賢者多矣、一詞不及文中子。我疑韓子少文中、而不加齒牙乎。若爾室授之句、韓子地下之頭、恐橫點者乎。況韓子亦言、若世無孔子、僕不當在弟子之列、豈衰隋之王氏肯就資伍乎。皮子書能引此言、盍熟思乎哉。⁶²

皮日休は「請韓文公配饗書」で、「文中子の道が、百年間の空白を経たのち、その奥義を得たものは、ただ昌黎文公（韓愈）だけである」と言う。皮氏は韓愈を二十一賢の列に加えて孔子廟に合わせまつることを請い、その志は尊重されてよい。しかし王通と同類にされることは、韓愈の本意ではなかったろう。韓愈「送孟東野序」には、虞・夏から唐代までうまく文章でこころざしを表したす人を列挙しているが、そこに王通の名はない。一般的に、韓愈の文は古い時代の賢者を称えることが多いが、文中子に関してひとことの言及もない。わたしは、韓愈が文中子を軽視したので、齒牙にもかけなかったのだと疑っている。皮日休の、韓愈が文中子の道の奥義を得たなどと言えば、韓愈が黄泉で首を横に振るであろう。しかも韓愈は、世に孔子がいなかったら、わたくしが誰かの弟子になるはずがないとも言っている。衰微した隋朝に生きた王通に師事することなどありえようか。皮子の書はさきほどの韓愈のことばを引用できるほどであるのにどうして深く考えてみないのか。

⁶² 『濟北集』卷二十「通衡之五」、『五山文学全集』第一卷、361—362頁。

と言っている。つまり、虎關師鍊は、韓愈が王通を軽視していたために、その文章で王通に言及しないという。虎關はなぜ韓愈が文中子を称えていないことをわざわざ論じたのか。皮日休の文への読後感として書いたことはもちろんだが、それ以外に、契嵩「書文中子傳後」⁶³が、王通評価の低落に拍車をかけたのが韓愈・李翱だという指摘、すなわち、

慨房杜溫魏王勃皆不書一字以傳文中子之賢、而隋書復失書之、後世故以文中子之事不足信。及韓子文興、天下學士宗韓、以韓愈不稱文中子、李翱又薄其書、比之太公家教、而學者益不取文中子也。

嘆かわしいことに、房玄齡・杜如晦・溫彥博・魏徵・王勃は、文中子がすぐれていることをみな一言も書き残しておらず、『隋書』も文中子の伝を漏らしているのが、後世の人が彼の事跡があてにならないと考えるようになった。韓愈の文体が盛んになってから、天下の学ぶ者が韓愈を規範とするようになった。韓愈が文中子を称えることなく、李翱もまた『中説』を軽んじて『太公家教』になぞらえたので、学者はいよいよ文中子を評価しなくなった。

を意識した可能性も考えられる。虎關は契嵩を重視したが⁶⁴、後者の「非韓」の立場と異なり韓愈を尊んでいた。⁶⁵契嵩の意見によれば、王通の「賢」を世人が信じなくなったのは不当なことであり、その原因は唐初の影響力ある人々や『隋書』が王通のことを忘れ、それを受けた韓愈も王通に言及しなかったことにある。一方、虎關師鍊の意見によれば、韓愈は、自らの見識により王通の価値を認めず、それゆえに無視したのだと言う。こうして、虎關師鍊は、韓愈がなぜ文中子を称えなかったかに合理的な理由を付けた。⁶⁶

⁶³ 『鐔津文集』卷十六、『四部叢刊三編』影印明弘治刻本。

⁶⁴ 『濟北集』卷十四「宗門十勝論」に「禪門立悟。悟後言語無弊。故其書與大藏並行。謂宗鏡錄一百卷。傳燈廣燈續燈各三十卷。正宗記十二卷。輔教編三卷。大惠錄三十卷。楞伽纂要八卷。都二百四十三卷。諸家縱有收藏不盈百矣。我門多者無弊之言也耳矣」、卷十六「通衡之一」に「或問。嵩明教。以菩提爲達磨」「或曰。明教嵩公禪門之選也」などを参照。『五山文學全集』第一卷、274頁、306頁、313頁。

⁶⁵ 『濟北集』卷二十「通衡之五」、『五山文學全集』第一卷、359—360頁。

⁶⁶ 契嵩著作の伝来については、成尋（1011—1081）『參天台五臺山記』第四熙寧五年十月二十一日

中巖は「中正子外篇」の「叙篇」に

或問諸子、中正子曰、子思誠明、孟子仁義、皆醇乎道者哉。問荀卿如何、曰、荀也醇而或小漓。問楊子、曰、楊雄殆庶乎⁶⁷、其文也緊。請問文中子、曰、正氏⁶⁸後夫子千載而而⁶⁹（生の誤字か）、然甚俏焉。其徒過之、豈夫子之化、愈遠愈大、後之生孰能跂焉。問退之、曰、韓愈果敢、小詭乎道、然文起於八代之衰、可尚。⁷⁰

ある人が諸子のことをたずねた。中正子は言った。子思は誠であり至徳を備え、孟子は仁義であり、ともに道において純粹のものだなあ。荀卿は如何とたずねた。答えて、荀も純粹であるが少し浅いかもしれない。楊子についてたずねた。答えて、楊雄は（純粹）に近く、その文が重要である。文中子はいかがかとたずねた。答えて、王氏は生まれたのが夫子より千年遅れたが、甚だ夫子に似ており、彼の弟子はまた彼を超えた。誠に夫子の教化は時間が経つほど影響が大きく、後の人で誰か追随できるのか。退之についてたずねた。答えて、韓愈は果敢であり、少し道から外れたが、その文は八代の文運の衰弱を振起し、尊ぶべきである。

と言っている。中巖は王通を極めて重視し、「中正子外篇」の「方圓篇」⁷¹は『中説』「天地篇」の「圓者動、方者静、其見天地之心乎」の一句を敷衍し、後醍醐天皇の建武新政に対する上書「上建武天子表」⁷²にも

「今有輔教三策、奉呈日本阿闍梨、幸聖隨喜看閱一番、譯經證義文惠大師智普和南」によって『輔教編』が持ち帰られたことが分かる。『鐔津文集』は『普門院經論章疏語録儒書等目録』の「餘」號に著録されている。「文中子碑」と「書文中子傳後」は『輔教編』に含まれず、『鐔津文集』に含まれている。

⁶⁷ 「庶乎」、入矢義高校注本は「庶醇乎」となっている。

⁶⁸ 「正氏」、入矢義高校注本は「王氏」となっている。

⁶⁹ 「而而」、入矢義高校注本は「而生」となっている。

⁷⁰ 『東海一瀕集』卷四、『五山文學全集』第二集、998頁。

⁷¹ 『東海一瀕集』卷四、『五山文學全集』第二集、1000—1002頁。

⁷² 『東海一瀕集』卷三、『五山文學全集』第二集、962—963頁。

文中子曰、通其變、天下無弊法、執其方、天下無善教。

文中子は、変わることが分かったら、天下に悪い法則がなく、一方だけに固執したら、天下によい教化がない、と言っております。

伏望陛下、感董生王通之至言、而收臣懇誠、則天下萬世之幸也。

ひれ伏して希望いたしますことに、陛下が董生・王通の優れる言葉に感じ、臣の懇誠を受け入れてくださいましたら、天下万世の幸いです。

と言っている。中巖が王通を前漢の大儒董仲舒と同列にあつかい、彼らの語を「至言」として後醍醐天皇に建言したのは、朱子が言った「蓋見朝廷事不振、而文中子之書頗説治道故也」という意識との共通点があるのではないか。中巖は契嵩に傾倒しており⁷³、彼が僧侶の身分でありながら、天皇に政治上の意見を上书するという行為も、契嵩の影響を受けたのかもしれない。⁷⁴

虎關師錬は1346年に没し、中巖圓月は1375年に没した。彼らの時代は元朝～明朝初年に当たっている。元明時代に国家のイデオロギーとなった朱子学は、虎關・中巖に受容されていたが、彼らの考える儒学の構図において「正統」の位置を占めてはいなかった。周敦頤・張載・程顥・程頤・朱熹というの道学の系譜よりも、虎關と中巖は寧ろ北宋の儒者により多く提唱された孟子・荀子・楊雄・王通・韓愈の系譜を重視していた。これは、契嵩を媒介として、北宋の儒学者が普遍的に関心を持った問題が、虎關と中巖の視野に入ったためである。

次章に考察するが、花園上皇は元亨四年(1324)四月十二日の宸記に「閑見文中子、尤有味、寔非諸子之比歟、而於諸子荀楊又可宗敬歟」と記し、虎關・中巖らと同じ読書の傾向を示した。鎌倉時代後期～南北朝時代における儒学精神の高揚は、朱子学のみに影響を受けたわけではなく、朱子学発達以前の北宋の儒学思想にも関わっている。

⁷³ 「或曰、釋氏能文者誰。曰、潛子以降、吾不欲言。非無也、吾不欲言。」潛子は契嵩の號である。僧侶の文章に於いて中巖がただ契嵩の文を重んじていたことは明らかである。『東海一漚集』巻四「中正子外篇・叙篇」、『五山文學全集』第二集、998頁。

⁷⁴ 『鐔津文集』巻九「萬言書上仁宗皇帝」と「再書上仁宗皇帝」。

第三章 漢籍の読書記録から見た花園天皇の学問

第一節 南北朝朝廷に於ける朱子学の受容に関する学説及びその問題点

鎌倉時代知識層の読書は、宋版書籍の将来によって初めに僧侶の世界に変化が起ったのが前章に論じられた。宮中の読書は、博士家代々伝承する家学の影響で、変化がより遅い。しかし、鎌倉時代末期から南北朝の分裂が終わるまで、劇烈な政争と大規模な動乱の中に、皇族や公卿の世界に新しい思想の潮流が動いていた。¹この時代に最も卓抜な学者と言うべき花園天皇（1297-1348、在位 1308-1318）は、政争に深く関わらず²、あくまでも学問に励み、世道と人心を正すことに心を尽くしていた。退位後の花園上皇は、学問が益々成熟に向かい、宋代儒学と一致した傾向を見せている。本章は、『花園天皇宸記』の読書記録から四書受容の問題も含めた花園天皇の学問と宋代道学との関わりを論じる。本題に入る前に、『花園天皇宸記』と関係が深く、当時の思想史上の課題の中でも核心となる一つ、朱子学が建武新政の指導思想として働いたという学説の沿革を顧み、鎌倉時代末期～南北朝時代に朱子学の果たした役割に対して今までどのような認識が示されたかを顧み、あわせてその問題点を整理する。

花園上皇は、その宸記において、後醍醐天皇（1288-1339、在位 1318-1339）周辺の学風に対して以下のような記事を残している。元應元年（1319）閏七月廿二日に

資朝公時等、於御堂殿上局談論語、僧等濟々交之、朕竊立聞之、玄惠僧都
義誠達道歎、自余又皆談義勢、悉叶理致。

¹ 顕著な例として、北畠親房著、延元四年（1339）成立、興国四年（1343）改訂の『神皇正統記』が挙げられる。本書は南朝正統の史観に基づき、神武天皇以降後村上天皇に至るまでの略譜を掲げ、正統思想を神道論に加えた史論として広く知られている。

² 田中義成氏は両統分争の焦点を、後嗣の皇位継承と皇室御領の獲得の二点に帰している。花園天皇は自分の皇子に皇位を継承させる意志を表したことがなく、退位以後に御領の狭小にも関わらず、後伏見上皇からの譲与を何度も固辞し、大覚寺統の後宇多上皇に故なく御領が召された際にも、他人の過失を責めるより自らの非理を反省すべきだと思っていた。田中 1924、16 頁。岩橋 1962、37-47 頁。

資朝・公時等、御堂殿上の局に於いて論語を談ず、僧など濟々としてこれに交わり、朕窃かにこれを立聞く。玄惠僧都の義、誠に道に達するか。自余また皆義勢を談じ、悉く理致に叶^あう。

元亨二年（1322）二月十二日に

主上殊令學中庸道給、政道可歸淳素云々、尤可然事也、近代儒道已廢來久、遇此時可有中興歟。

主上殊に中庸の道を学ばしめ給わば、政道淳素に帰すべしと云々、尤も然るべきことなり。近代儒道すでに廢れ来りて久しく、この時に遇って中興あるべきか。

同年七月二十七日に

行親義、其意涉佛教、其詞似禪家、近日禁裏之風也、即是宋朝之義也、或不可取事、於大牀非無其謂者也、凡近代儒風衰微、但以文華風月爲先、不知其實、文之弊以質可救之、然者近日禁裏有此義歟、尤可然事也、但涉佛教、猶不可然乎。

行親の義、その意仏教に涉^{わた}り、その詞禪家に似るは、近日禁裏の風なり、即ちこれ宋朝の義なり、或いは取るべからざる事あるも、大体に於いてその謂われ無き者に非ず。凡そ近代儒風衰微し、ただ文華風月を以って先と為し、その実を知らず、文の弊は質を以ってこれを救うべし。しかれば近日禁裏この義あるか、尤も然るべき事なり、但し仏教に渉るは、なお然るべからざるか。

元亨三年（1323）七月十九日に

凡近日朝臣多以儒教立身、尤可然、政道之中興又因茲歟、而上下合牀所被立之道、是近代中絶之故、都無知実儀、只依周易論孟大學中庸立義、無口傳

之間面々立自己之風、依是或有難謗等歟、然而於大躰者豈有疑殆乎、但近日風躰以理学為先、不拘禮義之間、頗有隱士放遊之風、於朝臣者不可然歟。

凡そ近日朝臣多く儒教を以って身を立つるは、尤も然るべし。政道の中興またここによるか。しかるに上下合体して立てらるるところの道、これ近代中絶の故、すべて実儀を知ること無く、ただ周易・論・孟・大学・中庸に依って義を立つ。口伝無き間に面々自己の風を立て、これに依って或いは難謗などあるか、然れども大体に於いてはあに疑殆あらんや。ただ近日の風體、理学を以って先と為し、礼義に拘らざるの間、頗る隱士放遊の風あり、朝臣に於いては然るべからざるか。

と記しているのがその例である。西村天因氏と足利衍述氏は、これらの記録に基づき、南北朝の分裂のきっかけを作った後醍醐天皇が朱子学の学説を受け入れ、建武中興など一連の政治改革の指導思想に活用したことを主張する。³

なお、伝一条兼良（1402－1481）著『尺素往来』に見られる

傳、注及疏並正義者、前後漢、晋、唐朝博士所釋、古来雖用之、近代独清軒玄恵法印健叟法師、宋朝濂洛之義為正、開講席於朝廷以来、程朱二公之新釋可為肝心候也。

伝、注及び疏並びに正義は、前後漢、晋、唐朝の博士釈するところ、古来これを用いると雖も、近代独り清軒玄恵法印健叟法師、宋朝濂洛の義を正と為し、講席を朝廷に於いて開きて以来、程朱二公の新釈肝心と為すべく候なり。

是又当世付玄恵健叟之議、資治通鑑・宋朝通鑑等人々傳受之、特北畠入道准后被得蘊奥云々⁴

これまた当世玄恵健叟の議に付し、資治通鑑・宋朝通鑑など人々これを伝受し、特に北畠入道准后蘊奥を得らるとうんぬん。

³ 西村 1909、49－65 頁。足利 1932、139－154 頁。

⁴ 伝一條兼良「尺素往来」、『群書類従』第九輯、510 頁。

という記載に基づき、『大日本史』は

常讀宋人司馬光資治通鑑、尊信程顥程頤朱熹之學、後醍醐帝召侍讀、先是
經筵專用漢唐注疏、至是玄惠始唱程朱之說。⁵

常に宋人司馬光資治通鑑を読み、程顥・程頤・朱熹の学を尊信し、後醍醐
帝に侍讀に召さる、これより先、經筵には専ら漢唐注疏を用う。これに至っ
て玄惠始めて程朱の説を唱う。

と述べた。西村・足利二氏はこの『大日本史』の論述を無批判に受け入れた。⁶足利
氏は『太平記』の記述を引いてさらに論を展開し、鎌倉末期の朝廷における漢学の中心
となり、大覚寺統の君臣に朱子学を伝授した帝師のような玄惠法印像を作り上げた。

7

しかし、鎌倉時代末期の学術と政治にこれほど大きな影響力を与えたとされる玄惠
法印について、当時公卿の日記類に語られるのが稀であり、僧伝にも確実な記載が見
いだせないのは、極めて不自然なことであろう。玄惠法印の事跡に附会の説が含まれ
ていることは、井上哲次郎氏によって指摘されたが、氏は『尺素往来』と『大日本史』
の記載を批判していない。⁸岩橋小弥太氏は足利氏の著作が出版された後に、論文「玄
慧法印」を公表し、全面的に史料を検討する。岩橋氏は、玄惠の儒学史上の功績につ
いて「かく玄慧の当時における名声は世人の広く認めた所であつて、恰も吉備真備な
どの様に、一種の学者の偶像の如く取扱はれ、兎角其の頃の学問上の事を、彼に付会
する様な傾向が生まれて来た」と指摘し⁹、『大日本史』の論述に対して「態度は尺素
往来を史料とする限り、少し大胆に過ぎる様に思ふ。これを後醍醐天皇の御事と限定
して考へる裏には暗々裏に太平記の無礼講の段が働いているものと信じる」と批判し
¹⁰、足利氏の史料解読及び氏の結論「玄慧が宋学者であること、宋学が大義名分を重

⁵ 『大日本史』卷二百十七「文学五 僧玄慧」、第五冊、287頁。

⁶ 西村 1909、49-65頁。足利 1932、163-168頁。

⁷ 足利 1932、169-192頁。

⁸ 井上 1905、616-620頁。

⁹ 岩橋 1939、2頁。

¹⁰ 同上、10頁。

んずること、それが建武中興の思想的原因として考へられること」を否定する¹¹。岩橋氏の研究は厳密な史料批判に基づいたものであり、まさに確論である。実際、後醍醐天皇及びその周辺の朱子学受容については、『花園天皇宸記』・『尺素往来』以上の史料を挙げるができない。

一方、花園上皇の学問について、岩橋氏は1962年に出版した著作『花園天皇』で足利氏の見解を認める。足利氏は花園上皇の学問に対して「以て如何に朱子の書を御精研御信用遊ばさると同時に、訓詁を事として治心修身の本義を忘れ、博学を衒ひ、風月を弄びて治国安民の要道を軽んぜし、当時の学風改革に、御熱心なりしかを拜し奉るべし」¹²、「後醍醐天皇の儒教—朱子学—興隆には、花園上皇大に御賛同あり、陰に陽に助力遊ばされし」¹³という観点を持つ。岩橋氏も「天皇（花園上皇）は禁裏の学風の外側に立って、それを眺めていられたのであるが、御自身の学風はそれに甚だ近いのである。やはり天皇は早くから宋学的な境遇の中で、その学問を育て来られたのであろう」と論じる。¹⁴

岩橋氏以降に、足利氏の南北朝朝廷の朱子学受容説を全面的に否定する学説が現れた。それは和島芳男氏『日本宋学史の研究』である。和島氏は、建武中興が玄恵の首唱する宋学的理念で導かれたことを否定するのみならず、花園天皇の学問についても「御学問が特に宋学を目ざされた模様は見受けられない」と考える。¹⁵

足利氏・岩橋氏・和島氏以降に、花園天皇の学問を言及する学者は少なくないが、新しい見解が見られない。しかも、宸記と「学道之御記」と「誠太子書」¹⁶の語を幾つか摘出してそのまま直ちに結論を出すものが多く、花園天皇の学問の体系を解明する研究が現れていない。花園天皇は、少年時代から仏学を研鑽して精通し、国史・律令を広く読み、和歌・詩文にも長じていた。花園天皇の学問をこれら全てにわたって考察することは筆者の能力を超え、しかも本論文の趣旨から離れるため、本文は漢学

¹¹ 同上、12頁。

¹² 足利1932、156頁。

¹³ 足利1932、155頁。

¹⁴ 岩橋1962、108頁。

¹⁵ 和島1988、126—153頁。

¹⁶ 「学道之御記」・「誠太子書」は宮内庁書陵部に保存されている花園天皇宸翰の篇名である。詳しくは本章第三節を参照。

に関する方面だけをなるべく体系的に検討してみる。宸記が伝える花園天皇の学問の全貌を反映するために、付録2「花園天皇の読書・文事暦」として、『花園天皇宸記』から受講・談義などの読書記録、及び詩会・歌会などの文事に関する記録を全て摘出している。本章は、花園天皇の漢学が形成された基礎を分析し、元亨元年（1321）の頃に表れたその読書理念の変化に注目し、彼が複雑な時勢の中でどのような学問を主張したか、及びそれと宋代理学がどのような関係を持ったかを考察してみる。

第二節 花園天皇の読書

1. 花園天皇と『花園天皇宸記』

花園天皇は、名が富仁、伏見天皇の第三皇子として、永仁五年（1297）七月二十五日に誕生した。花園天皇が生きた時代は、鎌倉時代後期の両統迭立時代から南北朝時代の最中に至るまでである。正安三年（1301）、大覚寺統の後二条天皇の践祚に伴い、両統迭立の協議によって、持明院統側は皇太子を立てる番になった。当時、持明院統の新院、伏見上皇の第一皇子後伏見上皇にはまだ皇子がおらず、本院伏見上皇の第二皇子惟永親王が正安二年（1300）に出家したため、やむを得ず五歳の富仁王を後伏見上皇の猶子として東宮に立てた。後二条天皇は在位中の延慶元年（1308）八月二十五日に崩じ、花園天皇は八月二十六日に践祚した。持明院統の権力中枢であった伏見法皇が文保元年（1317）に崩じたため、文保二年（1318）二月二十六日に花園天皇は大覚寺統の尊治親王（後醍醐天皇）に譲位した。元弘元年（1331）、後醍醐天皇が幕府を討伐する二度目の計画が発覚し、隠岐に流されたことによって、後伏見上皇の皇子量仁親王（光厳天皇）が即位した。正慶二年（1333）五月十七日に後醍醐天皇は脱出して京都に戻り、光厳天皇を廃し、親政を始めた。後伏見上皇は正慶二年（1333）六月二十六日に出家し、花園上皇はあとを追って建武二年（1335）十一月二十二日に、法勝寺の円観恵鎮を戒師として落飾し、法名を遍行と称した。貞和四年（1348）十一月十一日、花園法皇は五十二歳で崩御した。¹⁷

『花園天皇宸記』は、花園天皇が在位中の延慶三年（1310）十月から元弘の変が起こった翌年の正慶元年（1332）十一月までの二十三年間に亘って記したものである。本記は1950年まで伏見宮家に保存されていたが、それ以後に宮内庁書陵部に移管さ

¹⁷ 以上は岩橋1962の12頁を参照。『國史大辞典』などには花園天皇が伏見天皇の第二或いは第四皇子だとする説もある。

れ、日次記の大部分及び別記数部が残されている。移管後、書陵部において断簡が接合され、現在では正本三十五巻及び影写本一卷・折紙一枚の形になっている。¹⁸翻刻本は和田英松輯『宸記集』本（初刊は1917年）・矢野太郎校訂『史料大成』本（初刊は1938年）・村田正志校訂『史料纂集』本（初刊は1982-1986年）の諸種がある。本論中の本文引用は、誤りの少ない『史料大成』本による。なお、村田正志編『和訳花園天皇宸記』が出版されているが、本論は解説が異なる場合が多いので、改めて引用する本文の訓読を作った。

2. 在位中の読書

花園天皇は、嘉元元年（1302）十二月十九日に行われた御書始の儀をもって、名義上の読書を開始した。¹⁹御書始とは皇室における入学の儀式に過ぎず、本格的な読書が行われわけではない。宸記には延慶三年（1310）以前の部分がないため、花園天皇十四歳までの読書はこれ以上詳らかでない。

『花園天皇宸記』に見られる最初の読書記録は、延慶三年（1310）十月三日に記された

今夜、従三位具範始侍讀、參朝餉縁、予在長押上、巻簾、讀孝文本紀。

今夜、従三位具範始めて侍讀し、朝餉に参るのよし。予長押の上に在り、簾を巻き、孝文本紀を読む。

である。藤原具範²⁰を始めに侍讀として任用し、『史記』「孝文本紀」を受講したという。これから三年間に亘って、花園天皇は菅原在輔²¹・菅原在兼²²・日野種範²³らから

¹⁸ 宮内庁書陵部複製『花園院宸記』の「総説」を参照。

¹⁹ 『後深草天皇御記』嘉元元年十二月十九日の条。御書始の侍讀は大学頭菅原在経、尚復は藏人式部少丞藤原家朝であった。『宸記集』上巻、308-310頁。

²⁰ 家柄は武智麿の子孫である藤原南家、本名尚範・冬範、弘安九年（1286）大内記、正応元年（1288）宮内少輔、元亨元年（1321）卒、従二位。『尊卑分脈』第二篇、468頁、『公卿補任』第二篇。

²¹ 元応二年（1320）七十四歳で卒、正二位、式部大輔、左京大夫、刑部卿、東宮学士、大学頭、後二条・花園・後醍醐天皇侍讀。

²² 元亨元年（1321）七十三歳で卒、正二位、左大弁、文章博士、大学頭、伏見・後伏見・後二条・花園・後醍醐天皇侍讀。『尊卑分脈』第四篇、65頁、『公卿補任』第二篇。

²³ 日野俊基の父、元亨元年（1321）卒、従三位、刑部卿、大内記、大学頭、文章博士。『尊卑分脈』第一篇、397頁。

『史記』・『漢書』・『後漢書』の帝紀を受講した。正和二年（1313）十一月三日以降になると「三史」帝紀の読書記録が見られず、文保元年（1317）三月二十二日と六月七日に菅原公時²⁴から『史記』の「孔子世家」・「外戚世家」・「楚王世家」を受講した記録が見られるため、「三史」の帝紀は正和二年（1313）十一月三日をもって受講が終わったのであろう。

「三史」以外に花園天皇が退位以前に読んだ漢籍として、宸記に見られるのが『文選』・『群書治要』・『尚書』・『貞観治要』・『孝経』・『帝範』である。『文選』は正和二年（1313）正月九日と十月二日に藤原俊範²⁵により進講された。『群書治要』は正和三年（1314）正月十三日に始めに菅原在輔から授けられた。『尚書』は文保元年（1317）三月二日に清原宗尚²⁶、四日に清原教光²⁷より進講された。『貞観政要』は文保元年（1317）三月三日と四月三日に菅原在兼から授けられた。なお、『帝範』は正和二年（1313）三月十七日、三月三十日、四月二十二日、五月六日に、『孝経』は同年五月六日に談義が行われた。『帝範』と『孝経』は何時受講したかが詳らかでないが、『尚書』・『論語』・『左伝』の談義が本書が読まれた後に開かれたことに鑑み、おそらく延慶三年（1310）以前に受講したのであろう。

花園天皇在位中の読書は、「三史」と『文選』を重んじ、「五経」を軽くする特色がある。これは平安時代以来の天皇読書の慣例に沿ったのである。前章に論述したとおり、平安朝宮廷で『文選』と「三史」を中心とする紀伝道の学問が「五経」を修める明経道の学問より大いに重視された学風は、鎌倉時代天皇の読書にまで反映されている。

本論の付録一「平安時代天皇読書に関する記載」を見ると、啓蒙的な書物『千字文』・『蒙求』・『孝経』・『論語』を除けば、天皇に進講された漢籍の中で尤も重要視されたのは『史記』・『漢書』・『後漢書』・『文選』・『群書治要』である。一方、「五経」に関

²⁴ 菅原在兼の養子、康永元年（1342）五十九歳で卒、従三位、右大弁、式部大輔、宮内卿、大蔵卿、文章博士、東宮学士、大学頭、光厳・光明天皇侍読。『尊卑分脈』第四篇、71頁。

²⁵ 藤原具範と同じ藤原南家の家柄、嘉暦二年（1326）卒、正三位、東宮学士、大内記。『尊卑分脈』第二篇、469頁、『公卿補任』第二篇。

²⁶ 正中二年（1325）卒、大外記、博士、正五位上、四代天皇侍読。『尊卑分脈』第四篇、161頁。

²⁷ 不明、教元の誤か。教元は教隆の孫、元亨二年出家、法名観宗、大外記、博士、関東評定衆、「法皇先帝侍読」という。『系圖纂要』第十三冊、496頁。

しては、宇多天皇の仁和四年（888）十月九日の『周易』受講の記録以外に見られない。仁明天皇承和五年（838）六月二十六日の読書記録「令助教正六位上直道宿祢廣公讀群書治要第一卷、有五經文故也」から見れば、恐らく平安時代の天皇は、五經の經や注そのものを読むことがなく、『群書治要』を用いて要約的に五經本文を受講したのであろう。『群書治要』が天皇に多く読まれたのは、この本が經・史・子の要約を収め、しかも前代帝王の得失を鑑みる上で重要な意義を持ったからにほかならない。

28

後に卓抜な学識を持つようになった花園天皇は、その在位中の読書において、なぜ独自の特徴がないのか。恐らく彼は若い頃に即位し、在位中には伏見天皇の院政下にあり、多くのことはただ宮中の慣例に従うばかりで、彼自身の意志を通すことができなかつたのであろう。退位後の元亨元年（1321）を境目として、花園天皇は經書に関心を傾け、また儒家類の子書を愛読し、読書において新しい傾向を示すようになった。

3. 退位後の読書

3.1 經書への関心

花園天皇は元亨二年（1322）二月二十三日に初めに『尚書』談義を開き、元亨四年（1324）三月八日に至るまで、この談義を毎月五回ぐらい続けた。『尚書』談義が終わった間もなく、元亨四年（1324）三月廿七日に『論語』談義を開いた。宸記は嘉暦元年（1326）から元徳二年（1330）までの部分が欠けているため、『論語』談義はいつ終わったかが不明であるが、正中二年（1325）十一月廿六日までに宸記に見られ、二年間ぐらい続いたのであろう。また、元弘二年（1332）四月十六日に花園上皇は『左伝』を読み終わった後、同年五月九日に『左伝』談義を開くことを「毎月三ヶ日可講之由定之」と決めた。

經書の談義を開催する以外、花園天皇は『礼記』と『毛詩』を中原師夏²⁹から受講し、『左伝』と『周易』を自力で読んだ。『礼記』は、元亨三年（1323）五月二十三日から進講され、元亨四年（1324）十二月十一日の記録「今日一部廿卷忌諱卷等除之、

²⁸ 『唐會要』卷三十六「修撰」：「貞觀五年九月二十七日、秘書監魏徵撰群書政要、上之。太宗欲覽前王得失、爰自六經、訖於諸子、上始五帝、下盡晉年。徵與虞世南・褚亮・蕭德言等始成、凡五十卷、上之、諸王各賜一本」、759頁。

²⁹ 中原師夏は『尊卑分脈』に師茂の子、大外記だけ記されている。『尊卑分脈』第四篇、164頁。

受説訖」によると、忌諱に触れる巻以外に中原師夏により全部進講された³⁰。『毛詩』は、正中元年(1324)十二月十三日に初めに中原師夏に進講されたが、正中二年(1325)以後の宸記が不完全のため、いつまで進講が続けられたかは不明である。『左伝』については、元弘二年(1332)四月十六日に記された

左傳自去年讀之、今日終功、余此書未終一部之功、欲受説、而無其仁之間、先讀之、連連雖見之、自去年殊見之、重可合正義也、余於此書未精研、仍殊學之、於史書者雖偏覽、全經猶有不學之書、尤爲慙。

左伝去年よりこれを読み、今日功を終う、余この書未だ一部の功を終えず、説を受けんと欲し、しかれどもその人なきの間、先にこれを読み、連々これを見るといえども、去年より殊にこれを見、重ねて正義に合うべきなり。余、この書に於いて未だ精研せず、仍って殊にこれを学び、史書に於いては遍覧したりといえども、全経なお学ばざるの書あり、尤も慙と為す。

から窺えるように、博士家から受講できなかつたため、花園上皇は元弘元年(1331)から一年をかけて自力で全巻を読んだ。『易』について、正和三年(1314)二月十日に上皇が『群書治要』を受講した際、

式部大輔在輔卿参、授群書治要序、第一周易也、仍不受説、周易者五旬已前不讀之間、其説近代絶了云々。

式部大輔在輔卿参り、群書治要の序を授く、第一は周易なり、仍って説を受けず、周易は五旬以前に読まざるの間、その説近代に絶ちおわんぬと云々。

³⁰ 上皇が受説した『禮記』二十巻は、恐らく『隋書・經籍志』に著録された「禮記二十巻 漢九江太守戴聖撰、鄭玄注」に当たっている。このテキストは数種の宋版が残っているため、宋版と対照して上皇が受説した篇と巻はどの部分に当たるかが分かる。宸記に明記されているのは、「月令」(巻五)・「禮運」(巻七)・「郊特牲」(巻八)・「玉藻」(巻九)・「大傳」・「少儀」(巻十)・第十一巻(「學記」「樂記」)・第十五巻(「經解」・「哀公問」・「仲尼燕居」・「孔子閒居」・「坊記」)・第十六巻(「中庸」)である。他の部分について記述が見られないが、漏らされた可能性も存在し、上皇ほどの部分を「忌諱巻」に考えたかが詳らかでない。

と記した通り、五十歳以前に読むのは禁忌であり、当時の博士家に於いても易学が衰えていた。しかし、花園上皇は禁忌とする説に従わず、正中二年（1325）前後に易疏を読んだ。

花園上皇の経書談義によく参加したのは菅原公時・菅原家高³¹などの文章博士であった。中原師夏の名が頻繁に見られるのは、明経道では特に目立っている。元亨二年（1322）十二月になると『礼記』受講の準備に入り、中原師夏を侍読に任用することについて、花園上皇は後伏見上皇と数度にわたり交渉し、二十四日の宸記に

明経道侍読、凡希有事也、然而近代爲流例、中家雖少例、師右已爲例而已、不可有子細乎。

明経道の侍読、凡そ希有の事なり、しかれども近代に流例と爲る。中家に例少なしといえども、師右已に例と爲るのみ、子細有るべからざるか。

と記した。これから見ると、当時、明経道の儒者が侍読を務めるのは異例であり、相当地に困難であった。にもかかわらず、花園上皇は数年間に亘って『礼記』と『毛詩』を中原師夏から受講した。

3.2 子史に対する評価

本節の2が明らかにした通り、花園上皇は幼年から「三史」を受講し、史学重視の学風の中に育ってきたのである。退位以後に、彼は更に『資治通鑑』・『南北史抄』・『史通』などの史書を読んだ。元亨元年（1321）五月十八日に、

今日資治通鑑見了、自去々年見之、去年中絶不見、今年又見之、此書歴代治亂與君臣善惡大概無遺、尤樞要之書也。

今日資治通鑑を見了わんぬ。去々年よりこれを見、去年は中絶して見ず、今年またこれを見る、この書歴代の治乱と君臣の善悪大概を遺すところ無し、尤も枢要の書なり。

と記し、『資治通鑑』を重視した。

³¹ 菅原在経の子、文章博士、大学頭、正四位下、花園・後醍醐天皇侍読。『尊卑分脈』第四篇、66頁。

花園上皇が子書を広く読んだのは元亨元年（1321）の頃からである。宸記に初めに
見られるのは元亨元年三月十七日に『荀子』を読んだ記録である。つまり、

此間見荀子、此書無説、不及傳受、此書又足聲理、而猶嫌子思孟軻、尤遺
恨也。

この間荀子を見る、此の書説無く、伝授に及ばず、この書また声理に足る、
しかれどもなお子思と孟軻を嫌うは、尤も遺恨なり。

とのことである。荀子が子思と孟子を非とするのに対して「尤遺恨」と評し、孟子を
尊んだ姿勢を示している。それから七日後の三月二十四日に

此間見孟子、此書指無説歟、仍不及傳受、只所見也、其旨誠美、仲尼之道
委見于此書歟、盡人之心性、明道之精微、不可如此書、可畏後生必可翫此文
者歟。

この間孟子を見る、この書の指、説なきか、仍って伝授に及ばず、ただ見
るところなり。その旨誠に美なり、仲尼の道委しくこの書に見ゆるか、人の
心性を尽くし、道の精微を明らかにするは、この書に如くべからず、畏れる
べきの後生、必ずこの文を翫ぶべきものか。

と記し、四月二十日に

今日讀孟子、至經徳不回、非以干祿、情感之至不可説盡、是吾志也、愚意
苟叶聖言、豈不悅乎。

今日孟子を読む、「經徳^{よこしま}回^{もと}ならざるは、以って祿を干むるにあらず³²」に
至り、情感の至り説き尽すべからず、これ吾が志なり、愚意^{まこと}苟^あに聖言に叶う、
あに悦ばざらんや。

と記した。『孟子』「盡心」篇の「經徳不回、非以干祿」に至るまで読んだと言うのは、

³² この一句は『孟子・尽心下』の文。本論に引用する『孟子』の訓読は宇野 1973 による。

『孟子』全巻を通読したとのことであろう。更に、五月五日に、

公時進孟子第一第二、此間讀孟子、依所尋也。

公時孟子第一第二を進ず。この間に孟子を読み、尋ぬるところに依る。

と記した。文章博士菅原公時を顧問とし、『孟子』を最初からもう一遍読んだのである。花園上皇が『荀子』と『孟子』を受講しなかったのは、『荀子』と『孟子』は古くから日本に伝来していたが³³、朝廷の中ではこれらを研鑽する伝統がなく、明経博士家でも文章博士家でも講説できなかつたのである。

儒家類の子書としては、なお『楊子法言』と『文中子』を読んだ。元亨元年（1321）七月廿五日に、

又見楊子法言、此書又甚足觀歟。

また楊子法言を見る、この書また甚だ観るに足るか。

と記し、元亨四年（1324）四月十二日に

閑見文中子、尤有味、寔非諸子之比歟、而於諸子、荀楊又可宗敬歟。

閑かに文中子を見る、尤も味あり、寔に諸子の比にあらざるか。しかるに諸子に於いて、荀・楊また宗敬すべきか。

と記した。前章に挙げられた理学発達以前の北宋儒者が尊んだ孟子・荀子・楊子・文中子の系譜は、花園上皇にも注意されていたのかも知れない。

花園上皇は儒家以外の学説を全て拒否したわけではない。上に挙げた記録と同日に記した

有宋齊丘化書、先日於信西遺書中得之、其辭約而義尤深、足珍敬者也。

³³ 『日本國見在書目録』「孟子十四、齊卿孟軻撰、趙岐注、孟子七、陸善經注」、「孫卿子十、楚蘭陵令荀淑傳曰、荀淑者荀卿十一代孫也、荀況撰、号荀卿子避宣帝諱改曰孫」、45-46 頁。

宋齊丘化書あり、先日信西遺書の中に於いてこれを得たり、その辞約^{つづま}やかに、義尤も深し、珍敬に足るものなり。

から窺える通り、藤原通憲の旧蔵書から得た旧説南唐譚峭著の『化書』も読んで称えた。ただし、覇術を語る縦横家の説は、花園上皇は固く拒否した。元亨四年（1324）四月七日に『鬼谷子』に対して、

閑讀鬼谷子、粗知義理、淺智不足測、而抑揚之間頗涉於縱横、其意豈止於茲乎、而秦儀受業、纔知其一、以是遊説於諸侯、不能成霸王之業、宜哉、子貢爲孔門之高弟、遊説於吳越、未超縱横之術、況鬼谷之不逮仲尼、秦儀之不比子貢、能至於道乎、後世學此書者、不可不慎而已、縱横之説出自此書、故號此書爲縱横鬼谷子、爲説非縱横之術、後學可能思也。

閑^{しず}かに鬼谷子を読む、ほぼ義理を知り、淺智測るに足らず、しこうして抑揚の間頗る縦横に涉り、その意あにここに止まらんや。しかれども秦・儀業を受け、わずかにその一を知り、以って諸侯に遊説するも、霸王の業を成すこと能わず。宜なるかな、子貢孔門の高弟^た為り、吳越に於いて遊説し、未だ縦横の術を超えず。況や鬼谷は仲尼^{およ}に逮ばず、秦・儀は子貢^{たぐ}に比えず、能く道に至らんや、後世この書を学ぶもの、慎まざるべからざるのみ、縦横の説この書より出づ、故にこの書縦横鬼谷子と號す、説を爲すこと縦横の術に非ず、後学は能く思うべきなり。

と評し、縦横の術を斥けた上、鬼谷子を縦横の術にさえも至らないと考えた。

3.3 読書目録

正中元年（1324）と正中二年（1325）十二月三十日の宸記の末に「今年所學目録」があり、その年に学習した書目を記している。正中元年「今年所學目録」の次にまた「凡所讀經書目録」があり、これまでの読書を記している。以下は正中元年「今年所學目録」の「外典」・「凡所讀經書目録」の「外書」、正中二年「今年所學目録」の外典にあたる部分の順で、記された漢籍の書目を抄録する。

正中元年「今年所學目錄」、

外典、

論語、自一至二談義了、論語皇侃邢昺等疏并精義、朱氏竹隱注等、同自一至二抄出了、

左傳一部、禮記一部、師夏侍讀、注国語三十卷、復五帖、漢書一部、鬼谷子、三卷、淮南子、有欠卷、史通、廿卷、華陽国志、十卷、宋齊丘化書、三帖、復十卷、南北史節要、廿帖、抄出、

正中元年「凡所讀經書目錄」、

外書

左傳、毛詩、尚書、禮記、孝經、論語、孟子缺卷、古注、史記、漢書、後漢書、南北史抄、通鑑、老子、莊子、欠、荀子、欠、揚子法言、鬼谷子、淮南子、欠、文中子、国語、宋齊丘化書、史通、帝範、臣軌、貞觀政要、文選、帝王略論、三卷、孝經述義、禮記子本疏、欠、尚書正義、欠、次禮、欠、大□[空字]、

正中二年の「今年所學目錄」、

春秋後語、十卷、漢書一部、帝記七年、見訖、傳許也、三國志、有欠卷、晋書、帝紀并傳卅卷許、今年中未終功也、公羊傳、穀梁傳、懷舊志等、少々雖披見、未終功、是今年連々病惱、又多以懈怠、仍所學不進、尤所耻也。

これらの書目を見れば、花園上皇の読書において五経と正史が尤も重視されたのは明らかである。儒家経書の注疏としては、基本的に唐人の正義、また六朝人の義疏『孝經述義』・『礼記子本疏』などが採用された。宋人の著作は僅かに『資治通鑑』・『論語集注』・『論語精義』³⁴だけが見られる。しかし、これらの書目は必ずしも花園上皇が

³⁴ 「今年所學目錄」に見られる「竹隱注」はどのような書物かが詳らかでない。阿部隆一氏は『經

読んだ書物の全体を反映しているわけではない。一例を挙げれば、正中二年（1325）十二月廿八日宸記の裏書に

弘法大師文筆眼心、專爲兼之哥義、所依憑也。近代有新渡書、號詩人玉屑、詩之髓腦也。與和哥義全不異、見此等之書、哥義自可披蒙、爲世卿無智之故不堪之間、任意作義、世間暗迷之人、仰而取信、足彈指流涕而已。

弘法大師の文筆眼心、専ら為兼の歌義の依憑するところなり。近代に新渡の書あり、詩人玉屑と號し、詩の髓腦なり、和歌の義と全て異ならず。これらの書を見れば、歌義自ら披蒙すべし。為世卿無智のゆえ、不堪の間、任意に義を作り、世間暗迷の人、^{たつと}仰びて信を取る。彈指流涕に足るのみ。

と記し、『文筆眼心抄』と並べ、南宋魏慶之編纂の『詩人玉屑』を和歌の創作に依拠すべき理論として考え、京極爲兼（1254－1332、鎌倉時代後期の歌人）を褒め、二条爲世（1250－1338、鎌倉・南北朝時代の公卿歌人）を貶した。ここに高く評価された『詩人玉屑』は、「凡所讀經書目録」と「今年所學目録」に見られず、宸記全体にもこの一箇所しか見出だせない。実際、「凡所讀經書目録」と「今年所學目録」には、集部の書が『文選』以外に見られない。直ちに証拠を挙げられないが、集部の書が見られないのは、もしかすると花園上皇がこの間に主張した学問の理念と相応しくするために意識的に隠したのではないか、とも推測される。

以上に論じてきた通り、花園上皇退位後の元亨元年（1321）と二年（1322）の頃に、読書傾向には著しい変化があった。この変化がなぜ起ったのかについて、次の節でこの時期に彼の地位上に起きた変化と思想上の動向を辿って考察してみる。その際、花園上皇が抱いた儒学復興への関心と朝廷の理学受容との関係を視界に置く。

第三節 学問の転換と理学

義考』卷二百十九に著録された李用『論語解』という佚書であろうと推測した。李用は宋末の朱子学者であり、南宋が滅びた後に日本に亡命したという。阿部 1963、42－43 頁。

1. 政教と風月

花園天皇は朝政に対する憂慮及び自分の無力さを、在位中に既に漏らしていた。正和二年（1313）十月四日に、

今日寛平御記十卷一見了、但第二卷欠、菅丞相等之臣下、多納諫、每見此御記、只恨当時無忠臣、不忠不直之臣滿朝多、朕如此生末代澆季之時、是不運之至也、悲哉哀哉、臣下皆無存忠人、況於大忠哉、可歎可悲。

今日寛平御記十卷一見了わんぬ（但し第二卷を欠く）。菅丞相等の臣下、多く諫を納む。この御記を見るごとに、ただ当時忠臣無く、不忠不直の臣朝に満ちて多きを恨む。朕、かくの如く末代澆季の時に生まるるは、これ不運の至りなり。悲しきかな、哀しきかな。臣下みな忠を存するの人無し、況や大忠に於いてをや。嘆くべし悲しむべし。

と記し、宇多天皇の宸記を読んで、菅原道真のような忠臣を得られないことを嘆いた。文保二年（1318）、伏見上皇の崩御によって、花園天皇が二十二歳で後醍醐天皇に譲位し、後醍醐天皇の継承者として引き続いて大覚寺統の邦良親王に立てられ、持明院統は不利の情勢に置かれた。元應元年（1319）、院政を行っていた大覚寺統の後宇多法皇が花園上皇領内の伊勢国証誠寺を奪ったことが起こり、花園上皇は本年の閏七月二日の宸記にこのことを記し、不満の意を漏らしたが、直ぐに自分も曾て臣下の領地を処理した際に不公平なところがあったことを思い起こし、

雖事之有深淺、非理同前歟、豈隱吾小過謂他之非理乎、是孟子所謂、五十步奔與百步奔也、此事尤可止誹謗事歟。須先正我非理謂人之過失也、而付闕如、雖不正我理、先謂人之失、是以自吾知不能好學、爲知自過、聊記誤失也、多年雖好學、未至顯行已、可悲々々、人之不知己誠此故歟。

事の深淺ありと雖も、非理は前に同じきか。あに吾が小過を隠して他の非理を謂わんや。これ孟子のいわゆる、五十歩の奔りと百歩の奔りとなり。この事尤も誹謗の事を止むべきか、^{とど}須^{すべから}く先に我が非理を正して人の過失を謂

うべきなり。しかるに闕如に付し、我が理を正さずと雖も、先に人の失を謂う、これを以って自ら吾れ学を好むこと能わざるを知り、自ら過つを知らんがために、^{いささか}聊 誤失を記すなり。多年学を好むと雖も、未だ顕行に至らず、悲しむべし悲しむべし。人の己を知らざるは、誠にこの故か。

と、『孟子』の語を引用し、長い間にずいぶん学問に励んでいたものの、実践に当って未だ理に叶わない所があると自省した。これより先、同年の正月廿日に、

凡身多病氣、性稟意閑、自幼少之昔雖有隱居之素意、未遂蓄懷、遺恨之深、何事如之哉。

凡そ身に病氣多く、性として意閑かなるを稟く。^{しず}幼少の昔より隱居の素意ありと雖も、未だ蓄懷を遂げず、遺恨の深み、何事かこれの如きか。

と記し、始めに隱遁の思いを表した。更に九月六日に、宸記の裏書きに、

而頻頃年以來、競陰之功雖淺、隨分苦學之志已積、所見得之道義只專在一之正理、全無二無三、行理之道、於末代非隱者難立、以是朕隱居之志年久、而相當謹慎之年、殊催此志者也。

而るに頻りに頃年以來、競陰の功浅しといえども、分に随いて苦学するの志すでに積り、見得するところの道義ただ専ら一の正理にあり、全く無二無三なり。理を行うの道、末代に於いて隱者に非ずんば立て難し。これを以って朕隱居の志年久しく、しこうして謹慎の年にあい当たり、殊にこの志を催すものなり。

……而院仰云、親王事以下可扶持之由事先皇仰也、又叡慮無相違、而如此企隱居之思甚不可然。

……しこうして院仰せて云わく、親王の事以下扶持すべきの由のこと、先皇の仰せなり、また叡慮に相違無し、しこうして此の如く隱居を企つの思い甚だ然るべからず、御意に背くとうんぬん。

……抑近日、禁裏頻道德儒教之事有其沙汰云々、尤可然之事也、而冬方朝

臣藤原俊基等、此義殊張行者也、而如惟繼等卿頻偏執、以淺略義加難云々、太不足言、□□守一隅、全不可謂非、是即太公戰牧野、伯夷飢首陽、同時稱賢聖、此義也、仕朝之士、以隱不可難、隱山之士、以仕朝不可難、道雖異、歸一者也、朕所思得偏志在隱、是潔身之道也、若是爲至聖盛德者、何必爲隱、孔子可謂至堅不磷之類也、身未至賢聖、故治國之化難致、況亦孔子弟子有四科、故知賢人猶有所長、朕殊不堪政事、性嬾、志好同意友、卜山之情追日彌增、庵中之交追年疎、而無上□、心猶未發、故未能出家、在俗之嚴命難背之間、扶懦心猶在市朝者也、閑居之間無何述心中也。

……抑^{そもそも}近日、禁裏しきりに道德儒教の事その沙汰ありとうんぬん、尤も然るべきの事なり。しこうして冬方朝臣・藤原俊基等、この義殊に張行するものなり、しかれども惟繼等の卿の如く、しきりに偏執し、淺略の義を以って加難すとうんぬん、はなはだ言うに足らず。□□一隅を守るは、全て非と謂うべからず。これすなわち太公牧野に戦い、伯夷首陽に飢え、同時に賢聖と称す、この義なり。朝に仕うるの士、隱を以って難ずべからず、山に隱るるの士、朝に仕うるを以って難ずべからず。道異なると雖も、一に歸するものなり。朕思い得るところ、ひとえに志は隱にあり、これ身を潔くするの道なり。もしまことに至聖の盛徳を為すものならば、何ぞ必ずしも隱をなさん、孔子は至堅にして磷^{りん}せざるの類と謂うべきなり。身は未だ賢聖に至らず、故に治國の化を致し難し、況んやまた孔子の弟子に四科あり、故に賢人なお長ずるところありと知る。朕、殊に政事に堪えず、性嬾にして、志は意を同じくするの友を好み、卜山の情は日を追っていよいよ増し、庵中の交りは年を追って疎く、しこうして上□無く、心なお未だ^{おこ}発さず、故に未だ出家すること能わず。在俗の嚴命に背き難きの間、扶懦の心なお市朝にあるものなり、閑居の間、心中を述べるもの何も無きなり。

と長い一段を記した。この一段の立論は全く『論語』の「吾道一以貫之」に基づいている。彼は時代が「末代」のため、また自分の才質が政事に関与するのに相応しくないたため、隠居してひとり自らを正すことで「一之正理」を踐行できると考えたのである。なお、後醍醐天皇の周辺に儒教中興の気運が高まった様子を称え、後醍醐天皇の

新政を褒め、平惟繼³⁵など反対側の意見を批判した一方、自分の志がやはり伯夷の道にあると述べている。

彼の本望は叶わなかった。皇位継承に期待が寄せられた伏見上皇の皇子量仁親王（のち後醍醐天皇在位中の嘉暦元年（1326）に大覚寺統の邦良親王が没したことによって、量仁親王は皇太子として立てられ、元弘元年（1331）登極し、光厳天皇と追号される）の教育が伏見上皇に託されたのである。元應元年（1318）十月二十六日の宸記に

此間無他事、終日大略除食時外、披經典、雖屬心於文義、性稟遲鈍、不能通達、而猶隨分稽古之力、漸欲知道義、心未至賢哲、是吾生涯之遺恨也、遲鈍之性早晚得進、只屬心於墳典、欲待仰鑽之功而已、恨猶幼年之當初、不勵提携、故不能博學也、生遇末世澆季之時、不遇古先之聖賢君子、吾不幸之至、歎而有餘、每見先賢之行迹、莫不歎息、見今時之君臣、皆被掩嗜欲、莫不畜貪資、時多壞正道、源在斯歟。

この間他事無く、終日大略食時を除くほか、經典を^{ひら}き、文義に於いて心を属すと雖も、性稟遲鈍にして、通達すること能わず、しこうしてなお分に随いて稽古するの力、漸く道義を知らんと欲するも、心未だ賢哲に至らず、これ吾が生涯の遺恨なり。遲鈍の性早晚進み得、ただ心を墳典に於いて属し、仰鑽の功を待たんと欲するのみ。なお幼年の当初提携に励まず、故に博学なること能わざるを恨むなり。生まれて末世澆季の時に遇い、古先の聖賢と君子に遇わざるは、吾が不幸の至りにして、嘆きて余りあり。先賢の行迹を見るごとに、嘆息せざることなし。今時の君臣を見るに、みな嗜欲に^おわれ、貪資を蓄えざるなし、時に多く正道を壊すは、源ここにあるか。

と、不幸にも末世に生き、天皇家も臣下も賢明な君子がいないことを再び嘆き、読書によって道義をもたらす志向を表し、量仁親王の教育に対して、

此間殊親王稽古事可有沙汰、朕可奉行之由有仰、仍先可有連句由申行之、

³⁵ 康永二年（1343）七十八歳で卒、暦応五年（1342）出家の前は正二位、権中納言、文章博士。

幼年之人、以連句先可知字訓韻聲等之故也、不知字者經典之文皆不可讀、仍朕先申行風月之事、而近代人心以風月欲釣名、故不見文義而留風月、儒教之衰微尤在茲歟、然而知字之道不如是、故先勸幼學於風月、及志學年者、尤以文義可爲先也、文義漸覺知者、續可教儒教之大綱歟、此旨大意出論語文、是志學成立以下有次第、此意也、以此朕張行此義也、人莫謂以我爲先風月而已。

この間殊に親王稽古の事沙汰あるべし、朕奉行すべきのよし仰せあり、仍って先に連句あるべきのよしこれを申し行う。幼年の人、連句を以って先に字訓韻声などを知るべきの故なり、字を知らずんば經典の文みな読むべからず、仍って朕先に風月の事を申し行う。しかるに近代の人心は風月を以って名を釣らんと欲す。故に文義を見ずに風月を留め、儒教の衰微尤もここにあるか、しかれども字を知るの道これに如かず、故に先に幼学を風月に於いて勧め、志学の年に及ぶ者は、尤も文義を以って先と為すべきなり。文義を漸く覚知せば、続きて儒教の大綱を教うべきか。この旨の大意は論語の文に出で、これ志学成立以下次第あるは、この意なり、これを以って朕この義を張行するなり。人は我れを風月を先と為すと謂うなかれ。

という意見を述べた。この一文で殊に注意すべきなのは、儒教衰微の理由を、近世の人が専ら「風月」に心を注いだことに花園上皇が帰したことである。

「風月」は「学道之御記」に「又其以風月文章為宗、不知義理之所在」という語が見られ、詩文の学を指す。最初に稽古すべしという「連句」は、勿論「風月」に含まれている。花園上皇は親王に連句を練習させる意図について、風月を優先的に考えるわけではなく、連句の練習によって字義と音韻を知らせ、これから進んで經典を学習させることだと述べた。ただし、花園上皇が歌道に長じるのは周知のことであり、宸記に屢々記された詩作も決して劣ったものではなく、文学上の素養が高いことは言うまでもない。これは彼が幼年と少年時代に受けた教育において、「風月」が重視されたのに繋がっているのであろう。

本文第二節で示した通り、花園天皇の在位中の読書は、紀伝道が修める「三史」と『文選』を重んじていた。侍読もそれと相応し、文保元年（1317）『尚書』受講の際に明経道の清原宗尚・清原教光が登用された以外、全て紀伝道の文士により務められていた。しかも、在位中に、花園天皇を中心とした連句・詩賦・和歌會など風雅のサ

ロンが頻繁に開かれ、文章の士が多数集められていた。鎌倉時代後期になって歌会は形骸化し、宮中行事のようになっていたが³⁶、在位中の花園天皇はそれらに厭きた様子を見せなかった。付録2が示すように、彼の在位中に連句・詩会・歌会などに割いた時間は和漢書を受講した時間の三倍以上であった。このような事情から見れば、花園上皇が量仁親王の教育に風月を優先しないことを強調したのは、ある意味で自分が受けた教育への反撥であり、この間の政治情勢と表裏して彼自身の中に形成した学問の理念を貫こうとする実践でもあった。但し、連句から学習を入門するのは恐らく宮中の慣例であり、俄に別の教育方法を採用するのが現実的に難しかったであろうし、上皇は形式上も慣例に従うしかなかったであろう。

その後、花園上皇は道義が学問の根本であり、文采風月への重視が足りないという議論を屢々宸記に記した。例えば、元亨三年（1323）六月十七日に、

智不過人者、争知人之善惡、爲君必不可無智、非唯究九流百家、能知道義、以是爲知也。寛平遺誠云、天子入雜文不可消日云々、是王者學之躰也。先知道之大躰、其後可學諸子百家雜筆風月之道也。若不見書者争知道、至三史五經必先可學也。近代之風以博聞爲先、未知儒教之大躰、可慙々々。

智は人に過らざらば、いかでか人の善惡をしりけん。君たるのは必ず無智すべからず、ただ九流百家を究めるにあらず、能く道義を知り、これを以つて知るとなすなり。寛平遺誠云わく、天子は雜文に入りて消日すべからずと云々、これ王者の学の体なり。先に道の大体を知り、その後諸子百家・雜筆風月の道を学ぶべきなり。若し書を見ざらば、いかでか道を知ろうか。三史・五經に至って必ず先に学ぶべきなり。近代の風は博聞を先とし、未だ儒教の大体を知らず、慙るべし慙るべし。

と記した。帝王が学問を修めるにあたっては、博聞ばかりに努めるべきではなく、三史五經を先に学習して道義の根本を知った後に、はじめて諸子や詩文が勉強できるという考え方を示している。

2. 禁裏学風に対する評価

³⁶ 岩橋 1962、113-114 頁。

一方、朝廷の中には後醍醐天皇が即位した後、儒教中興の風気が流行し始めた。ここで、本章第一節に引用した『花園天皇宸記』元亨二年（1322）二月十二日、七月二十七日、元亨三年（1323）七月二十三日の記録にもどって見よう。元亨二年（1322）二月十二日には

傳聞、除目春秋兩度之外可停止云々、叙位又除目之次不可被叙、可爲正月之事、復舊規之故歟、主上殊令學中庸道給、政道可歸淳素云々、尤可然事也、近代儒道已廢來久、遇此時可有中興歟。

伝聞、除目は春秋兩度のほか停止すべしとうんぬん。叙位はまた除目の次^{ついで}に叙^{ついで}でらるべからず、正月のことを為すべく、舊規を復するのゆえか。主上殊に中庸の道を学ばしめ給わば、政道淳素に帰すべしと云々、尤も然るべきことなり。近代儒道すでに廢れ来りて久しく、この時に遇って中興あるべきか。

と記し、後醍醐天皇が旧例を恢復し、春と秋の除目以外に官職を授けることを停止した措置を称賛し、政道と儒道の復興に希望を寄せた。

五ヶ月後の七月二十七日に『尚書』談義に関する宸記に

談尚書、人數同先々、其義等不能具記、行親義、其意涉佛教、其詞似禪家、近日禁裏之風也、即是宋朝之義也、或有不可取事、於大躰非無其謂者也。凡近代儒風衰微、但以文華風月爲先、不知其實、文之弊以質可救之、然者近日禁裏有此義歟。尤可然事也、但涉佛教、猶不可然乎。

尚書を談じ、人数先々と同じく、その義などを具^{すべ}て記するに能わず。行親の義、その意仏教に^{わた}り、その詞禪家に似るは、近日禁裏の風なり、即ちこれ宋朝の義なり、或いは取るべからざる事あるも、大体に於いてその謂われ無き者に非ず。凡そ近代儒風衰微し、ただ文華風月を以って先と為し、その実を知らず、文の弊は質を以ってこれを救うべし。しかれば近日禁裏この義あるか、尤も然るべき事なり、但し仏教に涉るは、なお然るべからざるか。

と、上皇は紀行親³⁷の『尚書』講釈が宋の学風に似、基本において問題はないが、禅学と混合したところがある点が不適切だと評した。つまり、行親により禁裏の学風が、儒学を振興することや、風月に耽る学風を救うことには有益だと認めたが、その儒学の中に仏教的要素が入り込んでいることには否定的だったのである。

元亨三年（1323）七月十九日には

凡近日朝臣多以儒教立身、尤可然、政道之中興又因茲歟、而上下合躰所被立之道、是近代中絶之故、都無知実儀、只依周易論孟大学中庸立義、無口伝之間面々立自己之風、依是或有難謗等歟、然而於大躰者豈有疑殆乎、但近日風躰以理学為先、不拘禮義之間、頗有隱士放遊之風、於朝臣者不可然歟。

凡そ近日朝臣多く儒教を以って身を立つるは、尤も然るべし。政道の中興またここによるか。しかるに上下合体して立てらるるところの道、これ近代中絶の故、すべて実儀を知ること無く、ただ周易・論・孟・大学・中庸に依って義を立つ。口伝無き間に面々自己の風を立て、これに依って或いは難謗などあるか、然れども大体に於いてはあに疑殆あらんや。ただ近日の風体、理学を以って先と為し、礼義に拘らざるの間、頗る隱士放遊の風あり、朝臣に於いては然るべからざるか。

と記し、君臣同心・政道振興の面で、禁裏の儒学提唱を称えた一方、人々が『周易』と「四書」によって、師承なく勝手に自分の説を立て、禅学と混合した講学がおこなわれること、また儀礼に従わず、まるで隱士のような放逸な気風が朝臣の中に流行したことを批判した。

以上を見ると、後醍醐天皇を中心とした朝廷の中に、儒学復興の雰囲気色が濃くみられ、朝臣たちが「四書」と『周易』を好んで講じたことは間違いない。宋儒新註の「四書」と『周易』は、まず禅林で講じられたが³⁸、宮中にはこれらを対象とした博

³⁷ 『尊卑分脈』に名だけ記されており、紀家平の子。『尊卑分脈』第四篇、223頁。

³⁸ 『易』が日本の禅僧に講じられたことを窺える文献の中に最も古いのは高峯頭日（1241-1316）の語録『仏国禅師語録』であると思われる。虎關禅鍊は徳治二年（1307）に一山一寧（1247-1317）に伊川の易伝について教えを請うた。中巖圓月は程朱の易学に深い造詣を持ち、「中正子外篇」の

士家の家説がなく、受容されることが浅かった。もともと、南宋においても、理学は禅学との関わりが深く、禅学によって儒家の経書を解説する理学者もしばしばみられ、朱子がそれを厳しく批判していた。日本においても、理学はまず禅僧によって齎され、世俗教化の方便として講じられたため、理学と禅学との混合が甚だしかった。花園上皇は後醍醐天皇周辺の学風に「以理学為先」と評価したが、具体的にどの系統の「理学」をさしていたのかは実のところ問題である。この問題に答えられる史料は発見されておらず、いまの段階で解決することはできない。

本章第一節に論述したとおり、これらの宸記に基づいて建武中興の指導思想に朱子学の大義名分論などが活用されたという学説は『大日本史』以降に広がってきたものである。いま宸記を通覧しても、その説を支持する証拠は見いだせない。しかも、後醍醐天皇の朝廷に受容されたいわゆる理学は、禅僧を介して伝えられたものであり、純正の朱子学と隔たった勝手きままな説が多く含まれたものであったろう。

要するに、花園上皇は後醍醐天皇周辺の儒学復興の動向を称えていたが、そこにみられる禅学と混合させて放恣な説を講じる学風を評価しなかったのである。彼は儒学振興という出発点から、別の方向へと進んだ。

たとえば、元亨二年（1322）二月二十三日、『尚書』談義を開いた際に、

此日召公時經顯等朝臣、師夏、聊談尚書、經顯讀之、公時談正義、雖無人、如法内々義也、且為勸學於人也、仍自今日始之、次第五經可談之由所思也、近代儒風大廢、近日中興、然而未及廣、或有異議、為解人之過殊所談也、於身者強無益者歟。

この日公時・經顯等の朝臣・師夏を召し、聊^{いささか}尚書を談じ、經顯これを読み、公時正義を談じ、人無しといえども、法の如き内々義なり、且つ人に学を勧めるためなり。仍って今日よりこれを始め、次第に五經を談ずべきのよしは思うところなり。近代に儒風大いに廢れ、近日に中興し、然れども未だ広がりには及ばず、或いは異議あり、人の過を解くために殊に談ずるところなり、身に於いては強いて益無きものか。

「革解篇」「治曆篇」は日本中世易学の名篇である。

と記した。花園上皇が『尚書』談義を始めとして、十年間に亘って経書の談義を開いたのは、儒学の中興を目指し、自らが認める純正の儒学を提唱するためではないか。

3. 「學道之御記」と「誠太子書」

伏見宮に伝えられ、いま宮内庁書陵部に保存されている花園上皇の宸翰「誠太子書」と「學道之御記」は、花園上皇が三十歳以後に書いたものであり、その深い学問及び時勢に対する鋭い判断をよく体現したものである。39この二文は従来から重視されて研究が重ねられているが、ここは上文の脈絡を受け、今まで指摘されなかった二三の事柄を論じてみよう。

さて、「學道之御記」とは本来の篇名ではない。この文書は反故とされた嘉暦二年(1327)十月と十一月の具注暦の裏に書かれ、今断簡だけが残り、後世「學道之御記」と題されたものである。40その中には、集中的に学問を論じた一紙がある、即ち、

夫學之為用、豈唯多識文字、博記古事而已哉。所以達本性、脩道義、識禮義、辨變通、知往鑒來也。而近年學者之弊雖多、大底在二患、其一者、中古以來、以強識博聞為學之本意、未知大中本性之道、而適有好學之儔、希聖人之道者、雖知古昔以來、帝王之政、變革之風、猶疎達性脩情之義、此人則在朝任用之時、能雖練習政化、猶於己行跡、或□違道之者、何況末學之輩、只慕博學之名、以讀書之多少、為優劣之分、未曾通一个之義理、於政道無要、於行迹有過、又其以風月文章為宗、不知義理之所在、是不足備朝臣之員、只是素飡尸祿之類也、此三者雖有差異、皆是好博學之失也、今所不取也。二者欲明大中之道、盡天性之義、不好博聞、不宗風月、只以聖人之道為己之學、是則所本在王佐之才、所學明德之道也。既軼近古之學、有君子之風、學之所趣、以此為本。

39 「學道之御記」と「誠太子書」の全文は付録三・四に見える。付録三・四は、宮内庁書陵部編『花園天皇宸翰集：誠太子書學道之御記御処分狀』に収める影印本を底本として翻字したものであり、同書の解題を参照したところ、判読が異なる箇所がある。句読は筆者の理解にもとづいて定めるものである。判読できない字は□で示す。

40 『花園天皇宸翰集 誠太子書、學道之御記、御処分狀』の解題によると、「學道之御記」は三紙に分かれ、具注暦の裏に書かれている。第一紙は嘉暦二年(1327)十一月四一八日の具注暦に当たり、第二と第三紙は連続しており、同年十月五一十三日の具注暦に当たる。

夫れ学の用たる、あにただ多く文字を識り、博く古事を記するのみならんや。本性に達し、道義を脩め、礼義を識り、変通を辨じ、往を知りて來を鑿^{かんが}みるゆえんなり。しこうして近年学者の弊多しと雖も、大底は二つの患にあり。その一は、中古以来、強識博聞を以って学の本意と為し、未だ大中本性の道を知らず、しこうして適^{たま}ま好^{ともがら}学の儔^{こいねが}、聖人の道を希^{こいねが}う者あり、古昔以来の帝王の政、変革の風を知ると雖も、なお性を達して情を脩むるの義を疎^{おろそ}かにす。この人すなわち朝に在りて任用の時、能く政化を練習すといえども、なお己が行跡に於いて、或いは道に違うのものあり。何に況や末学の輩、ただ博学の名を慕い、読書の多少を以って、優劣の分と為し、未だ曾て一個の義理に通ぜず。政道に於いて要無く、行迹に於いて過^{あやまち}あり。又その風月文章を以って宗と為し、義理のあるところを知らず。これ朝臣の員に備わるに足らず、ただこれ素^そ飡^{さん}尸^し祿^{ろく}の類なり。この三者差異有りといえども、みなこれ博学を好むの失なり、今取らざる所なり。二は大中の道を明らかにして天性の義を尽さんと欲す、博学を好まず、風月を宗^{たつと}ばず、ただ聖人の道を以って己の学と為す、これすなわち本とする所王佐の才にありて、学ぶ所明德の道なり。既に近古の学^すに軼ぎ、君子の風あり。学の趣く所、これを以って本と為す。

とのことである。これに対して、足利衍述氏は花園上皇が「儒教の教義に於ては全く朱子学に據り給へり。学問は、天賦の性を明かにし、中正の大道即ち道義を修めて之を活用するに在り」「其達本性、脩道義と言ひ、大中本性之道と云ひ、達性脩情と言ひ、明德之道と言ひ給ふ。此等は皆朱子学中の語なり」と指摘し⁴¹、岩橋小弥太氏は「全く道学先生の風を偲ばるるものがある」⁴²と指摘する。両氏の指摘通り、この文は朱子学の匂いが強く、とりわけ『中庸章句』の思想が中に溶けこんでいる。管見の限り、此の文はほぼ両氏の考えたように、上皇の学問に対する思想を表したものと

⁴¹ 足利 1932、155－156 頁。

⁴² 岩橋 1962、97 頁。

て捉えられる。但し、「此人則在朝任用之時」や「是不足具朝臣之員」などの語から見れば、また全文のあらすじから見れば、これは単純に学問を議論したものではなく、朝臣の任用に関する基準を論じるものではないかと、筆者は考える。この文が書かれた時期の下限は不明であるが、上限は嘉暦二年（1327）十一月であるため⁴³、光厳天皇が皇太子に立てられた嘉暦元年（1326）以後の作であり、元弘元年（1331）の天皇即位の後という可能性もある。花園上皇には、これまでの自分の学問また光厳天皇の教育に貫いた理念、つまり、博聞を好まず、詩文に耽らず、道義を根本として努めることを、朝臣にまで広げようという配慮があったのであろう。

「誠太子書」は巻頭に篇名と「元徳二年二月」が題されている。此の文章に「今時雖未及大亂、亂之勢萌已久、非一朝一夕之漸」という語があり、次の年に起った元弘の変の予言として、上皇が時勢に対して鋭い洞見をもっていたことが屢々論じられる。⁴⁴しかし、上皇が考えていた「亂」は、恐らく元弘の変とは違うものである。つまり、

而諂諛之愚人以為吾朝皇胤一統、不同彼外國以德遷鼎、依勢逐鹿、故德雖微、無鄰國窺覩之危、政雖亂、無異姓篡奪之恐。是其宗廟社稷之助、卓犖於餘國者也。然而纔受先代之餘風、無大惡之失國、則守文之良主、於是可足、何必恨德之不逮唐虞、化之不侔陸粟哉。士女之無知、聞此語皆以為然、愚惟深以為謬。何則、洪鐘畜響、九乳未叩、誰謂之無音、明鏡含影、萬象未臨、誰謂之不照、事迹雖未顯、物理乃炳然。所以孟軻以帝辛為一夫、不待武發之誅矣。以薄德欲保神器、豈其理之所當乎。以之思之、危於累卵之臨頽巖之下、甚於朽索之御深淵之上、假使吾國無異姓之窺覩、寶祚之脩短、多由茲。加之中古以來、兵革連綿、皇威遂衰、豈不悲乎、太子宜熟察。

しかるに諂諛の愚人^{おも}以為へらく、吾が朝は皇胤一統にして、彼の外国の徳を以って鼎を遷し、勢に依って鹿を逐うに同じからず。故に徳微^{よわ}まると雖も、隣国^{きよ}に窺覩せらるるの危無く、政乱ると雖も、異姓に篡奪せらるるの恐無し。

⁴³ 本文の引用部分は、嘉暦二年（1327）十一月四―八日の紙の裏にあるため、書かれた時間は嘉暦二年（1327）十一月八日以前にならない。

⁴⁴ 岩橋 1962、『花園天皇宸翰集 誠太子書、學道之御記、御処分状』の解題など。

これ其の宗廟社稷の助け、余国に卓躒するものなり。然るときんば纒わづかに先代の余風を受け、大悪の国を失うこと無くんば、則ち守文の良主これに於いて足るべし、何ぞ必ずしも徳の唐虞およに逮ばず、化の陸栗ひとに倅しからざるを恨みんやと。士女の無知、此の語を聞きてみな以って然りと為す。愚ただ深く以って謬あやまりと為す。何となれば則ち、洪鐘響を畜たくわえれば、九乳未だ叩かずとも、誰かこれを音無しと謂わんや。明鏡影を含まば、万象未だ臨まずとも、誰かこれを照らさずと謂わんや。事跡未だ顕れずと雖も、物理乃ち炳然たり。孟軻、帝辛を以って一夫と為し、武発の誅を待たずとするゆえんなり。薄徳を以って神器を保たんと欲すとも、あに其の理の当たる所ならんや。これを以ってこれを思うに、累卵の頽巖の下に臨むよりも危く、朽索の深淵の上に御ぎよするよりも甚だし。仮使吾が国異姓の窺覩きょく無しというとも、宝祚の脩短、多く以ってこれによる。これに加うるに、中古以來兵革連綿たり、皇威遂に衰う。あに悲しまざらんや。太子宜しく熟つらつら前代の興廢する所以を察すべし。

とまで明らかに言うように、恐らく彼は『孟子』「梁惠王」にある

賊仁者謂之賊、賊義者謂之殘、殘賊之人謂之一夫、聞誅一夫紂也、未聞弑君也。

から深く衝撃を受け、天皇家が徳を欠けば異姓の王朝に取って代わられる可能性を真剣に考えていたのであろう。彼の憂えていた異姓による帝位篡奪が、当時の時代的狀況から実際に可能であったか否かまでは筆者の能力を超えるため論じられないが、上皇が鎌倉時代末期の政局を考えるにあたって、孟子の政治倫理を受容したうえで判断していたことは確かである。

また、

時太平則雖庸主可得而治、故堯舜生而在上、雖有十桀紂、不得亂之、勢治也。

而一旦及亂、則縱雖賢哲之英主、不可期月而治、必待數年、何況庸主鍾此運、則國日衰、政日亂、勢必至於土崩瓦解。

時太平なるときんば則ち庸主と雖も得て治むべし。故に堯舜生まれて上に在れば、十の桀紂有りと雖も、これを乱ること得ざらん、勢い治まるなり。

しかも一旦乱に及ぶときんば則ち、縦え賢哲の英主と雖も、期月にして治むべからず、必ず数年を待たん。何に況や庸主この運に鍾るときんば則ち、国日に衰え、政日に乱れ、勢必ず土崩瓦解に至らん。

というのも、『孟子』「公孫丑」に言う

由湯至於武丁、賢聖之君六七作、天下歸殷久矣。久則難變也。武丁朝諸侯有天下、猶運之掌也。紂之去武丁未久也。其故家遺俗、流風善政、猶有存者。又有微子微仲王子比干箕子膠鬲皆賢人也。相與輔相之、故久而後失之也。

湯より武丁に至るまで、賢聖の君六七たび作る。天下殷に歸すること久し。久しければ則ち変じ難し。武丁諸侯を朝せしめて、天下を有つこと、猶之を掌に運らすがごとし。紂の武丁を去ること、未だ久しからず。その故家遺俗、流風善政、猶存するものあり。また微子・微仲・王子比干・箕子・膠鬲有り、皆賢人なり。相與に之を輔相す。故に久しくして而る後之を失えるなり。

に基づき、太平の世と乱世の差異を論じ、量仁親王が乱世の英主になることを期待し、学問を勧めたのである。それに続き、太子が接触を避けるべき学風につき、

至如暗誦諸子百家之文、巧作詩賦、能為義論、群僚皆有所掌、君王何強自勞之。故寬平聖主遺誠、天子入雜文不可消日云々。近世以來、愚儒之庸才、所學則徒守仁義之名、未知儒教之本、勞而無功、馬史之所謂博而寡要者也、又頃年有一群之學徒、僅聞聖人之一言、自馳胸臆之說、借佛老之詞、濫取中庸之義、以湛然虛寂之理為儒之本、曾不知仁義忠孝之道。不協法度、不辨禮儀、無欲清淨、則雖似可取、唯是莊老之道也、豈為孔孟之教乎。是並不知儒

教之本也、不可取之。縦雖入學、猶多如此失。深自慎之、宜以益友、令切磋。
學猶有誤則遠于道、況餘事哉。深誠必可防之。

諸子百家の文を暗誦し、巧みに詩賦を作り、能く義論を為すが如きに至りては、群僚皆掌る所有り、君王なんぞ強いて自らこれを^{ろう}勞せんや。故に寛平聖主の遺誠に、天子雜文に入りて消日すべからずと云々。近世以来、愚儒の庸才、学ぶ所は則ち徒に仁義の名を守り、未だ儒教の本を知らず、^{ろう}勞して功無し。馬史のいわゆる博くして要^{すくな}寡き者なり。又頃年一群の学徒有り、僅に聖人の一言を聞き、自ら胸臆の説を馳せ、^{みだ}仏老の詞を借り、濫りに中庸の義を取り、湛然虚寂の理を以って儒の本と為し、曾て仁義忠孝の道を知らず。法度に協わず、礼義を辨ぜず。無欲清浄なるは、則ち取るべきに似たりと雖も、ただこれ莊老の道なり、あに孔孟の教たらんや。これ並に儒教の本を知らざるなり。これを取るべからず。たとい学に入るといへども、なお此くの如き失多し。深く自ら慎み、宜しく益友を以って切磋せしむべし。学びてなお誤あるときんば則ち道に遠し、況や余事をや。深く誠め、必ず防ぐべし。

と、二種の弊を挙げている。第一種の弊は彼が常に批判していた「風月」と「博聞」を務め、儒学の根本である道義を知らざるものである。第二種は仏教や道教の虚無の説を儒学の根本に置いたというものである。これは恐らく禅林に興って後醍醐天皇の周辺までに流行した学問的傾向を指しているのであろう。

むすびに

花園天皇は四書または朱子学を明らかなかたちで標榜したことが無く、しかも後醍醐天皇周辺の学風に対して「都無知実儀、只依周易論孟大学中庸立義、無口傳之間面々立自己之風、依是或有難謗等歟」などの批判を加えたため、その学問と宋学の関係は一見して分かるようなものではない。ただし、宸記の記録及び御文「學道之御記」「誠太子書」に、足利氏の指摘どおり、花園天皇は頻繁に朱子学の語を使っていたことは否定できないだろう。それだけでなく、『論語集注』や『論語精義』を読み、宮中に伝授されていなかった『孟子』を読んで深く感動し、「誠太子書」に『孟子』の思想

を盛り込み、「學道之御記」に『中庸』の思想を溶けこませたことから見れば、花園天皇は決して四書の学と無縁ではない。彼が明らかなかたちで四書を標榜しなかったのは、四書と『周易』を建前として、禅学を取り入れて自分勝手の説を唱える後醍醐天皇周辺に興った学風と距離を持つという意図が含まれていたのではないか。なお、朝廷の中での朱子学の受容がまだ浅かったため、花園天皇は朱子の排仏思想に触れなかった可能性が高いが、当時流行っていた儒学と禅学との混合を斥ける点では、朱子と一致している。

錢穆氏は宋儒の学術を総論するにあたり、「政事治平の学」「経史の学」「文章子集の学」の三項を顕彰し、「経史の学」が「政事治平の学」と表裏することを指摘している。錢氏は劉彝が胡瑗を称えた、

臣師胡瑗、以道德仁義教東南諸生時、王安石方在场屋中修進士業。臣聞聖人之道、有體、有用、有文。君臣父子、仁義禮樂、歷世不可變者、其體也。詩書、史傳、子集、垂法後世者、其文也。舉而措之天下、能潤澤斯民、歸於皇極者、其用也。國家累朝取士、不以體用爲本、而尚聲律浮華之詞、是以風俗偷薄。臣師當寶元、明道之間、尤病其失、遂以明體達用之學授諸生。夙夜勤瘁、二十餘年、專切學校。故今學者明夫聖人體用以為政教之本、皆臣師之功、非安石比也。

臣の師胡瑗が道德と仁義に基づいて東南の学生たちに教えた時、王安石（1021－1086）がちょうど試験場で進士の学業を修めていた。臣は聖人の道は、体と用と文があると聞いた。君臣・父子の倫理や仁義・礼樂の教化という、時代が推移しても変化しできないものは、体である。詩書・史伝・子集という、後世に法則を示すものは、文である。天下にゆきわたらせ、庶民に恵ませ、帝王が天下を治理する準則に帰するものは、用である。歴代の朝廷は士人を選抜するにあたって、体と用に基づくことなく、韻律と修辭を重んじ、士人の氣風は輕薄になった。臣の師は、宝元（1038－1040）と明道（1032－1033）のころに、最もこのことのおやまりを心配し、体を理解して用に通じる学問を学生に教えた。夙夜にはねおり勤め、二十余年間に亘って、専ら学校のことには力を注いだ。従って、いまの学者が聖人の体と用の学が分かり、しかもそれを政治と教化の根本とするのは、全てが臣の師の功績であり、（臣

の師は) 安石のたぐえるものではない。

という文を挙げ、胡瑗の学風を北宋の儒者の中の共通精神として考えている。⁴⁵ 概括的に言えば、この精神は、道徳仁義を学問の根本とし、国事を治めるにあたって必ず経書の義に基づき、士人を採るには詩賦の才能に拠らず、経学に通暁して実践に生かす人材を養成するということである。本章で論じた花園天皇退位以後に形成された学問の理念は、正にこれと一致している。

花園天皇が主張した、「風月」を抑えて六経を重視する学問は、唐代の影響を受けた平安時代以来の学風に対する反撥であり、宋学の潮流と同じ方向性を持っている。花園天皇が六経を読んだ際には、宮中に明経博士を召し寄せ、彼らが修めてきた漢唐の注疏を学習したことはもちろんだが、その関心は常に政教に経書の内容を活かすことにあった。従って、彼が提唱した経学は漢唐の訓詁注疏を踏まえていても、漢唐経学そのものとは異なり、宋儒の経学と同じような関心を持っていたことになる。

錢氏は、北宋の儒者が先秦諸子によく意を留めていたことも指摘する。⁴⁶ 花園天皇の読書にも、同様に子書を重視する特徴がある。先秦諸子ではないが、宋代の儒者の多くに読まれて称えられた『文中子』をも花園天皇は愛読した。彼が文中子を称賛したのは、恐らくややおくれた時代の中巖圓月と同じであろう。つまり朱子が指摘した、朝廷がふるわない時期には、治道を語る文中子への関心が持たれるという理由があったのではないか。⁴⁷

⁴⁵ 錢穆『朱子新學案』「朱子學提綱」。

⁴⁶ 同上注。

⁴⁷ 第二章第二節参照。

第四章 南北朝の四書伝習

——宮内庁書陵部所蔵の天授五・六年奥書本『孟子集注』について

第一節 書物の世界に見られる南北朝期の四書受容の実像

前章に論じたとおり、花園上皇は元亨四年（1324）三月廿七日—正中二年（1325）十一月廿六日に公卿朝臣を集めて『論語』談義を開き、その様子を屢々宸記に記した。この談義のために、ある『論語』鈔本が作られた。すなわち、『花園天皇宸記』元亨四年（1324）三月廿八日に

此間抄論語末書、皇侃疏已下數部類聚之、之外無他、爲談義也、書本經、其下注各義也。

と記され、同年四月七日に

此間論語抄出之外無他、今日第一學而爲政兩篇終功了、疏正義并近代學者注等部類并他書又抄入之、仍不可有盡期、然而先以疏正義集注等抄出之也。

と記され、正中元年十二月三十日の「今年所学目録」に、

論語、自一至二談義了、論語皇侃邢昺等疏并精義、朱氏竹隱注等、同自一至二抄出了。

と記されたものである。

花園上皇自身が作った、あるいはその命によって作られた鈔本は、いま伝わらない。『花園天皇宸記』の記載によれば、この『論語』鈔本は経文と注釈から成り、注釈については皇侃『論語義疏』・邢昺『論語正義』・朱熹『論語精義』と『論語集注』及び

朱子集注の再注釈と思われる「竹隠注」（李用『論語解』）¹などから抜萃して鈔写されたものである。阿部隆一氏は曼殊院に収蔵される鎌倉末期に書写された『論語総略』と同じ類型のものであろうと推測した。²筆者は『論語総略』を見る機会がなく論じることができないが、ここで花園上皇の集注受容の態度の特徴を指摘しておきたい。つまり、花園上皇は『論語集注』の特殊性を十分に認識することなく、ただ一種の経書注釈として受容する傾向があった。

花園上皇が、後醍醐天皇の周辺に興った『周易』と「四書」だけを重視し、しかも禅学を交えて経書を解釈する風気を批判し、自ら認める純正の学風を提唱するために経書談義を開いた経緯については、前章で論じた。花園上皇は、幼い頃から受けた宮廷の漢学教育が唐代の学問に準じたものであったため、個人の読書に朱子学派の著作の影響が見られるとはいえ、朱子学派の読書法そのものの実践が見られるわけではない。したがって、花園上皇が純正の学風を提唱しようとするなら、理学をある程度まで踏まえながら、漢唐の注疏を兼用するのは最も自然な選択であったのではないか。このような講読の態度は、15世紀以降における四書学習の主流となった。次章で論じるが、15世紀に清原家を中心として形成された「四書」学の形式は、まず『論語』と『孟子』に関しては注釈としてそれぞれ何晏の集解と趙岐の章句を使い、朱子の集注及びその再注釈も融合しており、つぎに『大学』と『中庸』に関しては注釈として朱子章句及びその再注釈を使い、経文の訓読は主として清原家の『礼記』の「大学」・「中庸」篇の古点によるというものであった。15世紀以降に主流となる「四書」学は、『四書章句集注』を一つの完全的な体系として講習することなく、朱子の集注を注疏学の古い型に入れようとする傾向が顕著になり、朱子学本来の特性を抹殺したとも言えよう。

以上に述べた、花園天皇が開き、15世紀以降に主流となった「四書」伝習の方式と異なって、14世紀後期に南朝の朝廷に抄写された天授五・六年（1379・1380）奥書本『孟子集注』（以下、天授奥書本と略称）は、より純粹に章句・集注を受容する大覚寺統の学風を体現している。南朝朝廷の学風は、『花園天皇宸記』などの記録に反映されるのみならず、物語の世界にも語られている。³しかし、これら様々な記載はど

¹ 本論第三章注 34 を参照。

² 阿部隆一 1963、37-40 頁。

³ 『太平記』卷一「無礼講事付玄慧文談事」。

れほど真実を伝えたものであるかが判断しがたい。天授奥書本を、南朝期に四書受容の実像を反映する貴重な文献として認識すべき理由はまさにここにある。

天授五・六年奥書本『孟子集註』は、宮内庁書陵部に収蔵され、南北朝時代唯一、そして日本最古の『孟子』写本である(宮内庁書陵部本『群書治要』に節抄された『孟子』を除く)。本写本について、『図書寮典籍解題』は「和州の榮山寺(大和宇智郡)行在所に於いて、唐本及び仲盛卿の自筆本を以て書写校合したもので、おそらく南朝に伝えた朝臣の手に成るものと推定」した。これに対して阿部隆一氏は、書陵部蔵本が「実は遙か時代の降った室町後期の移写にかかる」⁴と異なった見解を示し、以後公刊された研究はいずれも阿部氏のこの結論を受け入れている。⁵

筆者は、この写本が天授五・六年に書写された原本にほかならないと考える。天授五・六年は明の洪武十一・十二年に当たり、書物文化史の観点から言えば、日本は「鈔本時代」にあったが、中国は「刊本時代」に入ってからすでに二百年以上を経ていた。日本中世の漢籍写本は中国刊本文化の影響を受け、日本古代の漢籍写本との間に著しい差異が見られる。それは中世の漢籍写本が装幀・書式・字体などの書誌的特徴において刊本に接近したというだけでなく、参照できる異本が豊富になったことから、諸本の本文を混合させたテキストが増加したことこそ、最も注意すべき事実であろう。中世の漢籍写本に見られる校語が古代の漢籍写本よりかなり多いのも、このためである。

天授五・六年奥書本『孟子集註』(以下、天授奥書本と略称する)は、元刊本に基づく写本で、装幀は包背の冊子、書式は経文大字に注文小字双行の形式、流麗ではなく硬い書風、何れの点でも刊本の形式を模倣している。しかし、中国の刊本の文字を日本人が紙に写し取った時点で本文が固定されたわけではなく、筆写の過程ないし筆写の完了後でも、文字の改訂が続いている。天授奥書本の書写・校勘・改訂過程は、中世日本の漢籍写本の遺例の中でもかなり複雑であり、校語の種類と数量の豊富さゆえに、校語と本文の関係も研究の重要な課題となる。以下は、阿部説に対する検討も

⁴ 阿部氏はこの判断を支える根拠を挙げていない。「室町以前邦人撰述論語孟子注釈書考(下)」でも同様の論断に根拠は示されない。阿部 1962、26-28 頁、1964、52 頁。

⁵ 井上順理 1972、347 頁。なお、小川剛生氏が元弘二年(1320) - 至徳三年(1386)『孟子』受容の「関係事項年表」に天授奥書本を挙げないのも阿部説を認めたのであろう。小川 2002、92-93 頁。

含め、まず天授奥書本の書写年代を検討し、つぎにその書写・校合に利用された書物を分析し、天授奥書本の性格を説明することによって、14世紀後期に南朝朝廷に於ける四書伝習の学風を考察してみる。

第二節 天授五・六年奥書本『孟子集注』の書写と校合

1. 天授奥書本の書誌

天授奥書本は十四巻、二巻ごとに一冊で、全七冊からなる。包背装、紺表紙（24 cm×16.8 cm）、表紙に題簽があり、その上に墨書で「朱孟」と題し、題簽の下に「洞芳」と署名がある。巻首に「朱子集注序説」とあり、巻一の首題は「孟子巻第一朱子集註/梁惠王章句上凡七章」、尾題は「孟子巻第一」とそれぞれ記す。奇数巻の首題は巻一と同じ形式であるが、巻二の首題には「朱子集註」ではなく「朱熹集註」が記され、巻四・巻六・巻八・巻十・巻十二・巻十四の首題には「朱子集註」「朱熹集註」のいずれも記されていない。また、巻一・巻二に「朱子集註」あるいは「朱熹集註」は元々篇名と章数の下に記されていたが、後に擦り消され、あらためて書名と巻数の下に書き直されている。各巻の末には尾題がある。正文は無辺無界、毎半葉六行、毎行大字十五字、小字双行十五字。字面高は約 18.4 cm。正文の行間に傍注された校語、天頭と地脚に書かれた注釈なども含め、全巻一筆書きである。校語の多くは墨筆で書かれるが、時に朱筆もまじる。訓点は朱筆のヲコト点と墨筆の返点・送仮名であり、大字の正文に関しては全巻に、小字の集注については巻一～巻四のみに、それぞれ加えられている。奥書としては、書写奥書・校合奥書・移点奥書と本奥書がある。以下、巻の順に奥書と識語を録する。

第二巻末に本奥書「本云/ 依履之坦上人懇命分句讀誌音訓畢/時天授戊午孟穉晦也/ 芸巢賸人」と移点奥書「弘和元年孟夏上旬移花山院右大將/點了」。巻二の後には、「戦國圖」を始め四葉の挿絵を挿入し、その後に「孟子年譜」・「孟子弟子」「孟子歴聘四國」・「孟子答問列國之臣」を置き、末に識語「此本雖無之、以孫奭疏聊抄出/之考也」がある。次葉に書写奥書「天授第五曆林鍾十二日於和州/榮山旅宿以唐本書寫之訖」と校合奥書「以同本校合了」。

第四巻末に書写奥書「天授五季無射上旬於榮山之旅/宿書寫之畢」・校合奥書

「以唐本一校了」・移点奥書「弘和元年蕤賓中二日移花山院右大將点了」と本奥書「本云／天授戊午禩季穉上澣分句讀畢／芸巢子」。

第六卷末に識語「一校了」、次の葉に書写奥書「天授五年無射下旬於榮山舊館／書寫了」と校合奥書「以唐本校了」。

第八卷末に書写奥書「天授五季無射中旬於榮山行宮／書寫之訖」と校合奥書「以仲盛卿自筆本一校了／以唐本校了」。

第十卷末に書写奥書「天授五年應鍾上幹日於榮山行在所／書寫之訖」。

第十一卷末に書写奥書「天授五年十月十八日書寫了」。

第十二卷末に書写奥書「天授六季孟春初五日於榮山旅館／書寫之了」と校合奥書「以同本一校了」。

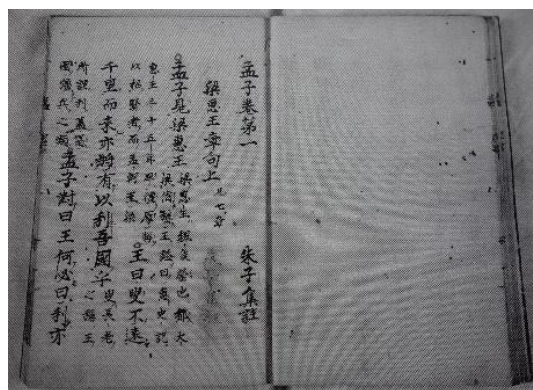
第十四卷末に書写奥書「天授六年正月十日 終一部書寫之／功畢」と校合奥書「以同本一校了」、続いて濃墨で大きく「不可有外見者也」と記す。

奥書によって、天授奥書本の書写は、天授五年（1379）六月十二日にまず巻一と巻二が終わり、その後九月上旬に巻三と巻四、中旬に巻七と巻八、下旬に巻五と巻六、十月上旬に巻九と巻十、十八日に巻十一、翌年一月五日に巻十二とすすみ、一月十日に巻十三と巻十四が完成したことが分かる。やや問題となるのは、第六卷末の奥書に「無射下旬」、第八卷末の奥書に「無射中旬」と記され、巻の順序と書写の時期が逆転することである。ただし中世日本の読書は、必ずしも常に巻の順序に従うわけではなく、⁶天授奥書本も何らかの理由で巻七と巻八が巻五と巻六より先に書写されたのであろう。

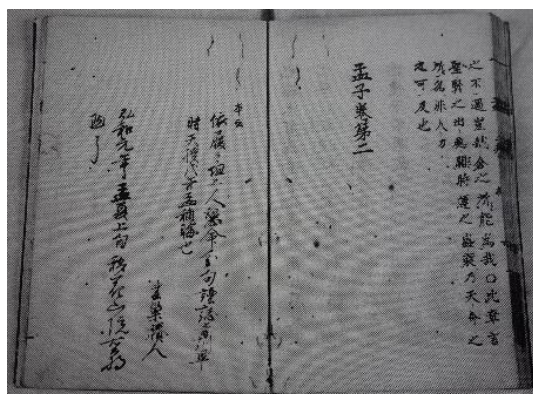
奥書からは、書写者が本文を鈔写するかたわら、「唐本」や「仲盛卿自筆本」と対照して校合を行ったことも分かる。全巻の鈔写を終えた翌年弘和元年（1381）五月十二日には、巻一～巻四に花山院右大將点本から訓点を写し終えている。この「花山院右大將」は、阿部隆一氏の指摘したとおり、南朝の後村上・長慶・後龜山三天皇に勤

⁶ 金沢文庫を設立した北条実時は清原教隆から『春秋經傳集解』と『群書治要』の講義を受け、両書の本文を写して加点した。その講義も本文書写も加点も、巻の順序に従わなかったことは、いま伝わる金沢文庫本『春秋經傳集解』と『群書治要』の奥書から窺われる。その奥書が記録した講義と書写加点の事項は、足利衍述氏により整理された。足利 1932、114—116 頁。

仕した花山院長親（?～1429）である。また、巻八の奥書に出る「仲盛卿」は、これも阿部氏が指摘したとおり⁷、長慶天皇の命により勅撰集に準じるとされた南朝君臣の和歌集、宗良親王撰『新葉和歌集』の巻十六「雑哥」に一首の作品が収録された南朝の朝臣「参議仲盛」であろう。



巻首



巻二末の本奥書・移点奥書

2. 傍注の構造

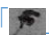
天授奥書本に大量に存在する傍注は、本写本の筆写過程をたどるにあたって最も重要な根拠である。傍注は、大別到天頭と地脚にある注釈・行間の消去符と校語の三種類があり、何れも正文と同筆である。

天頭と地脚にある注釈の大部分は集注で言及された人名に対する注解である。例えば、巻一「梁惠王章句上」「梁惠王曰、晋国莫強焉」章の注に「孔氏曰、恵王之志在

⁷ 阿部 1962、27 頁。

於報怨…蓋孟子之本意」について、天頭に「孔氏 名文仲/字経父/臨江人」と記す。また訓詁音韻に関する注解もみられる。例えば、卷三「公孫丑章句上」「公孫丑問曰、夫子加齊之卿相」章「然而孟施舍守約也」の注「約、要也」、「要」の字の左側に「幺笑切」と、天頭には「約 幺笑切契也/孝記大信不/約注於要切/約束也」と注記する。これらの注釈は底本となった元刊本から写された可能性が高い。何故かと言うと、序説の「歐陽永叔却言、聖人之教、人性非所先、可謂誤矣」の下に双行小字注として「永叔名脩/廬陵人」が書かれているが、各字の左側に消去符「ヒ」があり、地脚に「永叔/名脩/廬陵人」と記す。「永叔名脩廬陵人」はもともと正文の注ではないので、鈔写者がまず底本中の補注を朱子の集注に混入させ、後に気がついて消去符で抹消し、同じ内容を葉脚に補記したという過程が推測できる。

天授奥書本の消去符は、「止」とその通用字「止」⁸及び簡略化した形の「ヒ」（非か）があり、文字の左側に書かれている。文字の上から○を施して抹消を表す例もたまに見られる。

校語中に使用された符号の種類は多く、同時代の漢籍写本の中でも構造の複雑なものと言えよう。下表には各種の校語が各巻に出現する個数を整理する。「无」は「無」に、省筆「ナ」「乍」「才」は標準字体「有」「作」「唐」「摺」に改めて表記する。「イ」は、「他」と「異」二つの解釈があるため⁹、そのまま残す。

	イ有、 イ無、 イ本 作、イ	本作	本 有 イ無	他 本 作	唐、唐 作、唐 无、 唐 本	仲 盛 本作、 仲 本 作	摺無	点作、 点 本 作、 点 本	異 文 の み 注記
序説								一	
卷一	三							七	三
卷二	四	一						六	
卷三	三							一	

⁸ 顔元孫『干祿字書』「止 軌軌、並上通下正」。

⁹ 井上宗雄 1999 の「他本」（片桐洋一執筆）の項を参照。

卷四	一	一						一	一
卷五		三			一七				三
卷六	四				二		一		四
卷七	五	二			一四	二			
卷八	四	一	一		一八				三
卷九	二			一	二		一		一
卷十							一		
卷十一	二								
卷十二	四								一
卷十三	四								一
卷十四	四								一

3. 書写・校合の過程

上表を見ると、この写本の校合は巻一から巻十四まで一貫性のあるものではないことが分かる。一筆書きであることを認める以上、校語を一つずつ分析して書写者の考え方を理解しなければ、テキストの構造を明らかにできないであろう。しかし、校語のすべてを本稿で列挙することは量的に不可能であるので、以下に、どのような点で校語が一貫性を欠くのかを概括する。

参照系として、現存する宋元版『孟子集注』を利用し、それらとの本文の異同を対照する。参照する宋元版『孟子集注』は、一、中国国家図書館蔵宋嘉定十年（1217）当塗郡齋刻嘉熙四年（1240）淳祐八年（1248）十二年（1252）通修本『孟子集注』十四卷「序説」一卷、（本論では宋と称する）¹⁰、二、山東省博物館蔵元至正二十二年（1362）武林沈氏尚徳堂刻本『孟子集注』七卷「序説」一卷（本稿では元Aと称する）、三、上海図書館蔵元刻明魏校批本『孟子集注』十四卷「序説」一卷（本稿では元Bと称す

¹⁰ （清）瞿鏞『鐵琴銅劍樓藏書目錄』の著録を参照、93—94頁。

る)¹¹、四、日本国立公文書館蔵元延祐五年（1318）温州路学稽古閣趙鳳儀刻本『孟子集注』十四卷「序説」一卷（本稿では元Cと称する）であり、それぞれ本文に異同がある。『四書集注』のテキストは「淳祐本」と「祝洙本」の二つの源流を有することが知られており¹²、本稿が参照した宋元版のうち、宋・元A・元Bは「淳祐本」系統に属し、元Cは混合的性格を持つが「祝洙本」系統に近い。¹³ただし、この両系統の『孟子集注』の異同は、『大学章句』『中庸章句』『論語集注』に見られる異同のように、朱子学説の根本に関わる性質のものではない。

3.1 書写の過程での底本変更

「唐本」に関する校語は巻五～巻九に集中している。序説～巻四の校語に「唐」「唐本」が全く現れないことと、巻二末の奥書「以唐本書寫之訖」と合わせて考えれば、

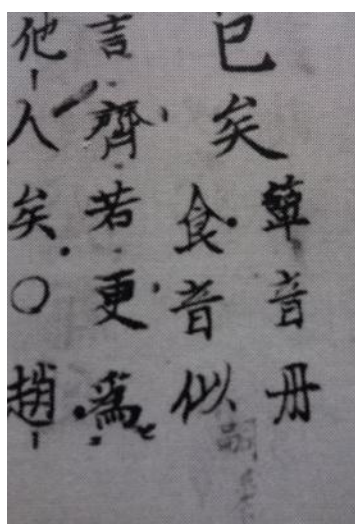
¹¹ 以上三点は『中華再造善本』の影印版を使い、版本の紹介は『中華再造善本總目提要』による。「唐宋編」107-109頁、「金元編」904-907頁。

¹² 清人吳志忠によって校訂された『四書章句集注』のテキストは、主に清の雍正年間内府覆刻の「淳祐本」に拠った。吳志忠の父吳英は「淳祐本」のテキストこそ朱子が晩年に定めたものであり、「四書輯釋」や「四書大全」がよった「祝洙本」系統のテキストより優れているという。一方、佐野公治氏の研究によると、「淳祐本」も「祝洙本」（佐野氏は「興国本」と称する）も必ずしも定本ではないかもしれない。なお、吳英・吳志忠がよった清覆「淳祐本」の底本は、いま台湾故宮博物院所蔵の「淳祐六年」の識刊本である。この故宮本について、陶湘は『清代殿板書目』に「實為元代上虞泳澤書院修補燕山嘉氏覆宋本、原書淳祐丙午等八字有割裂填寫痕跡、内府覆刻遂承其誤」と指摘し、阿部隆一は故宮本が當塗郡齋本の翻刻本であることを考証した。つまり、當塗郡齋本こそが本当の淳祐本であり、清人のいわゆる「淳祐本」は元代泳澤書院の覆刻本である。（清）吳英「四書章句集注定本辨」、『四書章句集注四種』、53-63頁。（清）陶湘編、寶水勇校点『書目叢刊』（一）、78頁。佐野公治 1988、201-221頁。阿部隆一 1993、351-352頁。

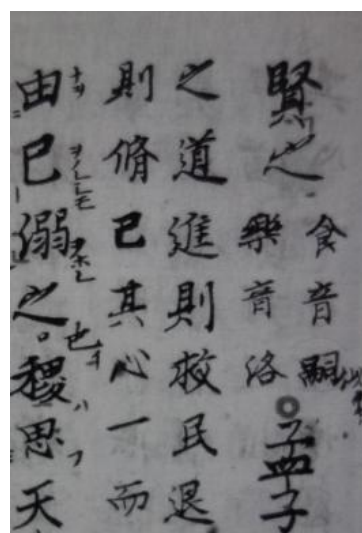
¹³ この刊本は阿部隆一「日本國見在宋元版志経部」に解題があり、王国維『傳書堂藏書志』に著録された密韻樓旧蔵の元刊本と同版関係を持っている。阿部氏は王氏の意見を襲い、趙鳳儀刻本のテキストが當塗郡齋刻本系統に属すると考えた。しかし、佐野公治氏により指摘された「淳祐本」と「祝洙本」の最も重要な異同を参照すると、趙鳳儀跋刊本は『大学』『聖經』章の注「欲其一於善而無自欺也」が淳祐本系統と同じである以外、全て「祝洙本」と一致する。阿部隆一 1993、351-352頁。『傳書堂藏書志』（上）、75-77頁。佐野公治 1988、211-212頁。

序説～卷四は「唐本」を底本として書写したはずである。卷五～卷十の底本が「唐本」ではないことは、「唐」「唐本」を注記した校語が大量に存在することと、卷六と卷八の奥書に「以唐本校了」と記されたことによって証明される。以下に書写の過程で底本を変更したことを示す例を挙げる。

卷二「梁惠王章句下」「齊人伐燕勝之」章「簞食壺漿、以迎王師」の注「簞音丹、食音似」の「似」の字、右下には「嗣 点作」と記す。また卷八「一簞食、一瓢飲、人不堪其憂、顔子不改其樂、孔子賢之」の注「食音嗣、樂音洛」の「離婁章句下」「禹稷當平世者」章「嗣」の字、右下には「似 唐作」と記す。『附釈文互註礼部韻略』¹⁴『増修互註礼部韻略』¹⁵ともに、食・嗣は去声祥吏切、似は上声詳里切。卷二「点本」と卷八底本は『礼部韻略』どおりなのに、卷二底本と卷八校本の「唐本」は全濁(邪母)上去声を区別しない。宋版・元A・元B・元Cおよび永樂『四書大全』本は、以上を全て「食音嗣」としている。つまり、「食音似」は「唐本」の独特の音注である。なお、『孟子集注』の音注は、孫奭『孟子音義』から襲ったものが多い。「梁惠王章句下」の「簞食」について、『音義』は「音單、下音嗣、後簞食皆倣此」¹⁶と云う。従って、「唐本」が音注を「食音似」に改変した理由は不明である。



卷二「梁惠王章句下」
「齊人伐燕勝之」章の「似」の字



卷八「離婁章句下」「禹稷當平世者」章の「嗣」の字

¹⁴ 『附釋文互註禮部韻略』上聲第三、去聲第四。

¹⁵ (宋)毛晃、毛居正増註『増修互註禮部韻略』卷三、卷四。

¹⁶ (宋)孫奭『孟子音義』卷上。

3.2. 趙岐注本系統の本文を参照した校合

卷五「滕文公章句上」「滕定公薨」章において、『論語』「季康子問政於孔子」章から引用した「草尚之風必偃」の「尚」の右下に、「上 イ本」と書き込んでいる。宋・元A・元B・元Cが皆「尚」とし、集注が「尚、加也、『論語』作『上』、古字通也」と言っているので、集注系統には「上」という異文がなかったと判断できる。趙岐注本系統の本文を見ると、たとえば阮元刊本『孟子注疏解經』（以下、阮元本と略称）は「草上之風必偃、是在世子」とし、校勘記に「閩監毛三本同、石經・廖本・孔本・韓本『上』作『尚』」という。¹⁷

卷六「滕文公章句下」「公孫丑問曰、不見諸侯何義」章「段干木踰垣而辟之、泄柳閉門而不内、是皆已甚」の「内」の字の左側に「納イ本」と書き込まれている。宋・元A・元B・元Cは皆「内」とし、集注も「内與納同」という。それに対して阮元本では「納」とし、校勘記に「閩監毛三本同、廖本・孔本・韓本『納』作『内』。案『音義』出『不内』、作『内』是也」という。¹⁸

要するに、卷五以下の卷に見られる「尚」と「上」、「内」と「納」などの異文は古くから存在し、朱熹が『孟子集注』を編纂した時に「尚」「納」へと定めた。ここに挙げられた校語は、天授奥書本の鈔写者が趙岐注本系統のテキストもあわせ参照したことを示している。

なお、趙岐注本の異文が正文のテキストに混入した例もある。

卷六に「滕文公章句下」「萬章問曰、宋小国也」章に『周書・武成』の文を引いて「綏厥士女、筐厥玄黄」という。天授奥書本は「筐」としているが、宋・元A・元B・元Cは皆「匪」とする。集注が「匪與筐同」と言っているので、正文が「筐」では集注と矛盾してしまう。阮元本は「筐」とし、校勘記には「閩監毛三本同。廖本・孔本・韓本筐作匪。案音義出『匪厥』、『丁云、義當作筐、此作匪、古字借用』、則當作匪是也。」という。¹⁹

卷七「離婁章句上」「孟子曰、自暴者、不可與有言也」章の「孟子曰、道在邇、而求諸遠」の文は、宋・元A・元B・元Cが皆「邇」を「爾」としている。集注に「爾

¹⁷ (漢) 趙岐注、舊題(宋) 孫奭疏『孟子注疏解經』卷五上。

¹⁸ 『孟子注疏解經』卷六下。

¹⁹ 『孟子注疏解經』卷六上。

邇、古字通用」というので、集注本は「爾」に定めたことが分かる。阮元本は「邇」とし、校勘記に「考文古本邇作爾」という。²⁰

このように趙岐注本系統のみに存在した異文を集註本の本文に混入させた例は、この写本の巻五以下に屡々見られるが、いずれも当該箇所在校語がない。単純な誤写か鈔写者の意識的な校合であるかは判断し難い。

3.3 異文を吟味して選択し、文字を擦消して書き直した例

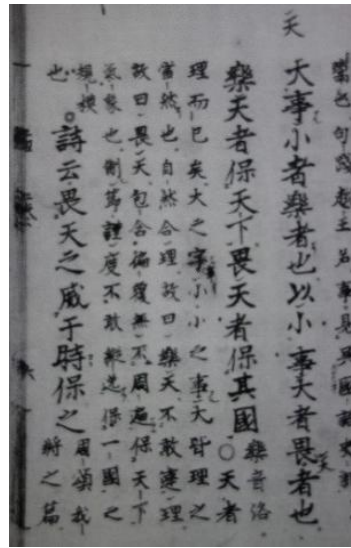
巻一「梁惠王章句上」「五畝之宅、樹之以桑」章の注「五十始衰、非帛不暖」「而飽暖無教」の「暖」の字の左下に、ともに「煖」と書き込まれている。ついで「曰王之所欲」章の経文「曰爲肥甘不足於口與、輕煖不足於體與」の「煖」の字は、元々「暖」と書かれていたことが見て取れるが、部首の「日」が後に擦消され、「火」に書き改められている。この三箇所を、宋・元A・元B・元Cは皆「煖」としている。天授奥書本の鈔写者は、前の二箇所において底本のままに「暖」を書き、校本の「煖」を傍注として注記し、のちに「煖」のほうが正しいと意識し、「暖」を擦消して「煖」に書き改めたと推測できる。

巻二「梁惠王章句下」「齊宣王問曰、交鄰国有道乎」章の注「大之字小、小之事大」の「字」、右下に「事イ」と書かれている。しかし、元々は本文が「事」、右下が「点乍字」と書かれており、後に擦消し、「字」と「事イ」に書き改めたことが見てとれる。これは鈔写者が「点本」を利用して校合した際に、「点本」のテキストが正しいと判断し、熟慮してテキストを書き改めたのである。この異文について、宋・元A・元B・元Cは皆「字」としている。

総じて言えば、天授奥書本の書写過程において、底本と校本の選択方針が不安定であり、校勘の原則も前後一致していなかった。異文の選択は前後矛盾する箇所もあり、集注のテキストに相応しくない趙岐注本系統の異文も屡々紛れ込んでいる。しかし、鈔写者は時には異文の当否を考え、本文と校合注を書き改めている場合もある。天授奥書本の性格は、熟慮して書き定めたものではなく、書写・校合の過程で様々な修正・改変が施された未完成の原稿であると考えられる。もし、天授奥書本が、阿部氏により指摘された「室町後期の移写」であれば、上記3.3に示されたように、原本に対して周到な校合を行った鈔写者が、3.1と3.2に示されたテキストにある目立った矛盾

²⁰ 『孟子注疏解經』巻七下。

を無視したまま、ただ忠実に原本を写したはずはないであろう。



卷二「梁惠王章句下」「齊宣王問曰、交鄰国有道乎」章の注「大之字小、小之事大」の「字」、
擦消しの痕跡と「事イ」の書き込み

第三節 テキストの構造と書写・校合に利用された版本

天授奥書本の書写・校合に利用されたものの中には「唐本」・「仲盛卿自筆本」・「点本」が含まれている。「イ」と表記された校語があるのは、他の版本や写本も利用されたことを暗示している。さらに朱子集注のテキストのみならず、趙注系のテキストも参照された。以下は書写・校合に利用された各版本がどのように天授奥書本と繋がるのかを記し、ついでそれぞれの性格を説明する。

1. 「唐本」、**「仲盛卿自筆本」**

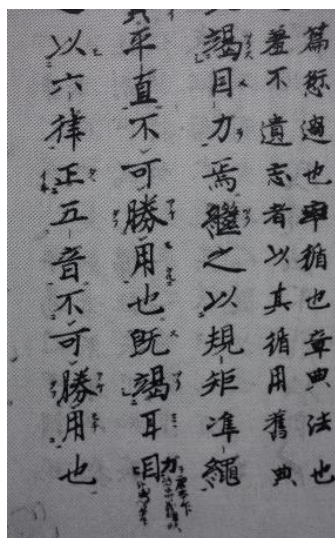
卷一～卷四の底本が「唐本」であり、卷五～卷十の底本が「唐本」ではないことは上節の一に説明した。この卷五～卷十の底本は、「仲盛卿自筆本」だと考えられる。さて、「唐本」を底本にした卷四の奥書に「以唐本一校了」があるので、この写本に「一校」というのは底本と対照して書写の誤りを正したことだと考えられる。そうであれば、卷八の奥書「以仲盛卿自筆本一校了」とは、卷五～卷十の底本が「仲盛卿自筆本」であることを示している。しかも、「仲盛卿自筆本」に関する校語は、全巻に三箇所しかない。(甲) 卷七「離婁章句上」「孟子曰、離婁之明」章の経文「既竭耳目

焉」の「目」の字で、左側に消去符「ヒ」と「仲盛卿本乍」と書き込まれ、右側に「力唐本乍/此字叶義理歟」と書き込まれている。(乙)同巻の「上無道揆也下無法守也」章の注文「道揆、謂以義理度量事物而制其宜」の「而」の字で、左側に「仲本乍」が書き込まれ、右側に「則 唐本乍」と書き込まれている。(丙)同巻の「孟子曰、居下位而不獲於上」章の注文「獲於上、得其主之信任也」の「主」の字で、左側に「仲本乍」が書き込まれ、右側に「上 唐本乍」と書き込まれている。(甲)は宋・元A・元B・元Cが皆「既竭耳力焉」としているの、「目」が誤字であり、(乙)は宋・元A・元B・元Cが皆「而」としているの、「而」が正確であり、(丙)は宋・元A・元B・元Cが皆「上」にしているの、「主」が誤字である。「仲盛卿自筆本」に関する校語がこの三例しかないのは、唐本との異同を対照するために注記したのであろう。逆に言えば、もし仲盛本が底本ではなく校本であれば、それに関する校語が三箇所しかないのは不自然であろう。

巻十一～巻十四の底本は、「唐本」の可能性があると考えている。この四巻に校語が少なく、しかも「イ…」と異文のみの注記との二種類しかない。しっかりと校合されていなかったのであろう。奥書も簡略で、この四巻の底本と校本を特定するのが非常に困難である。しかし、巻十三「盡心章句上」「孟子曰、仲子、不義與之齊國而弗受」章「是舍簞食豆羹之義也」の音注に「食音似」と書かれ、「食而弗愛」章の音注に「食音嗣」に書かれている。何れも校語がない。「食音似」は「唐本」の独特の異文であるので、巻十一～巻十四の底本は「唐本」の可能性はある。

天授奥書本の底本となった「唐本」と「仲盛卿自筆本」の性格を解明するために、筆者は全巻にわたって宋・元A・元B・元Cのテキストとの対照をおこなった。結論としては、本写本の底本は宋・元A・元B・元Cのいずれとも異同があり、独自の異文もあると認められる。つまり、「唐本」は宋・元A・元B・元Cの何れとも同版ではなく、「仲盛卿自筆本」も宋・元A・元B・元Cの何れかからの転写ではない。ただし、この「唐本」が元刊本であり、「仲盛卿自筆本」も元刊本から写したものであることは、天授奥書本の避諱から推測できる。すなわち、本写本の避諱は「恒」「桓」のみである。「恒」の字は経・注ともに闕筆のかたちで避諱し、「桓」の字は経文において闕筆され、注文では「威」によって替えられている。ただし、巻八は経・注ともに「恒」「桓」も避諱の例がなく、巻九と巻十二は経文の「桓」につき闕筆せず、注文の「桓」が「威」に替えられている。『孟子集注』のにある他の宋諱字「匡」「殷」

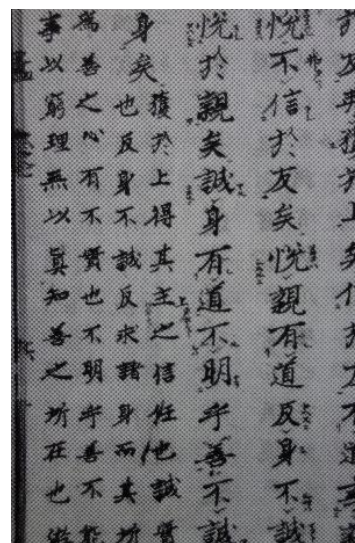
「慎」「貞」「樹」などは、本写本に避諱の例がない。



卷七「離婁章句上」

「孟子曰、離婁之明」章

「既竭耳目焉」の「目」の字



同卷の「孟子曰、居下位而

不獲於上」章の注「獲於上、

得其主之信任也」の「主」の字

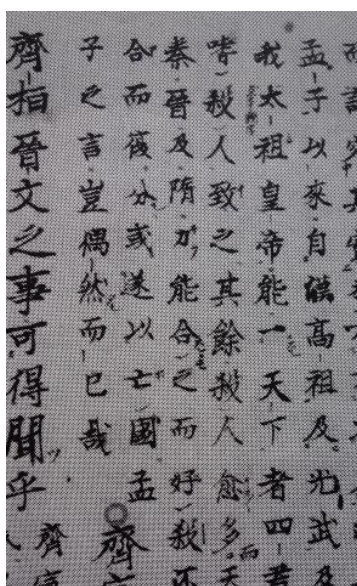
2. 「点本」

序説～卷四の校合注に現れた「点本」は、花山院長親点本である。卷二末の移点奥書「弘和元年孟夏上旬移花山院右大將/点了」と卷四末の移点奥書「弘和元年蕤賓中二日移花山院右大將点了」は、写本全体の書写が完成した翌年の弘和元年（1381）に花山院長親点本から訓点を写したことを語っている。しかし、花山院長親点本からの移点は何らかの理由により卷四までで止まった。第二節で紹介したように、天授奥書本の大字正文は全巻に訓点が加えられているが、小字集注については卷一～卷四のみに訓点が加えられている。これは、花山院長親点本からの移点は孟子の正文を対象とせず、朱子の序説と卷一～卷四の集注だけに加えられたことを証明している。

「点本」に関する校語は序説～卷四に集中し、合わせて一六箇所がある。この中で、「点本」の文が宋版と合わないのは二箇所だけであり、²¹それ以外の「点本」による

²¹ 序説「仲尼只説一箇仁義」の「義」の字、下に「字 点乍」と書かれている。宋・元Bは「義」とし、元A・元Cは「字」としている。卷二「梁惠王章句下」「齊宣王問曰、人皆謂我毀明堂」章の注「橐音托」の「托」の字、右下に「託 点本乍」と書き込まれている。宋・元A・元B・元C

校合は全て宋版と一致している。特に卷一「梁惠王章句上」「孟子見梁襄王」章の注文「予觀孟子以來、自漢高祖及光武及唐太宗及我太祖皇帝、能一天下者四君」に注意すべきである。この「太」の字、左側に「点本闕字」と傍注されている。「我太祖皇帝」の文は元Bと同じであるが、宋版が「我○太祖皇帝」とし、元Aが「我宋太祖皇帝」とし、元Cが「宋太祖」としている。傍注「点本闕字」の意味は、恐らく宋版と同じく尊敬を表すために一字を空格することであろう。元A・元B・元Cのように、朝代が改まってから重刊された本は、元来のテキストの字面に戻さないといけない。花山院長親点本が宋刊本であることはこの点より裏付けられている。



卷一「梁惠王章句上」「孟子見梁襄王」章、「我太祖皇帝」の「太」の字の傍注「点本闕字」

3. 「孫奭疏本」

卷二の後に「戦國圖」を始め、四葉の図が挿まれ、後の三葉に「孟子年譜」「孟子世系」「孟子弟子」「孟子歴聘四國」「孟子答問列國之臣」の文があり、その末に識語「此本雖無之以孫奭疏聊抄出之考也」が書かれていることは、第二節に言及したとおりである。この七葉のテキストが底本からではなく、いわゆる「孫奭疏本」から抄出されたことは、その識語によって示されている。四葉の図は形態も内容も南宋閩刊本「纂図互注」類の經書の図と類似し、「孟子世系」に「本朝神宗好孟子」という文があるので、このいわゆる「孫奭疏本」は宋版の可能性が高い。第二節では、天授奥

は皆「托」にしている。

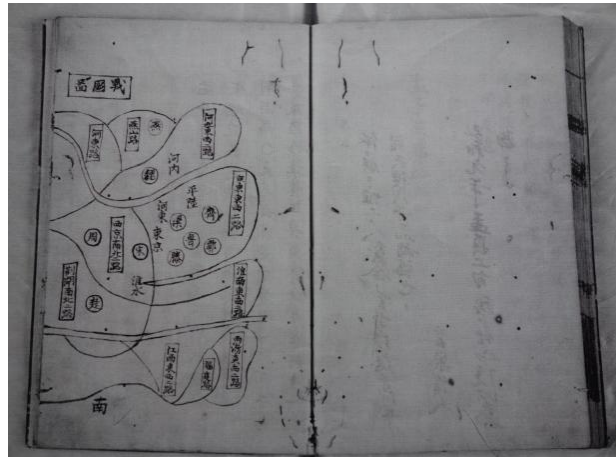
書本の本文に、趙岐注本と対照されて校合された箇所があることを論じた。校合に使われた趙岐注本は巻二の後に挿まれた「孫奭疏本」と同一本である可能性もある。

以上はこの写本の書写・校合と加點に利用された書物を分析してきた。多くの写本と版本を利用し、とりわけ仲盛卿自筆本と花山院長親点本のような南朝重臣の手になった書物を借りて写していることは、天授奥書本を書写した人あるいは書写を命じた人の地位が高くなければならぬ事実を示唆するのであろう。

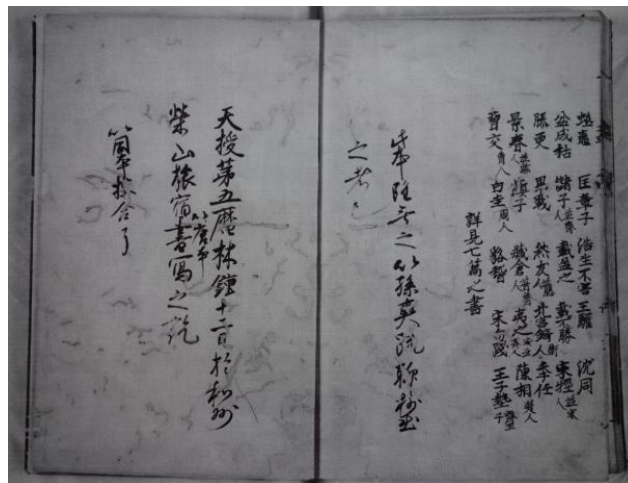
天授奥書本の訓読に見られる避諱の例も、本写本は朝臣の手から出たものを裏付けている。巻二「梁惠王章句下」「齊宣王問曰、人皆謂我毀明堂」章の經文に『詩・小雅・正月』の文を引いて「哿矣富人、哀此殍獨」という。「富人」の左側に「二字触諱」と注記され、「富」の送り仮名は「メル」と書かれている。同じ巻の「孟子見齊宣王曰、所謂故国者」章の經文「国人皆曰賢、然後察之」の「国人」、左側に「訓讀触諱」との傍注があり、「人」の送り仮名が「タミ」と書かれている。案ずるに、「富人」の訓読（とみひと）が花園天皇の御諱「富仁」と同音で、「国人」の訓読（くにひと）が後嵯峨天皇の御諱「邦仁」と同音であるので、「二名不偏諱」²²の準則で、「とめるひと」と「くにたみ」に変えたのであろう。²³

²² 『禮記・曲禮上』に「二名不偏諱」と言い、鄭玄注「偏謂二名不一一諱也、孔子之母名徵在、言在不言徵、言徵不言在」。

²³ 後嵯峨天皇の御諱を避けることは文献に記載されている。『積日本紀』卷十六「秘訓」「土俗(ヒト)。古點ク爾ヒト、爲避後嵯峨院御諱可讀ヒト也、下皆効之。」「古今要覽稿」卷十六「姓氏部」「草子物語の讀法にすら、後嵯峨院御名邦仁(クニヒト)を憚て、国人の字をクニタミと讀、後宇多院御名世仁を憚て、世人の字をヨノヒトと云、或いはヨビトと濁り。。皆偏諱せざる證なり」がある。



卷二の後「戦國圖」の第一葉表



卷二の後「孟子答問列國之臣」の文の末、識語「此本雖無之以孫爽疏聊抄出之考也」、書写奥書「天授第五曆林鍾十二日於和州／柴山旅宿以唐本書寫之訖」、校合奥書「以同本校合了」

むすびに

本章は、天授五・六年奥書本『孟子集注』は阿部隆一氏が指摘されたような室町時代の移写本ではなく、南朝時代に書写された原本であることを証明した。天授奥書本は、日本に現存する最も古い『孟子』の写本であるというだけにとどまらず、南朝朝廷における『孟子集注』の講読と鈔写の実状を伝えた唯一の古写本として文献的価値を認識されねばならない。天授奥書本の本文は、刊本と異なってまだ確定に至っておらず、一種の修正過程にある原稿のようなものである。その書写・校合には、「唐本」

と称された元刊本・他の種の元刊本から写した朝臣仲盛卿の自筆本・花山院長親が加
点した宋刊本あるいは宋刊本を書写した写本、少なくとも三種の『孟子集注』の版本・
写本が利用された。激しい動乱の世にも拘らず、南朝の君臣が『孟子集注』の講読に
熱中し、複数の宋元版を受容したことは、注目されるべきだろう。

天授奥書本には、趙岐注による校合が見られ、宋版の趙岐注（旧題）孫奭疏『孟子
注疏解経』の挿図部分も書き込まれている。南朝朝廷の『孟子』講読は、ほぼ集注に
よるが、完全に趙注及び偽孫奭疏を排斥する訳ではなく、時に文字の校勘や挿図の補
充に使っている。ただし、天授奥書本の校合・傍注の水準から判断する限りでは、南
朝朝廷の孟子講読はまだ成熟したものではなかったと言わねばならない。

余論

次に校語の「本…」について論じる。この写本には「本作○」（「本乍」も）とい
う校語が5箇所（巻二、巻四、巻七、巻八）、「本无」が1箇所（巻七）、「本ナイ无」
が1箇所（巻八）ある。他の日本漢籍古写本に見られる校語「本…」の意味は、屢々
異本あるいは他本として解釈されてきたが、もしここにそのような解釈に従うと、二
つの疑問がある：1. 校語の中で「唐…」 「イ…」 「点…」 の数量は多いのに、何
故「本…」は7箇所しかないのか。2. 「本」の意味が「イ」と重複ことになってし
まうなら、両者はもとより並存する必要がなく、「本ナイ无」のような両者の異同を
示すこともあり得ない。従って、「本」の定義を改めて考えないといけない。

そもそも「本」という語は校勘学でどのような意味を持つのか。長澤規矩也氏は「ほ
ん本 ○底本と同じ。隋志『校写既定、本即帰主』 ○あるテキスト。一本。別本。
異本。他本。它本。」と定義した。²⁴川瀬一馬氏も同じ定義を採った。²⁵校勘学に関す
る文献の「本」の用例は、長澤氏が挙げた『隋書・経籍志』²⁶より早いものがある。
それは、「讐校、一人讀書、校其上下、得謬誤、爲校、一人持本、一人讀書、若怨家

²⁴ 長澤 1979、112 頁。

²⁵ 川瀬 1982、258 頁。

²⁶ 原文は「隋開皇三年、秘書監牛弘、表請分遣使人、搜訪異本、每書一卷、賞絹一匹、校写既定、
本即帰主」である。『隋書』卷三十二「経籍志一」。

相對、故曰讎也。」²⁷である。余嘉錫氏は「尋風俗通之意，一人持本者，持竹簡所書改易刊定之本，一人讀書者，讀傳寫上素之書也。以油素之書寫自竹簡，則竹簡爲書之原本，故呼曰本。其後簡冊之制既廢，寫書者借人之書傳錄，則呼所借者爲本。」²⁸と解釈した。余氏は島田翰が言った「夫書本之爲言，乃對墨版而言之也」²⁹を反論するために、「本」と「書」の材料を強調しているが、要するに「本」を後世の石經のような權威性のある書写原本という意味で解釈している。『風俗通』と『隋書經籍志』の記載によると、テキストを写すことは、直接に「本」から写すのも可能し、他の書物から文字を写して「本」と対校することも可能である。これは、「本」が「底本」と「校本」の二つの意味を持つ理由である。

中国古書の校勘上の実際の用例としても「本作」には「底本」と「校本」両方の意味がある。楊劍橋氏は「1. 指本來寫作某字或某狀，原來的樣子是；2. 同『或作』。」と定義し、それぞれ（清）王引之『經義述聞』と（唐）陸德明『經典積文』の用例を挙げている。³⁰ 1については、阮元らの『論語注疏解經』校勘記にもその用例が見られる。2については、『經典積文』に「本作」の用例がなく、「本或作」「本又作」「一本作」³¹だけがある。「本或作」などは「本作」と異なり、校本を指すことは明白である。中国の古典籍で「本作」が別本作という意味で使われる早い用例は管見の限り見出だせず、あるいは清人の用例は「一本作」などの省略ではないかと筆者が推測する。

中国の校勘学における「本」の意味と用例は上述の通りである。ついで、日本中世の古写本の用例を挙げてみる。尊経閣文庫所蔵の鎌倉時代末期の書写にかかる積無貳本『古語拾遺』の巻末に積無貳が書いた書写奥書があり、「本者、金澤稱名寺長老秘

²⁷ この一句は従来前漢劉向『別録』の文と思われていたが、余嘉錫氏は後漢の應劭『風俗通』の語であり、『別録』の「讎校」に解釈をつけた文と考えている。余氏の説は正しいと思われる。余嘉錫 1961（下）「書冊制度補考」、541頁。

²⁸ 同上注。

²⁹ 島田翰『古文舊書考』卷二「雕版淵源考」。

³⁰ 楊劍橋 2003、294頁。

³¹ 「一本」とは陸德明の原文ではなく、竄入した後人の校語であるという意見がある。『法偉堂經典釋文校記遺稿』卷十四「禮記音義之四」に曰く「一本又力錦反六字疑後人校語，陸氏作音，無音一本者」、410頁。

本云々、累日通夜、面受臥談、有客不語、資師相承」と記している。「稱名寺長老本」はこの写本が写した底本であるので³²、「本者」の「本」は底本の用例である。

今まで異本や他本と解釈されてきた「本」の用例も、考え直す余地がある。例えば、天理図書館蔵今字本の『古文尚書』卷十一の卷題「尚書卷第十一」の下に、「六字本无」という校合注がある。金谷治氏の解題は「初めの『尚書卷第十一』に対して『六字本无』とその六字が別本には無いことを示す他は、『才有』という刊本の校語が周官篇に三条、君陳篇に四条あるだけである。卷題のその六字は、内野本・神宮本には無く、観智院本は不明であるが古梓堂卷第十三には有り注疏本にも有る。別本との校合がここだけあるのはむしろ不思議な気がする。そして『才有』とあるところは、すべて正文中に書写された文字についての注記である。その『才有』は、もちろんこの本の拠った旧鈔本にはその字の無かったことを示しているが、しかもその字がすべて正文に書きこまれているのは、この本の鈔写の時に刻本が参照され、それを取りこんでいることを物語っていると思われる」³³という。もし「本」をこの写本がよった底本とし、「六字本无」を底本に元々書名と巻数の六字がないと解釈すれば、校本である摺本の異文が本文に書き込まれたことと、「本」に関する校語が一箇所しかないことも不思議ではない。

「本」の意味は、中国校勘学の源流に遡る。「本作」という校語は中国の文献にも日本の文献にも見出だせ、何れも「底本」と「校本」の二つの意味を持つことになったが、両国での語義変化の過程は必ずしも同じではない。最初に述べたように、天授奥書本の校語にある「本…」を校本として解釈してしまうことには文献的な反証があるので、底本として解釈するのが妥当だと思われる。

³² 『尊經閣善本影印集成三一 古語拾遺』、圖版第1頁、石上英一「尊經閣文庫所蔵『古語拾遺』の書誌」第22頁。

³³ 『天理圖書館善本叢書古文尚書・莊子音義』、圖版31-49頁、解題7頁。

第五章 中世後期共通の読書の底流：『四書章句』¹の流行について

第一節 四書伝習にみられる古注・集註の混合及び疏積集成書の採用

第四章に論じたとおり、朱子の章句集註をより純粹に受容した南朝朝廷の学風を体现する天授五・六年奥書本『孟子集註』には、趙岐注本に照らして校合を行った痕跡が数箇所に見える。天授奥書本の書写者は、集註中心の学風の影響を受けてはいたが、必ずしも集註と趙注の学問的差異をはっきり認識していたとは言えない。一方、花園天皇が談義のために作った『論語』鈔本を始めとして、鎌倉時代後期に書写された『論語総略』にも反映されている、古注疏を主に用いながら程朱学派の注釈をも兼用する学風は、15世紀以降には四書講読の主流となり、清原博士家や足利学校に係る鈔本・抄物に反映されている。

15世紀から室町時代が終わるまで、漢学の中樞は清原家にあった。『碧山日録』長祿三年（1459）四月二十三日の記録に、

本朝諸儒、用清家・中家・菅家・江家・南家・式家・善家之學、經之與紀傳各異厥業、凡七氏之家、有不墜先緒而教授者、又有怠學反術廢其家傳者、又有其家無嗣而纔名存者。而今外史業公、積精深思、通達其旨、頃日大開講肆、議說論語・尚書・左氏傳及諸典、其辨如翻波、天下學者皆師之。以公出故、清家之學大興也。²

本朝の儒者らは、清家・中家・菅家・江家・南家・式家・善家の学問を取り、經（明經）と紀伝では本業がそれぞれ異なる。その七つの家の子孫には、家伝の学問を失わずに続いて教授するものがあり、学問を怠り家学を疎かにするものがあり、また家に跡継ぎがないために名義だけが残るものが居る。

¹ 本論に詳しく論じるが、元代儒学者程復心の著作『四書章句櫟栝総要』ならびに『四書章句纂積』は、明代になって『四書輯積』・『四書通考』などと合わせられ、書名が『重訂四書輯積章句通義大成』などと改変された。本論は、明刻本を視野に入れているため、具体的な論述以外、『四書章句』と略称する。

² 『碧山日録』、上冊 28-29 頁。

いま外記の業忠公は、緻密な思索を重ねて深く考え、学問の主旨にひろく通じ、最近では講義を盛んに開き、『論語』・『尚書』・『左氏伝』などの典籍を講釈し、弁舌爽やかに、天下の学者がみな彼を師としている。業忠公のために、清原家の学問は非常に盛んになった。

と、清原業忠（1409－1467）³が優れた学問を以て清原家中興を果たし、当時最も尊ばれた学者であったことを語っている。15世紀における清原家中興は清原業忠が出たことをきっかけにしたが、時勢に負ったところも大きかったであろう。9世紀から鎌倉時代が終わるまで、宮中において文章博士家の地位が明経博士家よりだいぶ高かったことは本論第二章で既に論じた。この当時の明経博士は学問的影響が朝廷と幕府に限られ、位階もさほど高くなかった。例えば、鎌倉前期の大儒清原教隆は正五位下に過ぎず、鎌倉中後期に七代天皇の侍読を務めた清原良枝も正四位下で終わった。それに対して、清原業忠は後花園・後土御門天皇に四書・五経を進講し、将軍足利義勝・義政に四書を講じ、初めて家例を破って生前に従三位に叙せられた。それ以外、彼は禅僧と広く交際し、彼の四書と『周易』の講義には多くの禅僧が集まって聴講した。⁴清原業忠の孫、清原宣賢（1475－1550）⁵は後柏原天皇・後奈良天皇及び方仁親王の侍読を務め、将軍足利義植・義晴を教え、生前正三位に叙せられた。宣賢は、業忠と同様にその講義が多くの禅僧に聴講されたのみならず、地方の領主にも招かれ、能登・若狭・越前で四書と『孝経』を講じ、地方まで四書の学問を伝えた。⁶彼が作った四書の定本は、公卿・僧侶のいずれからも四書講釈の標準と認められ、広く転写され、近世初期になっても古活字版の開板によってその影響が続いた。⁷清原業忠と清原宣賢が朝野から尊重された理由は、朱子学伝来以後に朝廷内外の学風が大きく変わったことが最大のものであろう。

³ 清原宗業の子、良賢の孫。初名良宣、のちに業忠と改名、号は環翠軒。康正元年（1455）に、家例を破って生前に従三位に叙せられた。

⁴ 足利 1932、466-470 頁。

⁵ 吉田兼俱の三男として生まれ、清原宗賢（清原業忠の子）の養子となり家を嗣いだ。号は環翠軒。大永元年（1521）四月、祖父業忠の例を襲って従三位に叙せられ、同六年十一月正三位に叙せられた。享祿二年（1529）二月に大徳寺で剃髪し法名を宗尤と号した。

⁶ 足利 1932、470-480 頁。

⁷ 阿部 1962、9-14 頁・29-36 頁。

清原家により書写された、また清原家の影響で形成された四書の鈔本・抄物は多く現存するが、『論語』以外に15世紀以前のものがない。清原家の四書講釈は、漢の注・魏晋唐の疏と朱子の章句集注を混ぜて講じるのが通例であったが、清原宣賢以前には古注疏によった比例が大きく、清原宣賢に至ってからより多く章句集注を採用するようになったと考えられる。⁸清原宣賢の定本『大学』と『中庸』は、経文が朱子の定めたテキストであり、注解が章句と朱子後学の疏釈にもとづくが、訓点については清原家伝来の『礼記』の古点を多く踏襲する。また定本『論語』は、経文が主として何晏『論語集解』のテキストにより（集注本との校合も見られる）、注解が何晏集解を主としつつ皇侃義疏と邢昺正義と朱子集注及び朱子後学の注釈を併用するというもので、訓点については主として家伝の旧点による。定本『孟子』は、経文が趙岐注本のテキストにより、注解が趙岐注と偽孫奭疏を主としつつ集注と朱子後学の注釈も併用したもので、訓点はほぼ家伝の旧点による。⁹清原家の『孟子』訓点は、清原良賢（?－1432）以前に既にあつたが、良賢がその不備を多く訂正したという清原宣賢の説がある。ただ、清原家の『孟子』講読は、『花園天皇宸記』を見ると、鎌倉時代が終わるまでは行われていなかった。

では、15世紀以降に清原家の四書講釈に取り入れられた朱子後学による集注再注釈とはなにか。京都大学附属図書館に所蔵する天文二十二年（1553）書写の清原家『中庸』講釈の聞書『中庸抄』には、

四書輯釋ヲバ、元朝第十代淳宗至文三年¹⁰ニシタゾ。倪士毅ガシタゾ。四書發明ハ陳先生諱櫟字壽翁ガシタゾ。倪士毅ガ弟子ゾ。四書通ヲバ雲峰胡先生諱炳文字仲虎ト云者ガシタゾ。四書通考ヲバ王元善ガシタゾ。章圖ヲバ程復心ガシタゾ。是皆中庸ノ末書ゾ。¹¹

と、胡炳文『四書通』・陳櫟『四書發明』・倪士毅『四書輯釈』・王元善『四書通考』

⁸ 足利 1932、509－542 頁。

⁹ 清原宣賢の四書定本については足利 1932（509－524 頁）を参照。

¹⁰ 「淳宗至文三年」は元順帝至元三年の誤りであろう。

¹¹ 本書の画像はhttp://kuline.kulib.kyoto-u.ac.jp/index.php?page_id=15#catdb1-RB00012998に掲げられている。第一葉。

程復心『四書章句纂積』を列挙している。これらの書物は元代の学者が編纂した『四書章句集注』の再注釈の集成書に属する。

南宋後期に朱子学が地位を恢復し、科挙にも浸透したのに伴い、様々な『四書章句集注』の注釈集成が編纂された。南宋の趙順孫（1215－1276）『四書纂疏』は始めて朱子の或問を章句集注の下に附し、さらに『朱子語類』と文集の中の関係する内容・朱子後学の説・著者自らの意見を疏として加える体例を開いた。¹²元代の学者はこの『四書纂疏』の体例を襲い、『四書章句集注』の注釈集成を少なからず編纂した。胡炳文（1250－1333）『四書通』・倪士毅（1303－1348）『四書輯積』は、その代表として有名である。清原家『中庸抄』に挙げられた書物がいつから受容されたかであるが、『四書輯積』が14世紀末～15世紀初に王公と禅僧の読書に浸透していた¹³以外には詳らかでない。ただし、これらの書物の日本での受容については、必ずしも独立した著作として齎されて室町時代の知識人に講読されたとは限らず、二次的編纂物の利用や孫引きの可能性もある。これは、元明時代におけるこれらの書物の伝承に関わっている。例えば、倪士毅は『四書輯積』の編纂にあたって『四書通』と『四書發明』の内容を利用し、王元善は『四書通考』の編纂に『四書輯積』を多く襲ったほか程復心『四書章句纂積』の文字部分も若干取り入れ、明代永楽年間に編纂した『四書大全』は『四書輯積』を多く襲った。

程復心（1257－1340）『四書章句纂積』も『四書章句集注』の注釈集成に属しているが、朱子学の概念を分析した「章句」が毎章に附される体例が独特のものである。『四書章句纂積』は元末明初に『四書輯積』『四書通考』などと合わせた形態で刊行され、明朝初年になってさらに建陽の書坊により『重訂四書輯積章句通義大成』という書物に改編されて刊行された。

¹² 『四庫全書總目』卷三十五「四書纂疏二十六卷。内府蔵本」宋趙順孫撰。順孫字格菴、括蒼人、考黃潛集、有順孫阡表。曰、自考亭朱子合四書而爲之說、其微詞奧旨、散見於門人所記錄者、莫克互見。公始採集以爲纂疏、「故是書備引朱子之說、以翼章句集註、所旁引者、惟黃榦・輔廣・陳淳・陳孔碩・蔡淵・蔡沈・葉味道・胡泳・陳埴・潘柄・黃士毅・眞德秀・蔡模一十三家、亦皆爲朱子之學者、不旁涉也」、297－298頁。

¹³ 義堂周信は永徳元年（1381）十二月二日に「齋筵之次、君問孟子書中疑處、孟子聖人百世師・柳下惠等事、余引孟子倪氏集註而詳說之」と記している。『空華日用工夫集』卷三、151頁。『四書輯積』は15世紀初に成立した東山御文庫本系の清原家『論語抄』によっても参考にされた。阿部1963、56-57頁。

次に、程復心『四書章図』の版本の系譜とその流伝の経緯を考察し、室町時代に於いて本書が禅林と清原家に受容された状況を論述する。他の『四書章句集注』の再注釈・集成と比較した場合、『四書章図』には室町時代の禅僧と清原家の収蔵を経た元版が現存するのみならず、『四書輯釈』と『四書通考』との明代合刊本が近世初期まで続いて利用され、朝鮮版も日本に齎されたという研究上有利な条件がある。

『四書章図』に関する先行研究としては、阿部隆一「本邦中世における大学中庸の講誦伝流について——学庸の古鈔本並に邦人撰述注釈書より見たる」・「日本国見在宋元版本志経部」、宮紀子「程復心『四書章図』出版始末攷——江南文人の保举」、顧永新「『四書章図纂釈』編刻考述」がある。阿部氏は『四書章図』の日本国内所蔵本につき考証し、研究の道を開いた。¹⁴宮氏は元刻本巻首の文書と序文を利用し、程復心の元朝中央への推薦のプロセスを考察することによって、『四書章図纂釈』出版の事情をある程度解明した。¹⁵顧氏は『四書章図纂釈』が明代以後に『四書輯釈』と『四書通考』と合わせて編纂される状況を明らかにした。¹⁶以下は、諸氏の研究を踏まえつつも、その不確実な点を補正し、元代の朱子学者が積極的に出版に関与した『四書章句集注』の再注釈集成が、どのように室町時代日本の学風に影響を与えたかという問題に対して、一つの実例を示す。

第二節 『四書章図』の元刻本と明刻改編本

1. 元刻本

『四書章図櫟栝総要』並『四書章図纂釈』は、元人程復心の著。程復心の生涯は汪幼鳳撰「程教授復心傳」に記載されている。すなわち、

程教授復心、字子見、婺源人、號林隱。性敏悟敦厚、自幼嗜書、師朱文公從孫洪範而友雲峯胡炳文。中年益篤學力行、嘗取文公四書集註、會黃氏・輔氏衆說而折衷之、分章爲圖、間附己意、積三十餘年始成名、曰四書章圖。及取語錄諸書、辨證同異、增損詳略、著纂釋二十卷、發明濂洛諸儒未盡之旨、

¹⁴ 阿部 1962、20-21 頁、及び『阿部隆一遺稿集』第一卷「日本國見在宋元版本志経部」、357-359 頁。後者は前者の観点を若干修正している。

¹⁵ 宮紀子 2006、326-379 頁。

¹⁶ 顧永新 2014、上冊 487-529 頁。

有功後學。元至大戊申浙江儒學提舉司言於行省、皇慶癸丑行省進于朝、翰林史院考訂其書、率皆稱贊。學士趙孟頫請置諸館閣、闡明大典、而平章李道復難之、乃議於江南諸路教授中擢用。復心年將六十、以親老固辭、特授徽州路儒學教授。致仕、給半俸終其身。名士大夫如方回・程鉅夫・王約・元明善・鄧文原・虞集・楊載・范德機諸公俱有製作、盛稱之。至元六年庚辰十二月十八日卒、壽八十四、學者稱林隱先生。

程教授復心、字は子見、婺源の人、号は林隱。稟性は聡明かつ温厚である。幼い頃から読書を嗜み、朱子の従孫である洪範に師事し、雲峯胡炳文と親しかった。中年になって益々篤学力行し、曾て朱子『四書集註』を採り、黄氏〔案：黄幹、字は直卿〕・輔氏〔案：輔広、字は漢卿〕などの説を折衷し、章を分けて図をつくり、自らの解釈も附し、三十年余りを積んでようやく完成し、「四書章図」と書名を定めた。さらに語録などの書からも採って、その異同をあきらかにし、詳略それぞれ増減して『纂積』二十巻を著した。濂洛の諸儒に尽くされていなかった旨を明らかにし、後学に功績を残した。元の至大戊申年〔案：至大元年（1308）〕に浙江儒学提举司から行省に薦められ、皇慶癸丑年〔案：皇慶二年（1313）〕に行省から朝廷に推薦され、翰林兼国史院が彼の書を考訂し、みなが称賛した。学士趙孟頫は程復心を館閣に入れ、大典を闡明することを請うたが、平章政事李道復〔案：李孟〕が非難し、江南諸路教授の職に抜擢することが議論された。復心は年が六十に近く、親が老いているため、固くその職を辞し、格別に徽州路儒学教授の職を授けられた。致仕してのち、終身にわたり俸給の半ばを給せられた。方回、程鉅夫・王約・元明善・鄧文原・虞集・楊載・范德機などの名士や大夫が文章を作り、彼のことを非常に賞賛した。至元六年庚辰〔案：1340〕十二月十八日に卒し、年は八十四、学者たちが林隱先生と称する。

この傳記は『新安文献志』¹⁷や『徽州府志』¹⁸に収められている。作者の汪幼鳳も婺源の人、字は子翼、至正元年（1341）郷試に落第し、衢州学正と采石書院の山長を経て

¹⁷ （明）程敏政纂『新安文献志』卷七十一「行實 儒碩」。

¹⁸ （明）汪舜民編『弘治徽州府志』卷七。

州照磨となり、『星源統志』の著作がある。¹⁹「程教授復心傳」は恐らく最初にいまは佚した『星源統志』に収められ、のちに『新安文献志』などに採られたのであろう。

『四書櫟栝総要』並『四書章句纂釈』の元刻本は、中国には国家図書館が所蔵する『孟子』五巻と山東省博物館が所蔵する『中庸』一巻だけが残る²⁰、日本には完本一部が国立公文書館に保存され、残本二部が宮内庁書陵部に保存されている。筆者は中国蔵本については未見だが、日本蔵本について全て目を通した。阿部隆一『日本国見在宋元版本志経部』に日本蔵本が著録されているが、書物の受容史を考察するためには版本の源流の問題が重要であるため、煩を厭わず、実物の状況と従来著録を合わせて日本所蔵の元刻本の書誌を紹介する。

国立公文書館蔵本は、森立之『経籍訪古志』に

『四書章句纂釋』二十巻、元槧本、昌平學藏。前有凡例、朝貴題贈序文、總目及大徳壬寅程復心大字行書序。每巻首題「新安林隱程復心子見經進」。朝貴題贈序文後有「富沙碧灣吳氏徳新書堂印行」木記、『大學』巻末有「至元歳次丁丑菊節徳新堂印」木記。按楓山秘府又藏元代刊本、與此同種。又朝鮮國刊本、足利學藏、未見。²¹

と著録され、『内閣文庫漢籍分類目録』に

四書章句纂釋（森志著録本）二一巻 四書章句櫟栝總要三巻 元程復心 元後至元三刊（徳新堂）²²

と著録されている。実物によって確認すると、『経籍訪古志』の著録は巻数を誤っており、『内閣文庫漢籍分類目録』のほうが正しい。

国立公文書館蔵本は、『四書章句櫟栝総要』三巻・『大学句問章句纂釈』一巻・『大学或問』一巻・『中庸句問章句纂釈』一巻・『中庸或問』一巻・『論語集註章句纂釈』

¹⁹ 同上注、巻八。

²⁰ 顧 2014、上冊 494 頁。

²¹ 澀江全善、森立之『経籍訪古志』巻二。

²² 『内閣文庫漢籍分類目録』、35 頁。

十卷・『孟子集註章図纂釈』七卷によって構成され、合わせて二十四卷十二冊である。巻頭に「新安林隱程復心子見經進」或いは「林隱程復心子見經進」と題されている。行款は基本的に毎半葉十三行、行大字二十字、小字雙行二十四字であるが、『四書章図彙括総要』には異なる行款が偶に見られる。版式は黒口、順魚尾、四周雙邊である。『経籍訪古志』に著録された通り、「富沙碧灣吳氏徳新書堂印行」と「至元歳次丁丑菊節徳新堂印」の木記があり、(後)至元三年(1337)建陽徳新書堂の印本であることが分かる。毎冊の最初葉に「官學藏書」「内閣文庫」「日本政廳圖書」「淺草文庫」の捺印があり、最終葉に「昌平坂學問所」の捺印がある。この書物は修補を経ており、第一冊では宮内庁書陵部蔵本に含まれる「四書章圖總目」が欠け、巻首に置くべき序文と文書なども巻首と巻末に分散し、かなり混乱している。『中庸句問章図纂釈』の第一葉も欠けている。²³

宮内庁書陵部所蔵の残本は二部ともに公文書館蔵本と同版である。一部は『四書章図彙括総要』(401.17)三巻が残り、いま三冊に装丁されている。公文書館本に見られない内封が残り、扉に改装されている。この内封の設計は、枠の真ん中に大字で縦書の二行「文公四書/章圖纂釋」、小字縦書で右側に「新安子見程先生編述」、左側に「建安吳氏徳新堂印行」とあり、上に横書で「皇朝經進」とある。巻首には公文書館本で欠けている「四書章圖總目」があり、続いて文書四篇(「江浙等處行中書省咨」「禮部呈中書省」「中書省禮房呈」「集賢學士趙孟頫咨」と「經進四書章圖纂釋朝貴題贈序文總目」と朝貴題贈序文と程復心自序と「四書章圖纂釋凡例」が掲げられている。公文書館本の第一冊で混乱している各葉は、その正確な順序がこの残本によって訂正できる。巻上の末葉に「天文九年庚子秋七月二十一日 乾三叟守稜漫加朱」という朱筆の識語が版匡外にあり、下に「國/賢」の朱印がある。巻下の末葉に墨筆で「大博士清原朝臣良雄(花押)」との一行と朱筆で「天文九年庚子秋七月二十二日 乾三叟守稜漫加朱」の一行が空白のところに書かれ、次に花押と朱印「國/賢」がある。この二行の文字と花押と朱印は全て朱筆で塗り消されている。なお、巻中、巻下の首葉に「東」、扉に「佐伯侯毛利/高標字培松/藏書畫之印」がある。『図書寮漢籍善本書目』は天文九年(1540)の識語を清原国賢が書いたものとし、本書を国賢手沢本として著

²³ 公文書館本では第一葉が欠けているため、『中庸句問章図纂釈』という題名は書陵部本に収められる「四書章図總目」により補われた。

録しているが、²⁴阿部隆一氏は天文九年の識語が天文十三年（1544）に誕生した清原国賢に書かれたことはありえぬと指摘し、国賢の祖父業賢（後良雄と改名、永禄九年（1566）卒）の筆跡であって、業賢により書かれたと考えている。²⁵朱筆の句点・返点・圏点・送仮名が附され、墨書と朱筆の書き込みも偶に見える。

宮内庁書陵部が所蔵するもう一部（401.28）は、『四書章句隲括総要』三卷・『大学句問章句纂积』一卷・『中庸句問章句纂积』一卷が残り、二冊に装丁されている。巻首に自序と凡例のみ残り、総目・文書などが掲げられていない。『中庸句問章句纂积』の尾題の下に、朱筆で「應永二十歳次癸巳夏五初一在不二北軒下点 文明七季乙未六月朔重寫点畢」という加点奥書が見られている。見返しに墨書で「惺窩先生門人/堀正意 字敬夫 号杏庵所持本也」などが記されている。「平安堀氏/時習齋藏」「讀杜/艸堂」「天下/無雙」「寺田/盛業」「字士孤/號望南」の諸印がある。隲括総要の部分に朱点・朱引があり、所々朱返点と送り仮名が見え、纂积の二巻に経文と集注に朱点・朱引・朱ヲコト点・朱返点・送り仮名が附され、程復心の纂积にも所々に朱引が附されている。阿部氏は「不二北軒」が東福寺の塔頭不二庵であり、この識語（應永二十年の本奥書）は不二庵を構えた岐陽方秀が書いたものであろうと推測している。²⁶

本書の体例は、『四書章句隲括総要』三巻が朱子学の概念や義理をテーマ別に整理し、『四書章句纂积』が経文を大字で載せ、章句集注をより小さい字で一格を下げて載せ、朱子の文集と語録と朱子に一致する後学の論著と程復心自身の見解を融合した纂积を疏のように小字双行で加えている。『四書章句隲括総要』には概念・名物・制度などを示す図が多く載せられているが、『四書章句纂积』にある図は集注各章の綱領を示すものしかない。「四書章句纂积凡例」において、程復心は章図と隲括総要が初学者のために設けたものであることと、纂积に引用される諸家の姓名を標さない注积には趙順孫『四書纂疏』を襲う内容が多く、『四書纂疏』に既に標示されている

²⁴ 『圖書寮漢籍善本書目』巻一、25-26頁。

²⁵ 「日本國見在宋元版本志經部」、358頁。

²⁶ 「日本國見在宋元版本志經部」、359頁。

ことなどを説明している。²⁷

2. 明刻本

『四書隲括総要』並『四書章図纂釈』は、明代になって、倪士毅『四書輯釈』などと合わせて重編されて刊行された。明刻本の系譜は顧永新氏の考証によって明らかにされている²⁸。以下は顧氏論文の要を述べ、筆者の実物調査により補充できる点を附する。

王元善は、最初に倪士毅『四書輯釈』を主体として、『四書章図纂釈』など諸書の説を取り入れて『四書輯釈通考』という書物を著し、永楽四年（1406）建陽熊氏博雅堂に於いて刊行した。本書はいま日本国立公文書館に『論語輯釈』と題される四巻首一卷を残している。

『四書輯釈通考』が出版された後、倪士毅撰・程復心章図・王元善通考と署された合刊本が現れた。この合刊本は中国国家図書館に収蔵され、『続修四庫全書』²⁹に影印され、『中國古籍善本総目』に「四書輯釋四十三卷 元倪士毅撰 程復心章圖、王元善通考 明初刻本」と著録されている。³⁰その構成は、『大学朱子章句』一卷・『大学朱子或問』一卷・『中庸章図隲括総要』一卷・『中庸朱子章句』一卷・『中庸朱子或問』一卷・『論語朱子集註序説』一卷・『論語章図隲括総要』一卷・『論語朱子集註』二十卷・『孟子朱子集註序説』一卷・『孟子章図隲括総要』一卷・『孟子朱子集註』十四巻となる。構成から『大学章図隲括総要』一卷が欠けていることが分かる。この書物は最初の数巻が紛失した可能性があり、いま各巻の巻頭には総名がなく、当該巻の題名だけが残っている。そのため、現在の「四書輯釈」という題名は恐らく楊紹和『楹書隅録』³¹の著録を襲うものであり、元々の総名ではないと考えている。この書物は元

²⁷ 「四書章圖纂釋凡例」：「一、四書章圖並隲括、朱子章句集註・或問分綱布目、總要會繁本末始終、昭然義見。初學子弟、先且逐章取圖細玩、然後熟讀章句集註・或問、則於各章之意、如駕輕就熟、指掌可求、不煩口授、亦訓蒙之一助也。一、四書纂釋、係隲括朱子文集語錄及諸門人與夫近代先輩。凡所論有合於朱子者、附以己意、串入疏註、其下更不出其姓氏。蓋於趙氏纂疏、標註已詳、但其間多有與集註之說不無異同者、亦有文集語錄中朱子初說與集註所定不同者、今盡刪之、庶免亂惑、非贅疣也。」

²⁸ 顧 2014、510-520 頁。

²⁹ 『續修四庫全書』160、經部、四書類、上海：上海古籍出版社、2002、1-578 頁。

³⁰ 『中國古籍善本総目』「經部」、129 頁。

³¹ 楊紹和『楹書隅録』巻一「元本四書輯釋三十六卷三十二冊六函。道川之書、至正辛巳建陽書賈

刻本でテーマ別に配列されていた『四書章句圖櫟栝總要』三巻を、学庸語孟の順の四巻に改編した。『四書章句纂積』の図は各章の輯積の後に附されているが、纂積の文字は王元善通考に吸収された部分以外が全部削除された。いま台湾故宮博物院に収蔵されている北平図書館の旧蔵本『四書章句櫟栝總要』四巻二冊は、同じ部分を比較すると、中国国家図書館蔵本と完全に同版である。台湾故宮本は趙万里『国立北平図書館善本書目』に「明刻本」として著録され³²、旧北平図書館善本マイクロフィルムに収められている。

正統二年—十年（1437—1445）に、建陽の出版集団であった王逢・劉剡らはあらためて『重訂四書輯積章句通義大成』という書物を編纂した。この書物は明清時代に『四書輯積』と『四書章句』の中で最も広く流行した版本となり、いま中国各地の図書館に数多く所蔵され、日本でも国立公文書館や静嘉堂文庫に所蔵されている。『重訂四書輯積章句通義大成』の構成は、首一卷・『四書章句櫟栝總要發義』二巻・『大学朱子章句重訂輯積通義大成』一卷・『大学或問重訂輯積通義大成』一卷・『中庸朱子章句重訂輯積通義大成』一卷・『中庸或問重訂輯積通義大成』一卷・『論語集註重訂輯積通義大成』二十巻・『孟子集註重訂輯積通義大成』十四巻となる。『四書章句櫟栝總要發義』は大體『四書章句櫟栝總要』の巻上の大部分と巻中の前半部に当たり、巻中「廣仁說」以下の部分が全て削除され、巻上も数箇所が削除されている。程復心『四書章句纂積』は、中国国家図書館所蔵の明初刻本と同じく、図が各章の輯積の後に附され、字句は王元善『通考』に吸収された部分以外は全て削除されている。多くの清代の蔵書家が『重訂四書輯積章句通義大成』を元刻本だと誤認しており³³、清代に元版が稀有となって明版が流行していたことが分かる。

劉叔簡得其本刻之。越二年、復加是正、新安汪克寬為之序。此本則以『輯釋』為主、益入程復心『章圖』・王元善『通攷』、而卷第仍依道川之舊、當亦建陽書坊所梓。『四庫全書存目』附載之本作二十巻、改題曰『重訂輯釋章圖通義大成』、首行列道川之名、次列新安東山趙訪同訂、鄱陽克升朱公遷約旨、新安林隱程復心章圖、莆田王元善通攷、鄱陽王逢訂定通義。蓋又此本之後、續經綴輯者。故『提要』譏其『雜糅蒙混、紛如亂絲、不可復究其端緒矣』。王紹曾、崔國光等整理訂補『海源閣書目五種』（上）、64—65頁。

³² 趙万里『国立北平圖書館善本書目』卷一。

³³ 丁丙『善本書室藏書志』卷四、陸心源『皕宋樓藏書志』卷十など。

第三節 室町時代に於ける『四書章句』の流行

宮内庁書陵部が所蔵する二部の元刻本『四書隲括総要』並『四書章句纂釈』は、いま残本になっているが、室町時代にはそれぞれ清原家と東福寺の所蔵を経ており、近世以降に清原家の蔵本が佐伯藩に収められ、東福寺の蔵本が藤原惺窩の弟子堀杏庵の手に入ったという、日本の四書読書史において非常に意味のある書物である。

清原家の旧蔵本『四書章句隲括総要』(401. 17) については、今でも誤解されている点がある。巻上の末葉にある朱筆識語「天文九年庚子秋七月二十一日 乾三叟守椽漫加朱」と巻下の末葉にある朱筆識語「天文九年庚子秋七月二十二日 乾三叟守椽漫加朱」は、『図書寮漢籍善本書目』が清原国賢(1544-1614)の筆跡とするが、阿部隆一氏は天文九年(1540)に国賢が未だ生まれなかったので国賢の祖父業賢(良雄)(?-1566)の筆跡として考えられる。実際、巻下の末葉の朱筆識語の前に墨筆で書かれた「大博士清原朝臣良雄(花押)」は塗り消されてはっきり見て取れないが、その筆跡は朱筆識語と書風の面で異なっている。筆者は天文九年の朱筆識語が、正文に屢々見られる墨筆の書入れと同筆であると考えている。墨筆の書入れは「讀四書要旨」に「程子曰、學者先讀論語孟子、如尺度權衡相似、以此去量度事物、自然見得長短輕重」の一句の傍に書き込まれた「大惠書云、在鬧中不得忘卻竹椅蒲團上事、平昔留心靜勝處、正要鬧中用、若鬧中不得力、卻似不曾在靜中做工夫一般」が目立つ。これは『大慧普覺禪師語錄』卷二十五「答曾侍郎」の書信にある文である。大慧宗杲の語を引用する書き込みが清原家により書かれることは不可能であり、禪僧の手によるものでないといけない。つまり、この本は号を「乾三叟守椽」という禪僧(法諱不明)によって天文九年(1540)に加点されて傍注も書き込まれたのである。清原業賢と清原国賢の識語・署名・印があるのは、本書が清原業賢・「乾三叟守椽」・清原国賢或いは「乾三叟守椽」・清原業賢・清原国賢の順に所蔵されたのである。後者のほうが自然であろう。なお、本書の訓点は大体句点と返点しかないが、巻上の「張子東銘圖」「張子西銘圖上」「張子西銘圖下」の図の部分には送り仮名が周密に書かれている。また、巻中「聖賢論心之要」の一節の空白に「禮記曲禮注、在貌為恭、在心為敬、又貌多心少為恭、心多貌少為敬。程氏曰、主一無適之謂」が墨筆で書き込まれている。「乾三叟守椽」という人物は張載の「西銘」「東銘」と二程が主張した「敬」など理学の肝心なところによく留意したことを示している。

東福寺の旧蔵本（401.28）の識語「應永二十歳次癸巳夏五初一在不二北軒下点 文明七季乙未六月朔重寫点畢」について、阿部隆一氏は應永二十年（1413）の本加點奥書が不二庵を構えた岐陽方秀³⁴によつたと推測している。岐陽方秀の生没年から見れば不可能ではありえないが、これ以上の証拠が挙げられない。ただし、岐陽系禅僧の読書には、確かに『四書章句』を重んじる特色がある。

岐陽方秀に師事した雲章一慶³⁵が『百丈清規』を講釈した際に屢々四書の思想を取り入れたことは、その講席に連なつた桃源瑞仙³⁶が筆録した『百丈清規抄』に見られている。『百丈清規抄』「住持章第五」には『大学』の三綱領八條目に関する内容があり、しかも以下三つの図が収められている。³⁷

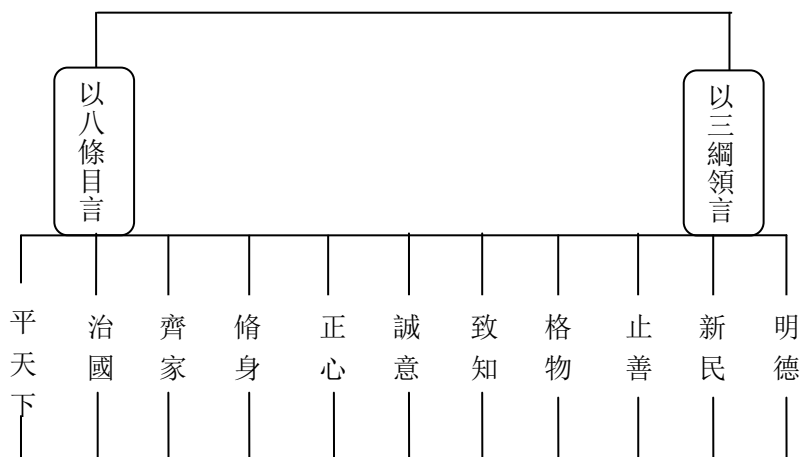
³⁴ 岐陽方秀（1361-1424）、別号不二道人、臨濟宗聖一派の僧。佐伯氏、讃岐琴平の人。十二歳に山城安国寺の靈源性浚に参じ、ついに法を嗣いだ。永徳元年（1381）に東福寺に寓し、蔵主を司り、のち前堂首座に昇進し、応永十年（1403）讃岐の道福寺に住し、同十五年（1408）に普門寺に住し、応永十八年（1411）に東福寺に住し、同二十二年（1415）に阿波に赴いて慈円寺に住し、二十五年（1418）に天竜寺の住持となつた。晩年は東福寺栗棘庵に住し、不二軒を創めて退休した。玉村竹二 2003、70-71 頁参照。

³⁵ 雲章一慶（1386-1463）、臨濟宗聖一派の僧。山城の人、俗は五撰家の一たる一条経嗣の子、一条兼良の兄。応永八年（1401）に受戒し、のち岐陽方秀に従学した。応永十八年（1411）岐陽が東福寺に昇住し、雲章を蔵主の職に置いた。永享二年（1430）に山城普門寺の住持に任じられ、嘉吉元年（1441）-宝徳元年（1449）に東福寺に住し、宝徳元年（1449）に南禅寺に昇住した。長禄三年（1459）-寛正三年（1462）に、桃源瑞仙などの発起によつて『敕修百丈清規』を講じた。玉村 2003、42-44 頁参照。

³⁶ 桃源瑞仙（1430-1489）、臨濟宗夢窓派の僧。近江市村の人、永享五年（1433）四歳に、母の遺言によつて出家し、嘉吉・文安（1441-1448）の頃に相國寺に入った。瑞溪周鳳に就いて学び、また『史記』・『漢書』を竺雲等連などに学び、『礼記』を一条兼良と清原業忠より聴講した。玉村 2003、518-521 頁参照。

³⁷ 『續抄物資料集成』第八卷に影印されている両足院蔵本による。第二冊 57 オ-58 ウ、263-266 頁。

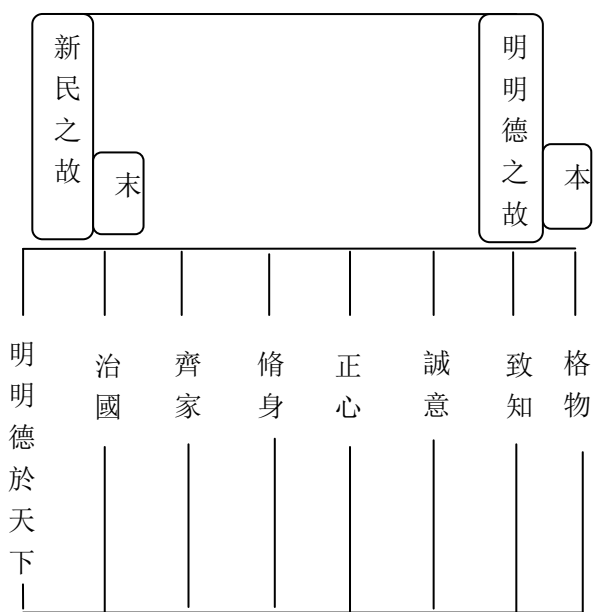
大學



可見為學次第

三綱八目所先

三綱八目所後



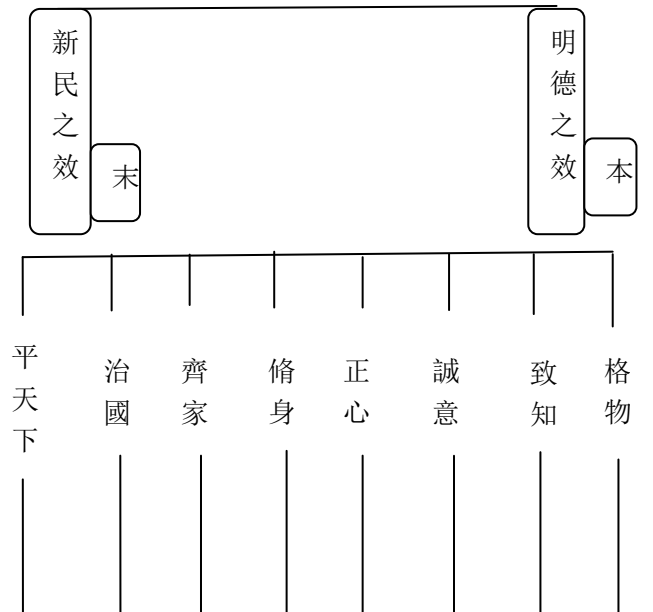
求得至善之所止

終

應上文所先字

求知至善之所在

始



皆得至善之所止

終

應上文所後字

已知至善之所在

始

足利衍述氏は最初にこれら挿図につき注意したが、雲章一慶が作ったものとして考えた。³⁸阿部隆一氏もただ『四書章図』の形式と類似していると考えた。³⁹実際、これらの図は『四書章図纂積』巻一『大学句問章図纂積』に収められ、『重訂四書輯積章図通義大成』の『大学朱子章句重訂輯積通義大成』にも収められている。『四書章図』に収められるものを比較すると、『百丈清規抄』に収められる「三綱八目所後」図の「格物」「致知」の一欄の語順が逆になっている。それ以外は異同がない。雲章一慶が講学に『四書章図』を利用したことは極めて明瞭である。さらに、諸氏が言及しなかったこれらの図の直前に一文が置かれ、注意に値する。すなわち、

大学ニ、古之欲明明徳於天下者、先治其國、欲治其國者、先齊其家、欲齊其家者、先脩其身、欲脩其身者、先正其心、欲正其心者、先誠其意、欲誠其意者、先致其知、致知在格物。物格而后知至、知至而后意誠、意誠而后心正、心正而后身脩、身脩而后家齊、家齊而后國治、國治而后天下平。自天子以至于庶人、壹是皆以脩身為本。正心以上皆所以脩身也、齊家以下則舉此而措之耳。此字指脩身言、天子諸侯卿大夫士庶人、一切皆以脩身為本、而齊家以下之效、不期而必至矣。單提脩身、而上包正心誠意致知格物之工夫、下包齊家治國平天下之效驗、皆在其中矣。大学ハ知行之二ツ離タ可ハナイゾ、知テ行ワイテハゾ。知ハ中庸ニハ性ト云、仏書ニハ心所ト云ゾ。欲明智恵ハ内外典ヲ、能知ライテハ、カナウマイゾ。欲誠意者、智カナウテハゾ。

とのことである。この文の構造は、「古之欲明明徳於天下者」から「壹是皆以脩身為本」までが『大学』の経文であり、「正心以上皆所以脩身也、齊家以下則舉此而措之耳」が朱子注であり、「此字指脩身言」から「皆在其中矣」までが陳櫟の解釈であり、「大学ハ知行之二ツ離タ可ハナイゾ」以下の部分が雲章一慶の講釈である。ここに引用された陳櫟の語は明刻本『重訂四書輯積章図通義大成』に、「(陳先生曰)」と標され、朱子注「正心以上皆所以脩身也、齊家以下則舉此而措之耳」の後ろに続き、程復心「三綱八條目所後」図と半葉（「三綱八條目合一図」の部分）を隔てている。この

³⁸ 足利 1932、370—371 頁。なお芳賀幸四郎氏も足利氏の結論を踏襲している。芳賀 1956、109—110 頁。

³⁹ 阿部 1962、21 頁。

ような引用の仕方から見れば、雲章一慶は、程復心『四書章句圖櫟栝総要』並『四書章句纂積』と陳櫟『四書發明』（或いは倪士毅『四書輯積』）の単行本を利用した可能性もあるが、明代に大いに流行した『重訂四書輯積章句通義大成』を利用した可能性がより高い。雲章一慶は応永十八年（1411）－永享二年（1430）に岐陽方秀に従って東福寺に勤め、嘉吉元年（1441）－宝徳元年（1449）にまた東福寺に住しており、東福寺の蔵書の多くに恵まれたことだろう。雲章自身の講釈は、仏教の「心所」と大学の「知」と中庸の「性」を等しい概念として解釈し、朱子学の思想を曲解している。これはあくまでも儒学と禅学を貫通するためのものである。

雲章一慶の『百丈清規』講席に連なった桃源瑞仙は、その『史記桃源抄』巻六十一で程朱学の源流を講釈した一文に、

又文公特抽禮記中之大學・中庸之二篇、加以論孟、四書ト云テ、大學・論語・中庸・孟子ト次第シテ、四書ノ集註ヲ作ルゾ。後ニ倪士毅カ輯釋、王元善カ通攷、程復心カ章圖ナント云カテキタゾ。近又、四書大全ト云モノアルゾ。不可枚舉矣。

と言っている。⁴⁰これは岐陽系禅僧の読書に『四書章句』が重視されたことをさらに証明する。それに、官修の『四書大全』を除けば、元明時代に出版された数多くの『四書章句集注』の解釈集成書の中で、『四書輯積』『四書通考』『四書章句』だけが言及されたのは、三書の明刻合編本の流行の影響があっただろう。

総じて言えば、『四書章句』は15世紀前半期に東福寺の講学に浸透し、16世紀に入ってもその受容が続いた。16世紀以降、清原宣賢が『中庸』の講義に『四書章句』を参考すべき末書として列举し、清原業賢が禅僧から元刻本を手に入れ、清原家は漸く『四書章句』を重視するようになってきた。『四書輯積』・『四書通考』・『四書章句』など元代に出版された『四書章句集注』の解釈集成書は、15～16世紀に禅僧と清原家の四書講釈に共通する底流となった。

⁴⁰ 亀井孝・水沢利忠『史記桃源抄の研究』（本文篇 四）、478－479頁。

第四節 『四書章図』が世に問われたことの意味

では、15～16世紀において禅僧と清原家の講学によく使われた『四書章図』はどのような性格を持つのか、そして著者程復心と同じ時代の人々にはどのように認識されたのか。

本章第二節に整理した元・明刻本の系譜から分かるように、程復心『四書章図櫟栝総要』並『四書章図纂釈』の明刻本は改編と削除が甚だしく、テキストの元々の形を保存していない。元刻本の価値は、原書のテキスト本文を保存することにとどまらず、程復心が朝廷に推薦された経緯を記載する文書と序文などが収められることにもある。これらの文書と序文に反映されている、本書を当時の世に問うことの意味がなんであったかは、未だ完全に読み取られていない。先行研究のうち宮紀子氏論文は主として元刻本巻首の四つの文書を利用し、程復心の保举（中央官吏への推薦）のプロセスを究明することに着目している。宮氏は程復心が朱子故郷の篤学力行の士人グループに属し、その人品と学問が優秀であり、『四書章図』も優れた著作であるため、朝廷の文官グループに高く評価されたが、平章政事李孟の嫉妬で程復心の保举が失敗してしまったという結論を出している。⁴¹しかし、宮氏が必ずしも正確に『四書章図』が朝廷の重臣らにより重んじられた理由を解釈できたとは言えない。

巻首に掲げられた文書からは、程復心が朝廷へと推薦されたプロセスが伺えるので、ここではその要点を述べてみる。まず程復心の自序は大徳六年（1302）と題しているため、『四書章図櫟栝総要』並『四書章図纂釈』は大徳六年以前に成書したことが確定できる。第一通の文書「江浙等處行中書省咨」は、江浙行省が江浙儒学提举司の推薦を通過したことを証明し、さらに程復心の中書省に推薦している。この文書の日付けは「至大 年 月 日」のように表しているが、汪幼鳳「程教授復心傳」は推薦が「至大元年」に行われたと言っている。宮氏は、この段階の推薦が至大元年（1308）ではなく至大三年（1310）の頃に行われたと考えている。第二通の文書は「禮部呈中書省」である。禮部は皇慶二年（1313）正月二十八日に中書省の指示を受け『四書章図櫟栝総要』並『四書章図纂釈』を審査し、程復心の官職について「江南路府内教授擢用」という決定を出している。第三通「中書省禮房呈」は「皇慶二年七月 日」と

⁴¹ 宮 2006、362－366 頁。

題し、中書省が禮部の決定を認めたことを示している。第四通「集賢學士趙孟頫咨」は、「皇慶元年 月 日」と題している。「程教授復心傳」に記載された「學士趙孟頫は程復心を館閣に入れ、典籍の闡明に關与することを請うた」ことはこれによって裏付けられる。本来ならこの文書は第二通「禮部呈中書省」の前に置くべきであろう。胡炳文『四書通』出版の経過を参照すれば、当時著書刊行の審査は儒學提學司で行われていた。⁴²従って、江浙儒學提學司以上の手続きは格別の推薦に關わっている。

程復心の推薦に關しては二つ重要なことが詳らかでない。第一は、程復心がいつ頃に自著を江浙儒學提學司に送呈したか、送呈までにどのような行動をしたかとのことである。第二は、江浙行省の推薦が中書省に到着した時点から皇慶二年（1313）に禮部が程復心の任命に關する決定を出した時点まで、朝廷の中にどのような事態が起こったかということである。第一について、「江浙等處行中書省咨」に「前建德路總管方虛谷及前浙東海右道廉訪副使臧魯山先生、俱有序跋」と記し、臧夢解の序が「至大三年」と題されることから見れば、程復心は至大三年（1310）以前に方回と臧夢解から序をもらい、江浙儒學提學司から推薦を得ていた。第二について、趙孟頫が朝廷に程復心を館閣に入れようと懇願したこと以外は確かめられない。李孟が趙孟頫の建議を阻んだことには、元刻本に収められている「范德機編修詩」の前に「皇慶二年、江浙省咨發復心所著章圖、蒙都省行移禮部送翰林院考校、有范編修呈院保充本院同編修官、值李道復平章不允。明年、復心始至都、賴諸先輩交薦、甫入教選、而復心以親老乞歸、故范公有是作云」⁴³という一文から知られ、さらに汪幼鳳「程復心教授傳」の記載からも伺える。しかし、前者は倒叙式であり、本書刊行の際に挿入されたものかもしれないし、後者も第三者により記述されたものであり、何れも間接的な記載であり直ちに信用できないであろう。たとえこれらの記載が信用できても、李孟はなぜ程復心の推薦を阻んだかについては、關係する史料が発見できないため、依然として不明である。

この二点が不明である以上、程復心はなぜ中央に推薦され、『四書章句』はなぜ朝

⁴² 刊行のプロセスは、『四書通』巻首に掲げられている張存中が天曆二年（1329）に書いた文に「泰定三年存中奉江浙儒學提學志行楊先生命、以胡先生『四書通』能刪『纂疏』・『集成』之所未是、能發『纂疏』・『集成』之所未發、大有功於朱子、深有益於後學。委令資付建寧路建陽縣書坊刊印、以廣其傳」ということから伺える。

⁴³ 宮 2006 はこの文が程復心自身により書かれた可能性があると推測している、363 頁。

臣らに重んじられたかが容易に解釈できない。程復心の推薦に関わる史料が新たに発見されていないため、今は角度を変え、徽州の学者と朝廷の文官が『四書隲括総要』並『四書章句纂积』に対する評価を糸口にして分析してみる。

まずは「程復心教授傳」に戻って見よう。汪幼鳳は「朱文公の従孫の洪範に師事し、雲峯胡炳文と親しい」（師朱文公従孫洪範、而友雲峯胡炳文）と言っている。朱洪範は號が小翁、朱子の家学を継ぎ、胡師夔から易学を受けた。胡師夔の子胡斗元は朱洪範に師事し、書・易の伝を得、さらに息子の胡炳文に授けた。胡炳文（1250-1333）は、字が仲虎、婺源の人、家学にころざし篤く、朱子学に潜心し、仁宗延祐年間（1314-1320）に道一書院の山長となり、後に蘭溪学正に転じるよう命じられたが、赴任しなかった。著作には『易本義通积』・『書集解』・『春秋集解』・『礼書纂述』・『四書通』・『大学指掌図』・『五経会義』・『爾雅韻語』などがある。⁴⁴程復心は『宋元学案』に見いだせない。もし汪幼鳳の記載「洪範門人」が誤りないとすれば、学統から言えば程復心は胡炳文の父と同輩である。実際の年齢から言えば、程復心は胡炳文より六歳年下である。なお、程復心の甥程可紹が幼い頃から復心と炳文に従って学んでいたことは、倪士毅の学友趙沅により語られた⁴⁵。

胡炳文は泰定元年（1324）に『四書通』を完成し、天曆二年（1329）に出版した。『四書通』は陳櫟『四書發明』・倪士毅『四書輯积』とともに元代の『四書章句集注』の注釈集成の中で最も優れた著作の一つだと思われる。巻首に掲げられている「四書通引用姓氏書目」によると、『四書通』が引用した著作は、趙順孫『四書纂疏』・吳真子『四書集成』と重複するものを除いてもまだ九十家にのぼる。その中には、金履祥と陳櫟のような同時代の学者の著作も少なくないが、程復心の著作は見られない。いま伝わる胡炳文の文集『雲峯集』にも程復心及びその学問に言及する文字が見出だせない。⁴⁶胡炳文のみならず、吳澄・陳櫟など同時代の徽州の朱子学者の文集に、徽州の学者との交際を反映する書信や文章が多く収められているが、意外にも程復心に関

⁴⁴ 胡師夔・朱洪範・胡斗元・胡炳文の学統は『宋元学案』卷八十九「介軒学案」に見える、2972、2986-2988頁。胡炳文は『元史』卷一百八十九「儒学一」に伝がある、4323頁。

⁴⁵ 『東山存稿』卷七「孝則居士程可紹墓表」：「幼從伯父林隱公復心與雲峯胡先生學」。

⁴⁶ 『雲峯集』は元々全二十巻あったが、兵火に遭い、いま伝わるのは明の成化年間に胡炳文の後人によって十巻に編纂されたものである。『四庫全書總目』卷百六十六「雲峯集十巻兩淮馬裕家藏本」、1433頁。

する字句が見いだせない。したがって、汪幼鳳「程教授復心傳」だけが地元の学者により程復心のことが語られた唯一の文章である。なお、『四書輯釈』は倪士毅が師の陳櫟『四書發明』を継承し、胡炳文『四書通』も吸収して編纂したものである。『四書輯釈』出版の際に出版者劉錦文は『四書章図纂釈』を附することを倪士毅に提案したが、後者は『四書章図纂釈』を高く評価せずに拒否した。⁴⁷

徽州の学者の冷淡さに対して、朝廷の文官たちは『四書章図』を高く評価していた。至正六年刻本に掲げる序文の作者は程鉅夫・王約・趙孟頫・元明善・鄧文原・袁桷・虞集・楊載・臧夢解であり、贈詩の作者は劉珪・劉夔・周應極・范梈・吳善・徐明善・余漕であり、文学で有名な士人は数多い。序文と贈詩は、章図を大いに讃えているが、纂釈にはほぼ言及していない。例えば、「程雪樓学士序」に、

夾際鄭氏謂、古者書必有圖。然稍見於六經傳註之家、惟器服名數而已。余少學於臨川、見雙峰饒氏大學中庸圖、始識古人立圖之意。去今又五十餘年、乃得吾宗子見四書圖。章爲之圖、圖爲之釋、有本有末、有終有始、如天之文、地之理、莫不合於自然、非深得古人之意不能也。

夾際鄭氏〔案：鄭樵〕謂わく、古い時代の書には必ず図がある。然るに六經伝註の類に多少なりとも見られるのは、ただ器服と名数のみである。わたくしは若い時に臨川に於いて勉強し、双峰饒氏〔案：饒魯〕著の大学中庸図を見、はじめて古人が図を作った意図が分かった。今はもう五十年も経て、初めて吾が宗族の子見が作った四書図を得た。章ごとに図を作り、図ごとに釈を作り、本末が備わり、終始がある。天の文・地の理の如き、全て自然に合い、古人の気持ちを深く理解しなければできないことである。⁴⁸

と言っている。「虞伯生学士序」には、

其爲書也、蓋取朱子論語・孟子集註、大學・中庸章句之說有對待者、如體

⁴⁷ 『重訂四書輯釋章圖通義大成』巻首「至正辛巳冬十月朔答坊中劉氏錦文書」：「四書章圖纂釋、既有成書刊行、便於初學、則今無亦及復附其圖於輯釋之前矣。假使爲之、亦不過是就輯釋中取出物來裝鋪席耳。凡四書宏綱奧義、所釋已頗詳明、何必如此炫耀易觀、而使之無沉潛之心也」。

用・知行之類、有相反者、如君子小人・義利之類、有成列者、若學・問・辨・思・行之類、隨義立例、章爲之圖、以究朱子爲書之旨。

この書を作るにあたっては、朱子の論語・孟子集注と大学・中庸章句の中で、対になること——たとえば体と用、知と行、反対になること——たとえば君子と小人、義と利、序列になること——たとえば学・問・辨・思・行、といった類を採り、文章の意図によって例を決め、章ごとに図を作り、朱子の著作の主旨を究める。

と言っている。程復心の本意から言えば、図は初学者のために便利さを提供するために作ったものであり、纂積こそが本書の主体のはずであったが、朝臣たちは、初学啓蒙の章図ばかりを褒め、朱子学を専門的に研鑽した纂積を無視したことになる。

程復心が江浙行省に推薦されるまえに、至大三年（1310）に臧夢解から序をもらっている。臧夢解はその序文に、

矧今天子嘉惠斯文、勉勵學校、宣明教化、東宮喜聽經書、尊儒重道、樂善好賢。余以是知林隱之圖可以自見矣。進之於朝、匪惟斯文之幸、抑斯世之幸也。故喜書而樂道之。

況して今の天子は斯文を勧め、学校を奨励し、教化を顕彰し、東宮も経書を聴講することを喜び、儒を尊んで道を重んじ、善をよろこんで賢を好んでいる。よってわたくしは林隱の図が世に受け入れられると分かっている。この書が朝廷に薦められることは、斯文の幸のみならず、斯世の幸でもある。故にわたくしは喜んでこの序を書いてこの書を称える。

と言っている。『四書章図』が朝廷に進呈されたのは、天子（武宗）と東宮（仁宗）の儒学に対する好尚に関わりがあるとはっきり言っている。若い頃から李孟に儒学を学んだ仁宗は、最も関係が深かったであろう。⁴⁹

仁宗は、至大元年（1308）六月に兄の武宗に皇太子に立てられた直後、儒学重視の政策を開始した。『元史』本紀は

⁴⁹ 『元史』卷一百七十五「列傳第六十二」「李孟」、4084—4090 頁。

六月癸巳〔朔〕、詔立帝爲皇太子、受金寶。遣使四方、旁求經籍、識以玉刻印章、命近侍掌之。時有進『大學衍義』者、命詹事王約等節而譯之。帝曰、治天下、此一書足矣。因命與『圖象孝經』『列女傳』並刊行、賜臣下。⁵⁰

六月の癸巳〔朔〕に、詔により帝を皇太子に立て、宝器を受けた。〔皇太子〕は各地へ使者を遣わし、広く経籍を求め、〔経籍に〕玉で彫った印章を捺し、近臣に〔経籍を〕管理することを命じた。当時『大学衍義』を差し上げるものがあり、〔皇太子〕は王約などにそれを要約して翻訳することを命じた。帝は、天下を治理するには、この一つの本だけで十分であると言った。そこで『図象孝経』『列女伝』と併せて刊行することを命じ、臣下に賜った。

と記載している。仁宗は至大四年（1311）即位した後、儒学提唱の政策を一層強め、皇慶二年（1313）に中書省に敕し、七十年以上にわたり停止した科挙を改めて開くことを検討させ、同年十一月に科挙を再び開始する詔書を下した。そして延祐元年（1314）に科挙の郷試が、延祐二年（1315）に會試と廷試が実施された。⁵¹延祐年科挙の著しい特徴は、隋唐以来続けられた詩賦の試験が止められ、専ら経学と時務が重んじられたことである。第一場の試験が蒙古人・色目人・漢人・南人を問わず四書をテストし、経学に関する試験に於いては宋代道学系の解釈を主としつつ漢唐の注疏も兼用できることが規定されている。⁵²延祐科挙の規定は、王約などに『大学衍義』を翻訳させ、『大学衍義』『図象孝経』『列女伝』を刊行させたことともに、仁宗の一貫した儒学政策を体現している。それは、漢人のみならず、蒙古人・色目人へも朱子学を普及したことである。

このようなコンテクストを考えれば、朱子学の複雑な概念を簡潔な図示で説明する『四書章図』は、言葉以上の効用があり、漢人以外の読者にも受け入れやすい長所がある。朝臣たちの序文と贈詩が纂積を無視し、章図だけを称える理由は、まさにここにあるのではないか。楊載の序は、

⁵⁰ 『元史』卷二十四「仁宗一」、536頁。

⁵¹ 『元史』卷二十四「仁宗一」、卷八十一「選舉一」、558・568・2018-2020頁。

⁵² 『元史』卷八十一「選舉一」、2018-2023。

文公以希聖之才、曳踵伊洛、纂輯舊聞、性命道德、發無餘蘊、綱紀大倫、使人道生生不遂息滅。其書亦既流出於八極之表、雖言語不通、文字不同、譯之以象人、無間中國。然而文公造事弘大、罔羅萬殊、沉思默慮、晝夜不輟、至於屬續、猶有所更定。補而緝之、使無缺遺、亦文公之所望於後人者也。

朱子は聖人に近づく才能を以って、程顥・程頤の学問を継承し、典籍を編纂し、性命道德のことを全て明らかにし、人が従うべき倫理のことを正し、人道を絶えずに生じさせる。朱子の著作は非常に遠い地まで伝播し、言葉が通じずに、文字も異なっても、通訳官によって訳されれば、中国と隔たりがないように分かれる。しかし、朱子は著作することに構えが大きく、様々なことを網羅し、物事を深く考えては昼夜をおかず、逝去するまでまだ改訂することがあった。彼の著作を補って編輯し、漏らすことがないようにするのも、朱子が後人に望んだところであろう。

と言い、漢民族以外の読者への期待を暗示している。

安部健夫氏は元朝最初の科挙、太宗十年（1238）に開かれた戊戌選試に関する論述において、モンゴル政権内部における文化主義的な動きが、その目的ないし対象の違いによって、大きく「漢人自身の教養を高めようとするいわば復興的な動きと、新しい統治者としてのモンゴル人を中国文化に習熟させようとするいわば啓蒙的な動き」の二つに分けられると指摘した。⁵³筆者は、『四書章句』が朝廷に重んじられたことの背後に、漢人の高級文官が積極的に推進した、異民族の統治者を朱子学に習熟させようとする動きがあったろうと考える。

『四書章句』は、16世紀～17世紀において、東アジアの読書史を貫く存在となった。本書が世に問われて以来、漢民族以外の読者にも歓迎されたことを示している。名古屋市立蓬左文庫は朝鮮銅活字版の『四書輯積章句通義大成』を所蔵している。蓬左文庫本の構成は、明代正統年間に王逢と劉剡らが刊行した版本と同じく、合わせて四十一巻二十三冊がある。版式は白口、花瓣形雙魚尾、四周雙邊。行款は每半葉十二行、行大字二十字、小字雙行二十字。サイズが縦33.2cm×横21cmであり、大きく堂々と立派な本である。表紙に篇名・書名・冊数が題されている。例えば、『大学』の表

⁵³ 安部 1959、115 頁。

紙の上に「共廿三/大學 / 四書章圖 上 二」と題されている。扉の中に遊び紙があり、「隆慶四年十月日/賜永川眉壽四書章圖一件/命除謝/ 右承旨臣俞（花押）」との四行の識語が書かれている。第一冊の第一葉に「宣賜之記」（8cm×8cm）と「尾陽文庫」（6.5cm×6.5cm）の朱印がある。尾張の徳川家に入った朝鮮宮中の内賜本であることが分かる。『論語集註重訂輯釈通義大成』の巻首に掲げられた「讀論語孟子集註法」の最終葉の空白に、「嘉靖四年夏月書林正堂新刊行」という刊記が見られる。これは底本とした中国刻本に元々付いていたものであろう。⁵⁴しかし、中国の書肆名は普通に二字以上を選び、「正」という一字のものは筆者の知る範囲で存在しないので、翻刻時に誤って文字が欠けた可能性が高い。本書の刊記がこの目立たないところに一条だけしか残っていないのは、元々巻末などにあったものが削除されたのであろう。

江戸時代の寛文十一年（1671）には、京都の書肆田中文内が和刻本『四書章図通義大成』を出版した。筆者が目を通したのは韓国国立中央図書館蔵本である。『大学』の巻末に「寛文十一 辛亥 六月日/ 新町通丸太町上ル春日町/書林田中文内」という刊記が付いている。和刻本のテキストは蓬左文庫が所蔵する朝鮮銅活字版に一致し、版式も白口・双花瓣形魚尾・四周双邊であり、特に朝鮮本の特徴である双花瓣形魚尾が注目される。しかも、「讀論語孟子集註法」の最終葉の同じ位置で「嘉靖四年夏月書林正堂新刊行」という刊記が彫られ、寛文版は朝鮮版から翻刻したことが分かる。

⁵⁴ 十六世紀には朝鮮の民間書肆が未だ発達しておらず、金属活字は全て朝廷によって造られていた。藤本 2002、6-9 頁。

参考文献

基礎文献

『十三經注疏』、北京：中華書局、1980。

『四書章句集注四種』（(宋)朱熹纂『四書章句集注』（清）吳志忠輯『四書章句附考』

（清）吳英撰『四書章句集注定本辨』（清）吳志忠撰『四書家塾讀本句讀』）、臺北：商務印書館、1968。

（宋）朱熹纂『四書章句集注』、『中華再造善本』影印宋嘉定十年（1217）當塗郡齋刻宋嘉熙四年（1240）淳祐八年（1248）十二年（1252）遞修本（論語孟子）及宋淳祐十二年（1252）當塗郡齋刻本（大學中庸）。

（宋）朱熹著、黃坤校點『四書或問』、朱傑人·嚴佐之·劉永翔主編『朱子全書』（修訂本）第20-25冊、上海：上海古籍出版社、安徽：安徽教育出版社、2010。

（宋）孫奭『孟子音義』、『通志堂經解』本。

（清）法偉堂著、邵榮芬編校『法偉堂經典釋文校記遺稿』、上海：華東師範大學出版社、2010。

『附釋文互註禮部韻略』、『中華再造善本』影印宋紹定三年藏書閣刻本。

（宋）毛晃、毛居正增註『增修互註禮部韻略』、『中華再造善本』影印元至正十五年日新書堂刻明修本。

（梁）沈約撰『宋書』、北京：中華書局、1974。

（唐）姚思廉撰『梁書』、北京：中華書局、1973。

（唐）魏徵等撰『隋書』、北京：中華書局 1973。

（後晉）劉昫等撰『舊唐書』、北京：中華書局、1975。

（元）脫脫等撰『宋史』、北京：中華書局、1977。

- (明) 宋濂等撰『元史』、北京：中華書局、1976。
- (清) 張廷玉等撰『明史』、北京：中華書局、1974。
- 趙爾巽等撰『清史稿』、北京：中華書局、1977。
- (明) 宋濂撰『元史』(標點本)、北京：中華書局、1976。
- (宋) 李燾撰『續資治通鑒長編』、臺北：世界書局、1962。
- (清) 黃宗羲著、(清) 全祖望補修、(清) 王梓材·馮雲濠校補、陳金生·梁運華點校『宋元學案』、北京：中華書局、1986。
- (清) 王懋竑『朱子年譜』、臺北：世界書局、1966。
- (宋) 朱熹纂、戴揚本校點『伊洛淵源錄』、朱傑人·嚴佐之·劉永翔主編『朱子全書』(修訂本) 第12冊、上海：上海古籍出版社、安徽：安徽教育出版社、2010。
- (明) 汪舜民編『弘治徽州府志』、『天一閣藏明代方志選刊』影印弘治刻本、上海：上海古籍出版社、1982。
- (宋) 王溥撰『唐會要』、上海：上海古籍出版社、1991。
- (清) 徐松輯、劉琳·刁忠民·舒大剛·尹波等校點『宋會要輯稿』、上海：上海古籍出版社、2014。
- (宋) 晁公武撰、孫猛校證『郡齋讀書志校證』、上海：上海古籍出版社、1990。
- (宋) 陳振孫撰、徐小蠻·顧美華點校『直齋書錄解題』、上海：上海古籍出版社、1987。
- (清) 朱彝尊著、林慶彰·楊晉龍·蔣秋華·張廣慶編審『校點補正經義考』、臺北：中央研究院中國文哲研究所儲備處、1997。
- (清) 紀昀等撰『四庫全書總目』、北京：中華書局 1965。
- (清) 瞿鏞『鐵琴銅劍樓藏書目錄』、『清人書目題跋叢刊』三、北京：中華書局、1990。
- (清) 丁丙『善本書室藏書志』、清光緒二十七年(1901) 錢塘丁氏刻本。

(清) 楊紹和『楹書隅錄』、王紹曾、崔國光等整理訂補『海源閣書目五種』上冊、山東：齊魯書社、2002。

(清) 陸心源『百宋樓藏書志』卷十、清光緒八年(1882)十萬卷樓刻本。

陶湘編、寶水勇校點『書目叢刊』、瀋陽：遼寧教育出版社、2000。

王國維著、王亮整理『傳書堂藏書志』、上海：上海古籍出版社、2014。

莫友芝撰、傅增湘訂補、傅熹年整理『藏園訂補邵亭知見傳本書目』、北京：中華書局、2009。

傅增湘撰『藏園羣書經眼錄』、北京：中華書局、2009。

趙萬里『國立北平圖書館善本書目』、國立北平圖書館編印、1933。

(元) 程端禮『程氏家塾讀書分年日程』、臺北：世界書局、1981。

(隋) 王通『中說』、『四部叢刊正編』影印鐵琴銅劍樓藏宋刊本。

(宋) 朱熹述(宋) 黎靖德編鄭明等校點『朱子語類』、朱傑人·嚴佐之·劉永翔主編『朱子全書』(修訂本)第14-18冊、上海：上海古籍出版社、安徽：安徽教育出版社、2010。

(宋) 孫復『孫明復小集』(宋) 徐積『節孝集』、『影印文淵閣四庫全書』第1110冊、臺北：商務印書館、1983-1986。

(宋) 石介著、陳植鏗點校『徂徠石先生文集』、北京：中華書局、1984。

(宋) 釋契嵩『鐔津文集』、『四部叢刊三編』影印鐵琴銅劍樓藏明弘治己未刊本。

(宋) 程顥、程頤撰、王孝魚校點『二程集』、北京：中華書局、1981。

(宋) 朱熹著、劉永翔等校點『晦庵先生朱文公文集』、朱傑人·嚴佐之·劉永翔主編『朱子全書』(修訂本)第20-25冊、上海：上海古籍出版社、安徽：安徽教育出版社、2010。

(元) 趙汭『東山存稿』、『影印文淵閣四庫全書』第 1201 冊、臺北：商務印書館、1983-1986。

(清) 朱彝尊『曝書亭集』、『四部叢刊正編』影印本。

(宋) 李昉等編『文苑英華』、北京：中華書局、1966。

(明) 程敏政纂『新安文獻志』、明萬曆四十二年(1614)刻本。

和田英松輯『宸記集』、鎌倉：藝林舎、1974。

矢野太郎校訂『花園天皇宸記』・『伏見天皇宸記』、『増補史料大成』2・3、京都：臨川書店、1975。

宮内廳書陵部編『花園天皇宸翰集：誠太子書 學道之御記 御處分狀』、東京：宮内廳書陵部、1977。

村田正志校訂『花園天皇宸記』、東京：続群書類従完成会、1982-1986。

村田正志編『和譯花園天皇宸記』、東京：続群書類従完成会、1998-2003。

藤井讓治、吉岡真之〔監修・解説〕『花園天皇實録』、東京：ゆまに書房、2009。

『日本書紀』、黑板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系』1、東京：吉川弘文館、1967。

『續日本紀』、黑板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系』2、東京：吉川弘文館、1966。

『日本後紀・續日本後紀・日本文德天皇實録』、黑板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系』3、東京：吉川弘文館、1966。

『日本三代實録』、黑板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系』4、東京：吉川弘文館、1966。

『本朝世紀』、黑板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系』9、東京：吉川弘文館、1964。

『類聚國史』、黑板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系』5・6、東京：吉川弘文館、1965。

『釋日本紀』、黑板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系』8、東京：吉川弘文館、1965。

『日本紀略』、黑板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系』10・11、東京：吉川弘文館、1965。

『公卿補任』、黑板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系』53-57、東京：吉川弘文館、1964-1966。

『尊卑分脈』、黑板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系』58-60、東京：吉川弘文館、1966-1967。

宝月圭吾、岩澤愿彦監修『系圖纂要』、東京：名著出版、1974。

『令義解』、黑板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系』22、東京：吉川弘文館、1966。

『令集解』、黑板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系』23・24、東京：吉川弘文館、1966。

『延喜式』、黑板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系』26、東京：吉川弘文館、1965。

北畠親房『職原鈔』、埴保己一編『群書類從』第五輯卷七十一「官職部」、東京：續群書類從完成會、1997。

川口久雄校注『菅家文章 菅家後集』、岩波書店、1966。

『本朝文粹』、黑板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系』29 下、東京：吉川弘文館、1965。

『本朝文集』、黑板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系』30、東京：吉川弘文館、1966。

上村觀光編『五山文學全集』、東京：裳華房、1905-1915。

後藤丹治・釜田喜三郎校注『太平記』、岩波書店、1960-1962。

『玉葉』、東京：國書刊行會、1906。

『台記』・『台記別記・宇槐記抄』、『増補史料大成』23・24・25、京都：臨川書店、1975。

『夢窓正覺心宗普濟國師語録』並『天龍開山夢窓正覺心宗普濟國師年譜』他、天龍寺藏版、1934 年再版。

辻善之助編纂『空華日用工夫略集』、東京：大洋社、1939。

『日本高僧傳要文抄・元亨釋書』、黑板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系』31、東京：吉川弘文館、1965。

『中世禪家の思想』（明庵榮西撰・柳田聖山校注『興禪護國論』、中嚴圓月撰・入矢義高校注『中正子』）岩波書店、1972。

『大覺禪師語録并拾遺外五種』、佛書刊行會編『大日本佛教全書』95、東京：名著普及會、1982。

『念大休禪師語録外二部』、佛書刊行會編『大日本佛教全書』96、東京：名著普及會、1982。

『本朝高僧傳』、佛書刊行會編『大日本佛教全書』102・103、東京：名著普及會、1987。

『參天台五臺山記』、『改定史籍集覽』第 26 冊、近藤活版所 1902 初版、臨川書店 1984 復刻。

東京大學史料編纂所編『碧山日録』上、東京：岩波書店、2013。

徳川光圀ほか修『大日本史』第五冊、東京：吉川弘文館、1911。

『日本國見在書目録』、宮内廳書陵部所藏室生寺本影印、東京：名著發行會、1996。

『普門院經論章疏語録儒書等目録』、『大日本史料』六編三一翻刻京都東福寺常樂庵藏鈔本。

澀江全善、森立之『經籍訪古志』、光緒十一年（1885）序刊本。

島田翰『古文舊書考』、東京：民友社、1905。

宮内省圖書寮編『圖書寮漢籍善本書目』、東京：宮内省圖書寮、1930。

宮内廳書陵部編『圖書寮典籍解題』漢籍篇、大蔵省印刷局、1960年。

内閣文庫編『内閣文庫漢籍分類目録』、東京：内閣文庫、1971。

大阪府立圖書館編纂『論語善本書影』、京都：貴重圖書影本刊行會、1931。

大塚光信編『續抄物資料集成』第八卷、兩足院藏本『百丈清規抄』、大阪：清文堂、1980。

前田育徳會尊經閣文庫編『尊經閣善本影印集成三一 古語拾遺』、東京：八木書店、2004。

天理圖書館善本叢書漢籍之部編集委員会編『天理圖書館善本叢書 古文尚書・莊子音義』、東京：八木書店、1982。

著作

井上哲次郎『日本朱子學派之哲学』、東京：富山房、1905。

川田鐵彌『日本程朱學の源流』、川田鐵彌發行、1908。

西村天囚『日本宋學史』、大阪：杉本梁江堂、1909。

田中義成『南北朝時代史』、東京：明治書院、1924。

- 木宮泰彦『日支交通史』、東京：金刺芳流堂、1926—1927。
- 足利衍述『鎌倉室町時代之儒教』、東京：日本古典全集刊行會、1932。
- 牧野謙次郎、牧野巽『日本漢學史』、東京：世界堂書店、1938。
- 辻善之助『日本佛教史』中世篇第二、東京：岩波書店、1949。
- 關靖『金澤文庫の研究』、東京：講談社、1951。
- 芳賀幸四郎『中世禪林の學問および文學に關する研究』、東京：日本學術振興會、1956。
- 余嘉錫『四庫提要辨證』、北京：科學出版社、1958。
- 余嘉錫『余嘉錫論學雜著』、北京：中華書局、1961。
- 岩橋小彌太『花園天皇』(人物叢書)、東京：吉川弘文館、1962年。
- 橋本義彦『藤原賴長』(人物叢書)、東京：吉川弘文館、1964。
- 川瀨一馬『五山版の研究』、東京：日本古書籍商協會、1970。
- 亀井孝・水澤利忠『史記桃源抄の研究』、東京：日本學術振興會、1971。
- 井上順理『本邦中世までにおける孟子受容史の研究』風間書房、1972。
- 宇野精一『孟子』、宇野精一・平岡武夫編『全釋漢文大系』第二卷、東京：集英社、1973。
- 大槻信良『朱子四書集註典據考』、京都：中文出版社、1976。
- 武内義雄『武内義雄全集』第一卷『論語篇』、第二卷『儒教篇一』東京：角川書店、1978。
- 長澤規矩也『圖書学辞典』、東京：三省堂、1979。
- 川瀨一馬『日本書誌学用語辞典』、東京：雄松堂書店、1982。
- 王重民『中國善本書提要』、上海：上海古籍出版社、1983。
- 桃裕行『上代學制の研究』、東京：吉川弘文館、1983復刊。
- 傅璇琮『唐代科舉與文學』、陝西：陝西人民出版社、1986。

- 和島芳男『日本宋學史之研究』（増補版）、東京：吉川弘文館、1988。
- 佐野公治『四書學史の研究』、東京：創文社、1988。
- 王重民『中國善本書提要補編』北京：書目文獻出版社、1991。
- 阿部隆一『阿部隆一遺稿集』第一卷、東京：汲古書院、1993。
- 錢穆『朱子新學案』、『錢賓四先生全集』甲編 11-15、臺北：聯經出版事業公司、1998。
- 宿白『唐宋時期的雕版印刷』、北京：文物出版社、1999。
- 井上宗雄『日本古典籍書誌学辞典』、東京：岩波書店、1999。
- 楊劍橋『實用古漢語知識宝典』上海：復旦大学出版社、2003。
- 玉村竹二『五山禪僧傳記集成』、京都：思文閣、2003。
- 『中國古籍善本總目』、北京：線裝書局、2005。
- 小川剛生『二条良基研究』、東京：笠間書院、2005。
- 佐藤進一『南北朝の動乱』（日本の歴史9）、東京：中央公論新社、2005（改版發行）。
- 倉石武四郎講義『本邦における支那学の發達』、東京：汲古書院、2007。
- 祝尚書『宋代科學與文學』、北京：中華書局、2008。
- 高橋智『室町時代古鈔本「論語集解」の研究』、東京：汲古書院、2008。
- 川原秀城・金光來編譯『高橋亨朝鮮儒学論集』、東京：知泉書館、2011。
- 周春健『宋元明清四書學編年』、臺北：萬卷樓、2012。
- 中華再造善本工程編纂出版委員會編『中華再造善本總目提要』、北京：國家圖書館、2013。
- 高橋均『論語義疏の研究』、東京：創文社、2013。
- 顧永新『經學文獻的衍生和通俗化：以近古時代的傳刻爲中心』（上冊）、北京：北京大學出版社、2014。

梁庚堯『宋代科舉社會』、臺北：國立臺灣大學出版中心、2015。

論文

有高巖「元代科舉考」、『史潮』第二号、1932、32-55 頁。

岩橋小彌太「玄慧法印」、『國学院雜誌』第四十五卷、第十一号、1939、2-20 頁。

安部健夫「元代知識人と科舉」、『史林』第四十二卷、第六号、1959、113-152 頁。

阿部隆一「本邦中世における大學中庸の講誦傳流について—學庸の古鈔本並に邦人撰述注釋書より見たる」、『斯道文庫論集』第 1 輯、1962、1-84 頁。

阿部隆一「室町以前邦人撰述論語孟子注釋書考(上)」、『斯道文庫論集』第 2 輯、1963、31-98 頁。

阿部隆一「室町以前邦人撰述論語孟子注釋書考(下)」、『斯道文庫論集』第 3 輯、1964、1-90 頁。

藤本幸夫「朝鮮の印刷文化」、『靜脩』第 39 卷、2002。

小川剛生「南北朝期の『孟子』受容の一様相——二条良基とその周邊から」、『國文学研究資料館紀要』 28 号、2002、83-119 頁。

宮紀子「程復心『四書章圖』出版始末攷——江南文人の保舉」、宮紀子『モンゴル時代の出版文化』、名古屋：名古屋大學出版會、2006、326-379 頁。

平田昌司「中華文明の骨格—科舉の展開」、紀平英作編『グローバル化時代の人文學(上)』、京都：京都大學出版會、2007 年、5-29 頁。

平田昌司「木下犀潭學系和“中國文學史”的形成」、『現代中國』第十輯、北京：北京大學出版社、2008、1-22 頁。

姚大力「元代科舉制度的行廢及其社會背景」、姚大力『蒙元制度與政治文化』、北京：北京大學出版社、2011、219-278 頁。

楊洋「日本最早出版的附訓點本『四書集註』——書籍交流史視野中 17 世紀初朱子學在日本的傳播」、劉玉才主編『從鈔本到刻本：中日『論語』文獻研究』、北京：北京大學出版社、2013、275—297 頁。

付録一 平安時代天皇読書に関する記載

書名	天皇	期日	年齢	出典	侍讀	始讀/ 竟宴
千字文	清和天皇皇太子(のち陽成天皇)	貞觀十七年(875)四月廿三日	八歳	『三代實錄』	橘廣相(文章博士)	始讀
蒙求	皇弟貞保親王(870~924)	陽成天皇元慶二年(878)八月廿五日	九歳	『三代實錄』	同上	始讀
孝經	恒貞親王(825-884)仁明天皇皇太子)	天長十年(833)四月二十三日	九歳	『續日本後記』		始讀
	清和天皇(850-880、858-876在位)	貞觀二年(860)二月十日	十一歳	『三代實錄』	春日雄繼(明經博士)	
	同上	貞觀二年十二月二十日	同上	『三代實錄』	同上	竟宴
	陽成天皇(868-949、876-884在位)	元慶三年(879)四月二十六日	十二歳	『三代實錄』	侍讀：善淵永貞(明經博士) 都講：藤原佐世(文章博士)	始讀
	朱雀天皇(923-952、930-946在位)	承平五年(935)	十三歳頃	『本朝世紀』	藤原元方(文章得業生)	始讀
	同上	天慶元年十月廿四日			同上	竟宴
	堀河天皇(1079-1107、1086-1107)	寛治元年(1087)十二月二十四日	九歳	『本朝世紀』	侍讀：藤原正家(文章博士) 尚復：藤原敦宗(文章博士)	讀書始
論語	清和天皇	貞觀三年(861)八月十六日	十二歳	『三代實錄』	大春日雄繼(明經博士)	
文選	嵯峨天皇(786-842、809-823在位)	弘仁十年(819)正月	三十四歳	『續日本後記』	菅原清公(文章博士)	

	文德天皇 (827-858、 850-858 在位)	仁壽元年 (851) 四 月二十五 日	二十五 歲	『文德實錄』	春澄善繩 (文 章博士)	
	光孝天皇 (830-887、 884-887 在位)	元慶八年 (884) 四 月四日	五十五 歲	『三代實錄』	橘廣相 (文章 博士)	始讀
史記	嵯峨天皇	弘仁七年 (816) 六 月十五日	三十一 歲	『類聚國史』	勇山連文繼 (紀傳博士)	畢
	清和天皇	貞觀十七 年 (875) 四月廿八 日	二十六 歲	『三代實錄』	侍讀：大江音 人 (文章得業 生) 都講：惟良宿 禰高尚	始讀
	醍醐天皇 (885-930、 897-930 在位)	延喜六年 (906) 五 月十六日	二十二 歲	『日本紀略』	侍讀：藤原菅 根 (文章博士) 都講：藤原博 文 (文章博士)	始讀
	朱雀天皇	天慶二年 (939) 十 一月十四 日	十七歲	『日本紀略』 (又見『本朝 世紀』)	侍讀：藤原在 衡 尚復：三統元 夏	始讀
漢書	仁明天皇 (810-850、 833-850 在位)	承和十四 年 (847) 五月二十 七日	三十八 歲	『續日本後 記』(又見『類 聚國史』)	春澄善繩 (文 章博士)	始讀
	宇多天皇 (867-931、 887-897 在位)	寬平三年 (891) 四 月九日	二十五 歲	『日本紀略』	紀長谷雄 (文 章得業生)	始讀
後漢書	仁明天皇	承和二年 (835) 七 月十四日	二十六 歲	『續日本後 記』(又見『類 聚國史』)	菅原清公 (文 章博士)	數日 之後 不遂 而輟。
晉書	文德天皇	齊衡三年 (856) 十 一月三日	三十歲	『文德實錄』 『類聚國史』	春澄善繩 (文 章博士)	始讀
群書治要	仁明天皇	承和五年 (838) 六 月廿六日	二十九 歲	『續日本後 記』(又見『類 聚國史』)	直道宿禰廣公 (明經助教)	第一 卷
	清和天皇	貞觀十六 年 (874)	二十五 歲	『三代實錄』		讀竟

		閏四月廿八日				
	同上	貞觀十七年(875)四月廿五日	二十六歲	『三代實錄』	菅原是善(文章博士)奉授書中所抄納紀傳諸子(之)文。菅野佐世(明經博士)奉授五經之文。善淵愛成(明經助教)爲都講。	講竟
	醍醐天皇	昌泰元年(898)二月廿八日	13歲	『日本紀略』	紀長谷雄(文章得業生) 尚復：小野美材	
周易	宇多天皇	仁和四年(888)十月九日	十七歲	『日本紀略』	善淵愛成(明經博士)	始讀
莊子	仁明天皇	承和十四年(847)五月十一日	三十八歲	『續日本後記』	春澄善繩(文章博士)	竟宴

付録二 花園天皇の読書・文事暦

*「宸記本文」の欄には読書に関する記載のみを摘録している

年	月日	年齢	読書・文事	宸記本文
延慶三年(1310)	十月二日	十四歳	連句	
延慶三年(1310)	十月三日	十四歳	讀『史記』「孝文本紀」	今夜従三位具範始侍讀、參朝餉縁、予在長押上、卷簾、讀孝文本紀
延慶三年(1310)	十月四、五、六日	十四歳	連句	
延慶三年(1310)	十月七日	十四歳	詩會并連句	
延慶三年(1310)	十二月十七日	十四歳	詩會	
延慶三年(1310)	二月二十七日	十五歳	讀『史記』「五帝本紀」	式部大輔藤(菅の誤か)原朝臣在輔、被仰侍讀之後初參、於朝餉縁讀五帝本紀、書置文臺上、在輔束帶也
延慶四年	三月廿二日	十五歳	續歌會	
應長元年(1311)	四月廿日	十五歳	讀『後漢書』「光武帝紀上」	今日在輔卿參入、讀後漢書帝紀一、光武帝紀上
應長元年(1311)	五月四日	十五歳	連句	
應長元年(1311)	五月五日	十五歳	詩會	
應長元年(1311)	五月六日	十五歳	讀『史記』「孝文本紀」	今日、種範被仰侍讀之後初參、讀孝文本紀
應長元年(1311)	五月廿三日	十五歳	讀『臣軌』	今日種範朝臣授臣軌
應長元年(1311)	六月五日	十五歳	賦詩	
應長元年(1311)	六月十一日	十五歳	讀『史記』「始皇本紀」	以在兼卿之説、讀始皇本紀
應長元年(1311)	六月十三日	十五歳	詩會	
應長二年(1312)	二月九日	十五歳	賦詩、連句	
應長二年(1312)	二月十六日	十五歳	百日連句始	
應長二年(1312)	二月廿一日	十五歳	賦詩、連句	
應長二年(1312)	二月廿四日	十五歳	和哥會	
應長二年(1312)	二月卅日	十五歳	連句百韻	
應長二年(1312)	三月三日	十五歳	詩會	
應長二年(1312)	九月十三日	十六歳	和哥會	
正和二年(1313)	正月七日	十六歳	讀『漢書』二	裏書 七日在輔卿始候讀書、漢書二
正和二年(1313)	正月九日	十六歳	連句、讀『文	

			選』第九、賦詩	
正和二年 (1313)	二月九日	十六歲	讀『(後)漢書』第八	在輔卿侯讀書、〔脱後敷〕漢書第八
正和二年 (1313)	二月十一日	十六歲	連句	
正和二年 (1313)	二月十二日	十六歲	連句、讀『後漢書』『帝範』	在輔卿侯御讀、後漢書、又讀帝範、俊光卿、在輔卿、俊範朝臣、冬定朝臣、仲定、公時等申義
正和二年 (1313)	二月十三日	十六歲	連句	
正和二年 (1313)	二月十四日	十六歲	連句	
正和二年 (1313)	二月十五日	十六歲	連句、『帝範』談義、文談	帝範談義、俊光卿、在輔卿已下祇候
正和二年 (1313)	三月六日	十六歲	『帝範』「求賢」「審官」談義、連句	終日帝範談義、連句、廿韻 (裏書) 帝範兩篇 求賢・審官
正和二年 (1313)	三月八日	十六歲	續歌	
正和二年 (1313)	三月九日	十六歲	續和歌	
正和二年 (1313)	三月十二日	十六歲	續歌	
正和二年 (1313)	三月十三日	十六歲	連句	
正和二年 (1313)	三月十四日	十六歲	連句	
正和二年 (1313)	三月十七日	十六歲	『帝範』談義、連句	
正和二年 (1313)	三月廿日	十六歲	連句	
正和二年 (1313)	三月廿三日	十六歲	連句	
正和二年 (1313)	三月卅日	十六歲	連句、『帝範』談義、和歌	帝範談義、
正和二年 (1313)	四月十五日	十六歲	歌會	
正和二年 (1313)	四月十七日	十六歲	歌會	
正和二年 (1313)	四月十八日	十六歲	和歌會、詩歌會	
正和二年 (1313)	四月十九日	十六歲	和歌會、詩歌會	
正和二年 (1313)	四月廿日	十六歲	連句	
正和二年 (1313)	四月廿一日	十六歲	詩歌會	
正和二年 (1313)	四月二十二日	十六歲	『帝範』談義、詩歌合會	今日帝範談義也、
正和二年 (1313)	四月廿六日	十六歲	連句、詩歌合會	

正和二年 (1313)	四月廿八日	十六歳	詩會	
正和二年 (1313)	四月廿九日	十六歳	和歌會	
正和二年 (1313)	五月一日	十六歳	和歌會	
正和二年 (1313)	五月二日	十六歳	和歌	
正和二年 (1313)	五月三日	十六歳	連歌	
正和二年 (1313)	五月四日	十六歳	連句	
正和二年 (1313)	五月六日	十六歳	『帝範』談義、 『孝經』談義 (本經及び 『孝經述 義』)、連句、 『後漢書』卷 九讀了	抑此間帝範談義等事、 在兼卿、俊範朝臣等幼 智、又可然之人も不候 シテ、有沙汰事、不可 然之由称之云々、仍申 合仙洞之處、如此沙汰 尤可有之事也、如法 内々、神木事之間不及 難云々、仍今日孝經談 義也、又有連句、談義 人數右衛門督公賢、式 部大輔在輔、光繼、公 時許也、無人無極、公 時述義談之、右衛門督 本經讀之、可讀之人無 之故也、光繼未受説云 云、仍不讀、序許沙汰 也 頭書 今日、在輔卿所授 之後漢書九卷讀了
正和二年 (1313)	五月七日	十六歳	連句、初見『大 鏡』	今日初見大鏡、勾当内 侍所持之本也
正和二年 (1313)	五月八日	十六歳	連句	
正和二年 (1313)	五月九日	十六歳	連句	
正和二年 (1313)	五月十日	十六歳	連句	
正和二年 (1313)	五月十六日	十六歳	和歌會	
正和二年 (1313)	五月十七日	十六歳	連句、和歌	
正和二年 (1313)	五月廿七日	十六歳	連句	
正和二年 (1313)	六月一日	十六歳	短冊詩歌會	
正和二年 (1313)	六月三日	十六歳	作絶句詩、連 句	
正和二年 (1313)	六月六日	十六歳	和歌會	
正和二年 (1313)	六月十三日	十六歳	連句	
正和二年 (1313)	六月廿五日	十六歳	連句	
正和二年 (1313)	七月一日	十六歳	作詩	
正和二年 (1313)	七月二日	十六歳	連句、讀『後 漢書』第十	在輔卿參、後漢書十讀 之
正和二年 (1313)	七月五日	十六歳	和歌會	

正和二年 (1313)	七月廿一日	十六歲	和歌會	
正和二年 (1313)	七月廿三日	十六歲	連句	
正和二年 (1313)	七月廿四日	十六歲	和歌會	
正和二年 (1313)	七月廿六日	十七歲	和歌會	
正和二年 (1313)	七月廿七日	十七歲	和歌會	
正和二年 (1313)	七月廿八日	十七歲	和歌會	
正和二年 (1313)	八月二日	十七歲	和歌會	
正和二年 (1313)	八月三日	十七歲	連句	
正和二年 (1313)	八月五日	十七歲	詩會	
正和二年 (1313)	八月六日	十七歲	連句	
正和二年 (1313)	九月六日	十七歲	詩會、連句、 『玉葉集』入 手	
正和二年 (1313)	九月九日	十七歲	詩會、連句、	
正和二年 (1313)	九月十一日	十七歲	『玉葉集』書 寫了	今日玉葉集書寫了、返 進六條殿
正和二年 (1313)	九月十三日	十七歲	和歌會	
正和二年 (1313)	九月十五日	十七歲	歌合	
正和二年 (1313)	九月十六日	十七歲	和歌會、續歌	
正和二年 (1313)	九月十五日	十七歲	續歌	
正和二年 (1313)	九月廿三日	十七歲	和歌	
正和二年 (1313)	九月廿六日	十七歲	詩歌會	
正和二年 (1313)	九月廿七日	十七歲	和歌會	
正和二年 (1313)	九月廿八日	十七歲	詩歌會	
正和二年 (1313)	九月廿九日	十七歲	歌合	
正和二年 (1313)	九月三十日	十七歲	歌合、詩歌合	
正和二年 (1313)	十月二日	十七歲	『文選』卷十 受說	俊範朝臣授文選第十了
正和二年 (1313)	十月三日	十七歲	和歌會	
正和二年 (1313)	十月四日	十七歲	『寬平御記』 見了	今日寬平御記十卷一見 了、但第二卷欠、菅丞 相等之臣下、多納諫、 每見此御記、只恨當時 無忠臣、不忠不直之臣 滿朝多、朕如此生末代 澆季之時、是不運之至 也、悲哉悲哉、臣下皆 無存忠人、況於大忠哉、 可歎可悲
正和二年 (1313)	十月六日	十七歲	讀書事	自今日每日可讀書一 卷、本所受說書也、是 先年自院有如此仰、然 而無何懈怠尤恐不少

				者、自今日始一卷讀之
正和二年 (1313)	十月十日	十七歳	續歌	
正和二年 (1313)	十月十一日	十七歳	連句	
正和二年 (1313)	十月十六日	十七歳	詩會、連句	
正和二年 (1313)	十月十七日	十七歳	聴講『古今和歌集』序	後爲兼卿讀古今序、是俊成卿自筆本也、所々申義、古今本進置之、後可給云々、朕著直衣受説
正和二年 (1313)	十一月三日	十八歳	讀『後漢書』第十	今日在輔卿参、後漢書第十讀了
正和二年 (1313)	十一月廿八日	十八歳	續歌	
正和二年 (1313)	十二月二日	十八歳	和歌會	
正和二年 (1313)	十二月三日	十八歳	續歌	
正和二年 (1313)	十二月五日	十八歳	續歌	
正和二年 (1313)	十二月六日	十八歳	詩會	
正和三年 (1314)	正月九日	十八歳	和歌會、續歌	
正和三年 (1314)	正月十三日	十八歳	『群書治要』「序」受説	式部大輔菅原朝臣在輔参、授群書治要、序許也、第一依爲周易不讀之、在輔衣冠持笏、朕着直衣、依年始也、今日吉日也、仍朕唯一人聊吐一絶
正和三年 (1314)	正月十五日	十八歳	和歌會	
正和三年 (1314)	正月十六日	十八歳	詩會	
正和三年 (1314)	正月廿七日	十八歳	歌合	
正和三年 (1314)	二月二日	十八歳	和歌、歌合	
正和三年 (1314)	二月六日	十八歳	歌合	
正和三年 (1314)	二月八日	十八歳	續歌	
正和三年 (1314)	二月十日	十八歳	『群書治要』「序」受説	式部大輔菅原朝臣在輔参、授群書治要序、第一周易也、仍不受説、周易者五句已前不讀之間、其説近代絶了云々
正和三年 (1314)	三月三日	十八歳	詩會	
正和三年 (1314)	三月八日	十八歳	續歌會	
正和三年 (1314)	閏三月十六日	十八歳	和歌	
正和三年 (1314)	閏三月十七日	十八歳	和歌	
正和三年 (1314)	四月廿五日	十八歳	連句會	
正和三年 (1314)	四月廿八日	十八歳	和歌	
正和三年 (1314)	四月廿九日	十八歳	和歌	
正和三年 (1314)	四月三十日	十八歳	和歌	
正和三年 (1314)	五月三日	十八歳	和歌	

正和三年 (1314)	五月四日	十八歳	和歌	
正和三年 (1314)	五月六日	十八歳	歌會	
正和三年 (1314)	五月七日	十八歳	和歌	
正和三年 (1314)	五月廿二日	十八歳	和歌	
正和三年 (1314)	五月廿六日	十八歳	和歌	
正和三年 (1314)	六月四日	十八歳	『群書治要』 第二受説	在輔卿参、授群書治要 第二
正和三年 (1314)	六月六日	十八歳	和歌會	
正和三年 (1314)	六月十三日	十八歳	賦詩	
正和三年 (1314)	六月十六日	十八歳	連歌	
正和三年 (1314)	六月十七日	十八歳	和歌	
正和三年 (1314)	六月廿日	十八歳	和歌	
正和三年 (1314)	六月廿一日	十八歳	詩歌會、連歌	
正和三年 (1314)	六月廿二日	十八歳	連歌	
正和三年 (1314)	六月廿三日	十八歳	詩歌會	
正和三年 (1314)	六月廿四日	十八歳	連歌	
正和三年 (1314)	六月廿五日	十八歳	連歌	
正和三年 (1314)	六月廿六日	十八歳	連歌	
正和三年 (1314)	六月廿七日	十八歳	連歌	
正和三年 (1314)	六月廿八日	十八歳	歌	
正和三年 (1314)	六月卅日	十八歳	和歌、『天曆御 記』入手	
正和六年 (1317)	正月廿七日	二十一歳	續歌	
文保元年 (1317)	三月二日	二十一歳	『尚書』「盤 庚」(上中)受 説	宗尚参、受尚書第五二 篇、 盤庚 上中
文保元年 (1317)	三月三日	二十一歳	『貞觀政要』 「序」受説、 詩會	民部卿菅原朝臣授貞觀 政要序
文保元年 (1317)	三月四日	二十一歳	『尚書』「序」 受説	戊剋清原教光始侍讀、 尚書序
文保元年 (1317)	三月廿日	二十一歳	詩會、連句	
文保元年 (1317)	三月廿二日	二十一歳	『史記』「孔子 世家」受説	今日、孔子世家受公時 朝臣了
文保元年 (1317)	三月廿五日	二十一歳	『日本書紀』 入手	今日自新院給日本紀卅 卷、神代卷欠、是朕爲 一見所申也
文保元年 (1317)	三月卅日	二十一歳	續歌	
文保元年 (1317)	四月三日	二十一歳	詩會、連句、 讀『貞觀政要』 第一卷	先是、讀貞觀政要第一 卷了、在兼卿侍讀
文保元年 (1317)	四月九日	二十一歳	詩會、連句	

文保元年 (1317)	四月十七日	二十一歲	詩會、連句	
文保元年 (1317)	五月十四日	二十一歲	連句	
文保元年 (1317)	五月十五日	二十一歲	連句	
文保元年 (1317)	五月十六日	二十一歲	連句	
文保元年 (1317)	五月廿日	二十一歲	連句	
文保元年 (1317)	六月七日	二十一歲	『史記』「外戚世家」・「楚王世家」受説	今日受外戚、楚王世家、公時朝臣侍讀
文保三年 (1319)	正月七日	二十三歲	和歌	
文保三年 (1319)	正月十五日	二十三歲	歌合	
文保三年 (1319)	正月十九日	二十三歲	連句	今日在兼始授書於親王、又家高始奉授千字文也、其後於學問所連句
文保三年 (1319)	正月廿六日	二十三歲	慈嚴僧正持參『悉曇字紀』、歌合	慈嚴僧正持參悉曇字紀、聞可授之由、申之、
文保三年 (1319)	正月廿七日	二十三歲	歌合	
文保三年 (1319)	正月三十日	二十三歲	歌	
文保三年 (1319)	二月一日	二十三歲	詩歌	
文保三年 (1319)	二月二日	二十三歲	詩歌	
文保三年 (1319)	二月廿八日	二十三歲	『悉曇字紀』受説	自今日慈嚴僧正參候、爲悉曇字紀傳受、兼所仰也、梵字事大體申之
文保三年 (1319)	二月廿九日	二十三歲	讀『悉曇字紀』	自今日讀悉曇字紀、今日讀序了
文保三年 (1319)	二月卅日	二十三歲	讀『悉曇字紀』	讀字紀
文保三年 (1319)	三月二日	二十三歲	『悉曇字紀』讀了	字紀讀了、又連韻一帖讀了
文保三年 (1319)	三月二十五日	二十三歲	『貞觀政要』談義	今日談貞觀政要、定資卿以下五六輩候、家高朝臣讀之、表與君道初一段談了、及昏黑退散
文保三年 (1319)	三月二十五日	二十三歲	『貞觀政要』談義	今日談貞觀政要、定資卿以下五六輩候、家高朝臣讀之、表與君道初一段談了、及昏黑退散
文保三年 (1319)	四月八日	二十三歲	談義、連句	今
文保三年 (1319)	四月十五日	二十三歲	『貞觀政要』談義	貞觀政要談義如例、
元應元年 (1319)	五月五日	二十三歲	談義、連句	
元應元年 (1319)	五月廿一日	二十三歲	連句、作詩	
元應元年 (1319)	五月廿三日	二十三歲	賦詩	

元應元年(1319)	五月廿五日	二十三歲	連句	
元應元年(1319)	五月廿六日	二十三歲	歌合	
元應元年(1319)	五月廿七日	二十三歲	續歌、連句	
元應元年(1319)	六月二日	二十三歲	歌合	
元應元年(1319)	六月十日－十六日	二十三歲	作詩	
元應元年(1319)	七月四日	二十三歲	詩	
元應元年(1319)	閏七月四日	二十四歲	談道	入夜資朝參、召前談道、頗可謂得道之大體者也、好學已七八年、兩三年之間頗得道之大意、而與諸人談未稱旨、今始逢知意、終夜談之、至曉鐘不怠倦
元應元年(1319)	閏七月廿二日	二十四歲	『令』第一卷受說	今日召修理權大夫中原章任、受令說、資朝朝臣候前、令第一卷讀了退出、資朝公時等、於御堂殿上局談論語、僧等濟々交之、朕竊立聞之、玄惠僧都義誠達道歟、自余又皆談義勢悉叶理致
元應元年(1319)	九月十八日	二十四歲	文談	今夜召資朝、公時朝臣、文談雜談及半更、事及法行文談、只養精神也、更非懸思於政道、所期脩一身也
元應元年(1319)	九月廿八日	二十四歲	『令』第二卷受說	今日修理權大夫中原章任參、受令第二卷、及昏黑至半止
元應元年(1319)	九月廿九日	二十四歲	續歌	
元應元年(1319)	十月二日	二十四歲	『令』第二卷受說	章任參、受令第二卷、文義等少々申之、
元應元年(1319)	十月廿三日	二十四歲	『令』第八卷受說	章任參讀令八卷、依風氣不外出、於簾外令讀之、公時祇候、讀合如先々
元應元年(1319)	十月廿五日	二十四歲	『令』第九卷受說	章任參讀令第九卷、先參院御讀之間、短日已及黃昏未終一卷、假喪等令不可讀合之間、即讀畢
元應元年(1319)	十月廿七日	二十四歲	『令』受說	章任參、及晚之間、八

				卷奥未讀了
元應二年(1320)	二月十二日	二十四歳	歌合	
元應二年(1320)	二月十三日	二十四歳	歌合	
元應二年(1320)	四月二十八日	二十四歳	文談	入夜資朝參、相具禪僧一人參、隱遁之者也、而有得法之聞、仍召之、相談終夜及天明、其宗之爲躰、誠思量之所及、可謂猶龍者歟、可仰可信也
元應二年(1320)	五月四日	二十四歳	連歌	
元應二年(1320)	五月五日	二十四歳	連歌	
元應二年(1320)	五月六日	二十四歳	連歌	
元應二年(1320)	五月九日	二十四歳	歌合	
元應二年(1320)	五月十一日	二十四歳	連句	
元應二年(1320)	六月二日	二十四歳	詩歌合	
元應二年(1320)	六月十一日	二十四歳	連句、詩歌合	
元應二年(1320)	六月十二日	二十四歳	隱題歌	
元應二年(1320)	六月十四日	二十四歳	詩歌合	
元應二年(1320)	七月五日	二十四歳	續詩歌	
元應二年(1320)	七月廿六日	二十五歳	連句	
元應二年(1320)	八月四日	二十五歳	『續千載和歌集』に対する批判	傳聞、新勅撰號續千載集云々、已披露、但猶不遍、暫可被秘之由申仙洞云々、去年一卷許中書奏覽、今年功終披露歟、未聞先例、如何
元應二年(1320)	八月十二日	二十五歳	『續千載和歌集』に対する批判	還御後今度勅撰號續千載集、自北山進之、自第一至第六卷先進之、次第可取替進云々、哥躰甚非珍重自元推量不違者也不審事等又濟々有之
元應二年(1320)	八月十三日	二十五歳	連句、作詩	
元應二年(1320)	八月十五日	二十五歳	續歌	
元應二年(1320)	八月廿三日	二十五歳	連歌	
元應二年(1320)	九月九日	二十五歳	續歌	
元應二年(1320)	九月十日	二十五歳	百日詩	
元應二年(1320)	九月十一日	二十五歳	作詩	
元應二年(1320)	九月十二日	二十五歳	短冊詩歌	
元應二年(1320)	九月十四日	二十五歳	詩歌	
元應二年(1320)	九月十五日	二十五歳	作詩	

元應二年(1320)	九月十六日	二十五歳	作絶句	
元應二年(1320)	九月十八日	二十五歳	作四韻詩	
元應二年(1320)	九月廿一日	二十五歳	作詩	
元應二年(1320)	九月廿七日	二十五歳	親王連句	
元應二年(1320)	九月廿八日	二十五歳	書和歌序	今日朕書和歌序、是依仰也
元應二年(1320)	九月廿九日	二十五歳	文談	資朝卿等文談如例
元應二年(1320)	十月七日	二十五歳	親王連句	親王連句、隆有卿以下兩三輩祇候
元應二年(1320)	十月十日	二十五歳	『律』第五卷受説、續歌	章任參、讀律令第五卷了、及晚續哥世首、
元應二年(1320)	十月十二日	二十五歳		今日資朝朝臣具妙曉上人參、如先々法談及比明
元應二年(1320)	十月十四日	二十五歳	續詩歌	
元應二年(1320)	十月十七日	二十五歳	『律』第六卷受説	章任參、讀律第六卷了、
元應二年(1320)	十月廿日	二十五歳	『律』第七卷受説	章任參、律第七卷讀、半卷餘讀合之間、被召女院御方、仍後日可讀合之由仰之
元應二年(1320)	十月廿二日	二十五歳	『律』第七卷受説	章任參、讀律第七卷訖、院御方有御讀合
元應二年(1320)	十月廿五日	二十五歳	歌合	
元應二年(1320)	十月廿八日	二十五歳	續歌	
元應二年(1320)	十月廿九日	二十五歳	『律』第八卷受説	章任參、讀律第八卷訖
元應二年(1320)	十一月二日	二十五歳	歌合	
元應二年(1320)	十一月四日	二十五歳	『律』第九卷受説、文談	章任參、律第九卷讀合訖、資朝終夜文談
元應二年(1320)	十一月十日	二十五歳	『律』第十卷受説	章任參、讀律第十卷、今日律一部讀合已訖、自去年連々讀合、律令廿卷受説了、依此事上北面所聽之也
元應二年(1320)	十一月十一日	二十五歳	連歌	
元應二年(1320)	十一月十五日	二十五歳	歌合	
元應二年(1320)	十一月十七日	二十五歳	歌合	
元應二年(1320)	十一月廿五日	二十五歳	歌合	
元應二年(1320)	十一月廿七日	二十五歳	歌合	
元應二年(1320)	十一月廿八日	二十五歳	作詩	
元應二年(1320)	十二月五日	二十五歳	歌合	
元應二年(1320)	十二月七日	二十五歳	歌合	

元應二年(1320)	十二月九日	二十五歲	歌合	
元應二年(1320)	十二月十一日	二十五歲	作詩、連句	
元應二年(1320)	十二月廿九日	二十五歲		等閑記付一年事、身後雖留欲誰看、無子無孫無益記、須斯向後可拋翰 等閑記一年事記了
元應三年(1321)	正月十三日	二十五歲	詩、連句	
元應三年(1321)	正月廿日	二十五歲	和歌會	
元應三年(1321)	正月廿一日	二十五歲	續歌	
元應三年(1321)	二月五日	二十五歲	見『古事記』 『古語拾遺』 等	今日見古事記、古語拾遺等
元應三年(1321)	二月八日	二十五歲	見『古事記』 等	古事記等見了、返上院御方
元應三年(1321)	二月十七日	二十五歲	詩	
元應三年(1321)	二月十八日	二十五歲	詩歌	
元應三年(1321)	二月廿七日	二十五歲	歌合	
元應三年(1321)	二月廿八日	二十五歲	歌合	
元亨元年(1321)	三月一日	二十五歲	親王連句	今日親王方文学番始之、今日連句卅韻
元亨元年(1321)	三月二日	二十五歲	歌合	
元亨元年(1321)	三月七日	二十五歲	歌合	
元亨元年(1321)	三月十七日	二十五歲	讀『荀子』	此間見荀子、此書無說、不及傳受、此書又足聲理、而猶嫌子思孟軻、尤遺恨也
元亨元年(1321)	三月二十四日	二十五歲	讀『孟子』	此間見孟子、此書指無說歟、仍不及傳受、只所見也、其旨誠美、仲尼之道委見于此書歟、盡人之心性、明道之精微、不可如此書、可畏後生必可翫此文者歟
元亨元年(1321)	三月廿九日	二十五歲	詩歌密宴	
元亨元年(1321)	四月一日	二十五歲	歌合	
元亨元年(1321)	四月廿日	二十五歲	讀『孟子』	晴、今日讀孟子、至經德不回、非以干祿、情感之至不可說盡、是吾志也、愚意苟叶聖言、豈不悅乎
元亨元年(1321)	四月廿五日	二十五歲	和歌	
元亨元年(1321)	五月五日	二十五歲	續歌、連句、 讀『孟子』第	續哥三首、今日依無人無披露、連句卅韻、入

			一、二	夜又連句三十韻、有心無心也、公時進孟子第一第二、此間讀孟子、依所尋也
元亨元年 (1321)		二十五歲	連句	
元亨元年 (1321)	五月十八日	二十五歲	讀『資治通鑑』	今日資治通鑑見了、自去々年見之、去年中絶不見、今年又見之、此書歷代治亂與君臣善惡大概無遺、尤樞要之書也
元亨元年 (1321)	五月廿七日	二十五歲	賦詩、連句	
元亨元年 (1321)	六月一日	二十五歲	歌合	
元亨元年 (1321)	六月五日	二十五歲	連句	
元亨元年 (1321)	六月六日	二十五歲	連句	
元亨元年 (1321)	七月廿五日	二十六歲	讀『法言』	此間徒然、仍幼年曆記等取整之、或清書之、又見楊子法言、此書又甚足觀歟
元亨元年 (1321)	八月十五日	二十六歲	詩會、連句	
元亨元年 (1321)	八月廿二日	二十六歲	親王百日連句が始まる	
元亨元年 (1321)	八月廿三日	二十六歲	親王連句	
元亨元年 (1321)	八月廿六日	二十六歲	親王連句	
元亨元年 (1321)	八月廿七日	二十六歲	親王連句	
元亨元年 (1321)	八月廿八日	二十六歲	親王連句	
元亨元年 (1321)	九月一日	二十六歲	親王連句	
元亨元年 (1321)	九月十二日	二十六歲	詩合	
元亨元年 (1321)	九月十三日	二十六歲	詠歌	
元亨元年 (1321)	十月廿八日	二十六歲	詩會	
元亨元年 (1321)	十二月十一日	二十六歲	讀『碧巖錄』第一	妙曉上人參、法談、讀碧巖錄第一
元亨元年 (1321)	十二月廿六日	二十六歲	浴殿	
元亨元年 (1321)	十二月廿七日	二十六歲	浴殿	今日浴殿儀如一昨日、(裏書)公時第一日、讀御注孝經、家倫第二日、讀五帝本紀、師右第三日、讀毛詩、禮記中庸朝詩夕禮
元亨二年 (1322)	正月廿二日	二十六歲	講詩、連句	

元亨二年(1322)	正月廿九日	二十六歲	親王連句	爲勸親王幼学、連句二十韻、小生各相伴可令讀書之由仰之、近日面々素飡〔 〕殊可相勵之由仰含之、少年者等結番、又不可限長幼、可相伴之由沙汰也、
元亨二年(1322)	二月一日	二十六歲	親王連句讀書	
元亨二年(1322)	二月十三日	二十六歲	賦詩、親王連句	
元亨二年(1322)	二月十四日	二十六歲	連句	
元亨二年(1322)	二月十五日	二十六歲	親王連句	
元亨二年(1322)	二月十六日	二十六歲	親王連句	
元亨二年(1322)	二月十七日	二十六歲	詩會	
元亨二年(1322)	二月十八日	二十六歲	文談など	資朝朝臣參、文談法話及深更、當時政道叶正理之由語之
元亨二年(1322)	二月十九日	二十六歲	文筆事問答	召公時、文筆事問答之
元亨二年(1322)	二月廿日	二十六歲	親王連句	
元亨二年(1322)	二月廿一日	二十六歲	詩會、連句	
元亨二年(1322)	二月二十三日	二十六歲	『尚書』談義	此日召公時經顯等朝臣、師夏、聊談尚書、經顯讀之、公時談正義、雖無人、如法内々義也、且爲勸學於人也、仍自今日始之、次第五經可談之由所思也、近代儒風大廢、近日中興、然而未及廣、或有異議、爲解人之過殊所談也、於身者強無益者歟
元亨二年(1322)	二月廿七日	二十六歲	談義	今日内々談義、左兵衛督資朝朝臣、公時、家高等朝臣、師高等祇候、公時讀書、資朝朝臣委細申義、終頭國房卿參之間召之、以俗難申義、雖不足言、世俗之常難也、仍聊記于裏、爲末生辨之耳、
元亨二年(1322)	二月二十九日	二十六歲	『尚書』「堯典」談義	今日尚書談義如例、國房、具良、公時、家高、師夏等候、堯典一篇讀了

元亨二年(1322)	二月卅日	二十六歲	親王連句	
元亨二年(1322)	三月二日	二十六歲	『尚書』談義	此日談尚書、國房、公躬等卿、公時朝臣、師夏候之
元亨二年(1322)	三月五日	二十六歲	『尚書』談義	入夜談尚書、資朝朝臣、公時朝臣、師夏等祇候、無別義、及半更分散
元亨二年(1322)	三月八日	二十六歲	連句	
元亨二年(1322)	三月九日	二十六歲	『尚書』談義	今日談尚書、如前々
元亨二年(1322)	三月十日	二十六歲	親王連句	
元亨二年(1322)	三月十二日	二十六歲	『尚書』談義	今日講書如例、前大納言藤原朝臣、俊光、從三位藤原朝臣、具良、公時朝臣、師夏等候前、參議藤原朝臣隆有、追參加、公時讀書并正義、及暗事了
元亨二年(1322)	三月十四日	二十六歲	續歌	
元亨二年(1322)	三月十七日	二十六歲	『尚書』談義	今日談尚書如先々、隆有、具良等卿、公時朝臣、師夏祇候
元亨二年(1322)	三月二十四日	二十六歲	『尚書』談義	今日談尚書如先々、從三位藤原朝臣、參議資朝朝臣、公時朝臣、家高、資明等朝臣、師夏、行親等祇候
元亨二年(1322)	三月廿七日	二十六歲	『尚書』談義	今日談尚書如例
元亨二年(1322)	三月廿九日	二十六歲	詩會	
元亨二年(1322)	四月一日	二十六歲	連句	
元亨二年(1322)	四月四日	二十六歲	親王連句、 『尚書』談義、 讀「咎繇謨」	親王連句廿韻、談尚書如例、資朝朝臣、公時朝臣、家高朝臣、行親等候之、公時讀本書、行親談正義、院御方有出御、今日始讀咎繇謨也、二章談了
元亨二年(1322)	四月八日	二十六歲	連句	
元亨二年(1322)	四月十五日	二十六歲	賦詩、連歌	
元亨二年(1322)	四月二十一日	二十六歲	『尚書』「皋陶謨」談義	今日談尚書、如先々、具良卿、公時朝臣、行親許也、雖無人、行親讀本書、公時讀正義、終頭資朝朝臣參、今日皋陶謨半許談之、及子

				剋分散
元亨二年(1322)	四月廿三日	二十六歲	親王連句	
元亨二年(1322)	五月十三日	二十六歲	『尚書』談義	今日談尚書、公時家高等朝臣、行親祇候
元亨二年(1322)	五月十四日	二十六歲	連句	
元亨二年(1322)	五月十九日	二十六歲	『尚書』談義	談尚書如例、具良、公躬等卿、家高、惟衡等朝臣、行親祇候
元亨二年(1322)	五月廿四日	二十六歲	詩會、連句	
元亨二年(1322)	閏五月五日	二十六歲	親王連句	
元亨二年(1322)	閏五月七日	二十六歲	『尚書』談義	今日談尚書、第二卷訖、俊光卿以下三四輩候
元亨二年(1322)	閏五月九日	二十六歲	連句	
元亨二年(1322)	閏五月十二日	二十六歲	『尚書』「禹貢」談義	談尚書禹貢篇、俊光卿已下候
元亨二年(1322)	閏五月十二日	二十六歲	親王連句	
元亨二年(1322)	閏五月十七日	二十六歲	『尚書』談義	今日談尚書、具親卿已下殿上人三四輩、五子之歌談了
元亨二年(1322)	閏五月十八日	二十六歲	講詩	
元亨二年(1322)	閏五月廿日	二十六歲	親王連句	
元亨二年(1322)	閏五月廿二日	二十六歲	『尚書』談義	
元亨二年(1322)	閏五月廿三日	二十六歲	連句	
元亨二年(1322)	閏五月廿七日	二十六歲	『尚書』「湯誓」談義、續歌	談尚書、國房卿以下六七輩、今日第四始也、湯誓、又先之有續哥
元亨二年(1322)	閏五月廿八日	二十六歲	續歌	
元亨二年(1322)	六月一日	二十六歲	親王連句	
元亨二年(1322)	六月二日	二十六歲	親王連句、見『資治通鑑』「唐紀」	今日親王連句廿韻、此間見資治通鑑唐紀、太宗之德誠有足歎、末代之英主唯在此帝歟
元亨二年(1322)	六月四日	二十六歲	親王連句	
元亨二年(1322)	六月五日	二十六歲	見『寬平御記』、『尚書』「軍令」談義	頃日見寬平御記、聖明之遺訓足爲鑒誠、而猶權在臣下、雖聖聰不得抑之、是昭宣公行伊霍之事、廢陽成院立光孝天皇、大功已立、執權年久、何況賢臣也、而猶權盛不依人主、有足歎息事、雖聖人不抑之、

				是立光孝之功大故也、唐宣宗明主也、而依宦官得立、閉目聽於宦官、是其比也、惜哉々々、昭宣公賢佐也、兼立大功、寬平默從之、誠有謂哉、談尚書、軍令
元亨二年(1322)	六月十二日	二十六歲	『尚書』談義	此日談尚書如何
元亨二年(1322)	六月十七日	二十六歲	連句	
元亨二年(1322)	六月十九日	二十六歲	『尚書』談義	談尚書、俊光、具親等卿以下候
元亨二年(1322)	七月二日	二十六歲	『尚書』談義	談尚書如例日、公時行親外無人、然而爲不罷定日尚談之、雖有人數、此兩人外、強又無申義者、仍如此
元亨二年(1322)	七月七日	二十六歲	講詩	
元亨二年(1322)	七月八日	二十六歲	『尚書』談義	今日談尚書、雖無人爲不罷日也
元亨二年(1322)	七月十二日	二十六歲	連句	
元亨二年(1322)	七月廿一日	二十六歲	『尚書』「太甲上」談義、親王連句	談尚書、具良卿、公時家高等朝臣、行親候之、大甲上也、思庸二字終日談之、奧義猶未盡、尤遺恨、
元亨二年(1322)	七月廿四日	二十六歲	賦詩、連句	
元亨二年(1322)	七月廿五日	二十七歲	親王連句	
元亨二年(1322)	七月廿七日	二十七歲	『尚書』談義	談尚書、人數同先先、其義等不能具記、行親義、其意涉佛教、其詞似禪家、近日禁裏之風也、即是宋朝之義也、或有不可取事、於大躰非無其謂者也、凡近代儒風衰微、但以文華風月爲先、不知其實、文之弊以質可救之、然者近日禁裏有次義歟、尤可然事也、但涉佛教、猶不可然乎
元亨二年(1322)	八月十五日	二十七歲	賦詩	
元亨二年(1322)	八月十六日	二十七歲	連句	

元亨二年(1322)	八月廿二日	二十七歲	親王連句	
元亨二年(1322)	八月廿四日	二十七歲		讀經讀書如例、是每日式也、仍不能記、凡每日朝夕膳、朝不食魚味、讀經了食魚、其後和漢書籍見之、近年以來恆式也、予幼年不好學、十四五以來隨分稽古、雖競寸陰、天性稟愚拙不能成立、而頃年以來、漸覺道之本、未達大道、尤爲恨、然而內外典籍隨分思道義、近代人好學皆先文後質、可悲事也、內典又以如此、更不知佛本懷、悲哉々々、思之勞心、爭令中興哉、晝夜勞襟、只在此事
元亨二年(1322)	八月廿五日	二十七歲	親王連句	
元亨二年(1322)	八月廿六日	二十七歲	『續日本紀』見了、欲見『日本後紀』	先日所給續日本紀四十卷、見了返進院御方、申日本後紀、欲見之也
元亨二年(1322)	九月六日	二十七歲	親王連句、見『日本後紀』	此間見日本後紀、先代政道尤可率由者歟、凡內外和漢書反覆讀之、必知其義、於義雖無疑、及再三乃至數回、必有道義之染心、不知手舞足蹈之心自然而來者也、讀書人必以此心可稽古也、一兩反讀誦或不留心者、更無稽古之益者也
元亨二年(1322)	九月七日	二十七歲	『尚書』「咸有一德」談義	談尚書、具良卿、公時、家高、國高等朝臣、師夏侯、師夏談本書、公時讀正義、咸有一德篇談了、此間久不談、自然依差合也、咸有一德、誠以肝要篇歟、論語一以貫之、是同義歟、若有一德者何物不攝之乎、乃至法花所謂、了此一事實、餘二則非真、

				亦何謂外物乎、讀書思義誠足忘肉味乎
元亨二年(1322)	九月十日	二十七歲	『尚書』「盤庚」談義	今日談尚書、第五盤庚上初一兩章也、盤庚遷都之事、正義曰、耿地俗上下奢侈、居處壯麗也、仍遷都云々、如正義者、依地似立德、而上所好下必從之、豈在土地乎、驕儉在人主之化耳、而般庚何必遷都乎、面々有議、是盤庚之德不及大德之間、如此歟云々、而本書下章、已耿地卑濕之由載之、然者有何不審乎、而正義遷都之由緒、只載奢侈之一事、故有不審、若是正義之所遺漏歟、及西剋分散
元亨二年(1322)	九月廿七日	二十七歲	親王連句	
元亨二年(1322)	九月廿九日	二十七歲	親王連句	
元亨二年(1322)	十月九日	二十七歲	『日本後紀』見了	此日日本後紀見了返進院御方、自去月雖見之、短日無何易暮、四十卷一見太遲、是勤學之疎也、可悲可悲々々
元亨二年(1322)	十月十四日	二十七歲	見『毛詩』	此兩三日見毛詩
元亨二年(1322)	十月十六日	二十七歲	親王連句	
元亨二年(1322)	十一月十日	二十七歲	『續日本後紀』見了	今日續日本後紀見了
元亨二年(1322)	十一月十七日	二十七歲	『尚書』「盤庚上」談義	此日談尚書、盤庚上也
元亨二年(1322)	十一月十九日	二十七歲	親王連句	
元亨二年(1322)	十一月廿一日	二十七歲	連句	
元亨二年(1322)	十一月廿二日	二十七歲	『尚書』談義	談尚書
元亨二年(1322)	十一月廿三日	二十七歲	連句	
元亨二年(1322)	十一月二十六日	二十七歲	『尚書』「盤庚下」談義	談尚書盤庚下、以一命民、爲道之一者、愚民豈知之乎、皆曰非道之一、々歸上也、予問云、湯去精歸於天如何、存時有湯、無湯之時強謂歸天也、論其實者、天

				外何有湯乎、全是一也、豈謂歸乎此、可然歟、
元亨二年(1322)	十一月二十八日	二十七歲	『尚書』「說命上」談義	談尚書說命上、木從繩則正、后從諫則聖、難云、從諫後定謂聖乎、依一切從諫不可謂聖也、予云、是聖故從諫也、是文可得心也、一篇了
元亨二年(1322)	十二月七日	二十七歲	『尚書』談義	談尚書如先々
元亨二年(1322)	十二月十二日	二十七歲	『尚書』談義	此日談尚書、公時行親二人也
元亨二年(1322)	十二月十八日	二十七歲	『尚書』談義	此日談尚書如例
元亨二年(1322)	十二月廿一日	二十七歲	連句	
元亨二年(1322)	十二月廿二日	二十七歲	『尚書』談義	今日談尚書、公時、師夏只二人也
元亨二年(1322)	十二月廿三日	二十七歲	『尚書』談義	此日談尚書、第六卷了、具良卿、公時朝臣、師夏等祇候、前大納言俊光卿參、申師夏侍讀所望事、可申合院御方之由仰之
元亨二年(1322)	十二月廿四日	二十七歲	明經道侍讀事	俊光曰、師夏侍讀事申入之處、所申非無謂、何事有哉者、可仰之由仰合了、明經道侍讀、凡希有事也、然而近代爲流例、中家雖少例、師右已爲例而已、不可有子細乎、
元亨三年(1323)	三月一日	二十七歲	連句	
元亨三年(1323)	三月三日	二十七歲	連句	
元亨三年(1323)	三月四日	二十七歲	連句	
元亨三年(1323)	三月七日	二十七歲	詩會、連句	
元亨三年(1323)	三月十七日	二十七歲	詩會	
元亨三年(1323)	三月廿七日	二十七歲	詩會	
元亨三年(1323)	三月廿九日	二十七歲	連句	
元亨三年(1323)	三月晦日	二十七歲	詩勒	
元亨三年(1323)	四月一日	二十七歲	連句	
元亨三年(1323)	四月三日	二十七歲	詩會	
元亨三年(1323)	四月十二日	二十七歲	連句	
元亨三年(1323)	四月十三日	二十七歲	連句	
元亨三年(1323)	五月六日	二十七歲	百日連句、講詩	

元亨三年 (1323)	五月七日	二十七歲	歌	
元亨三年 (1323)	五月十一日	二十七歲	連句	
元亨三年 (1323)	五月廿二日	二十七歲	續歌	
元亨三年 (1323)	五月二十三日	二十七歲	『禮記』「月令」受說、親王連句	讀禮記月令、師夏侍讀、
元亨三年 (1323)	六月九日	二十七歲	詩會	
元亨三年 (1323)	六月十七日	二十七歲	王者學之躰之事	智不過人者、爭知人之善惡、爲君必不可無智、非唯究九流百家、能知道義、以是爲知也、寬平遺誠云、天子入雜文不可消日云々、是王者學之躰也、先知道之大躰、其後可學諸子百家雜筆風月之道也、若不見書者爭知道、至三史五經必先可學也、近代之風以博聞爲先、未知儒教之大躰可慙々々、
元亨三年 (1323)	六月廿日	二十七歲	中殿作文	
元亨三年 (1323)	六月廿六日	二十七歲	和歌	
元亨三年 (1323)	七月七日	二十七歲	詩會、連句	
元亨三年 (1323)	七月十一日	二十七歲	講『尚書』「梓材」	今日講尺尚書第七梓材一篇了
元亨三年 (1323)	七月廿六日	二十八歲	詩會	
元亨三年 (1323)	七月廿七日	二十八歲	『尚書』「洛誥」談義	談尚書洛誥初二枚、甚以無人、公時以下兩三人耳
	七月廿八日	二十八歲	連句	
元亨三年 (1323)	八月二日	二十八歲	『尚書』談義	談尚書如先々
元亨三年 (1323)	八月七日	二十八歲	『尚書』談義	談義如例、具親卿中間參、即退出
	八月八日	二十八歲	親王連句	
	八月十日	二十八歲	連句、詩會	
元亨三年 (1323)	八月十二日	二十八歲	『尚書』談義	談義如例
	八月十四日	二十八歲	連句	
	八月十六日	二十八歲	歌合	
元亨三年 (1323)	八月十七日	二十八歲	『尚書』談義	談義如例
	八月十八日	二十八歲	連句	
元亨三年 (1323)	八月二十三日	二十八歲	尚書	(先之) 談義如例
	八月廿四日	二十八歲	連句、詩合	
	八月廿五日	二十八歲	作詩	

	八月廿六日	二十八歲	講詩、連句	
元亨三年 (1323)	八月二十七日	二十八歲	尚書	談義如例
	九月十一日	二十八歲	歌合	
	九月十二日	二十八歲	歌合	
	十月十一日	二十八歲	『三代實錄』見畢	今日三代實錄見畢、返進院御方、又申本朝世紀一合給之、
元亨三年 (1323)	十月十九日	二十八歲	『禮記』「禮運」受說	讀禮記第七、禮運、師夏侍讀
元亨三年 (1323)	十月廿日	二十八歲	『禮記』受說	禮記受說訖
元亨三年 (1323)	十一月七日	二十八歲	『尚書』「多方」談義	談尚書第十、多方篇、隆有卿已下三四輩
元亨三年 (1323)	十一月十二日	二十八歲	『禮記』「郊特牲」受說	此日師夏參、讀禮記郊特牲一篇了
元亨三年 (1323)	十一月十九日	二十八歲	『禮記』第八卷受說	讀禮記第八卷了、師夏侍讀
元亨三年 (1323)	十一月廿三日	二十八歲	『禮記』「玉藻」受說	讀禮記玉藻、師夏侍讀
元亨三年 (1323)	十一月廿八日	二十八歲	講詩、連句	
元亨三年 (1323)	十二月十五日	二十八歲	『禮記』「大傳」「少儀」受說	讀禮記、大傳 少儀兩篇訖、師夏侍讀
元亨三年 (1323)	十二月十八日	二十八歲	親王連句	
元亨三年 (1323)	十二月廿二日	二十八歲	親王連句	
元亨三年 (1323)	十二月廿五日	二十八歲	『尚書』「立政」談義	談尚書立政篇、終一篇、指無義勢、公時、家高等朝臣、師夏、行親、公時談之
元亨三年 (1323)	十二月廿六日	二十八歲	『禮記』第十一卷受說	讀禮記第十一卷了
元亨三年 (1323)	十二月廿九日	二十八歲	見『文選』・『宇治左府記等』	此間見文選與宇治左府記、夜々見和漢書、或到曉鐘、昼間一時許見內典書、是每日恒例事也、此間讀大日經合義尺也
元亨四年 (1324)	正月三日	二十八歲	見『文選』・『宇治左府記等』	
元亨四年 (1324)	正月四日	二十八歲	讀『文選』	終日無事、讀注文選一卷餘
元亨四年 (1324)	正月五日	二十八歲	讀『文選』	讀注文選之次、首付、見王命論文云、高祖之興有五、一曰堯苗裔、

				二曰體貌多奇異、三曰神武有徵應、四曰寬明而仁恕、五曰知人善任使、此五德初二有疑、仍書此文、并注愚意於一紙、欲令見知音、而當時誰人知之乎、博學者多以不通義理、所謂誦文暗義者也、談理者又不篤學、仍不知古事多矣、共不足談而已、嗚呼悲夫無人矣、余雖淺識寡聞、竊思義理、日月已久、亦雖淺才粗見經史、仍依此疑作一論而已
元亨四年 (1324)	正月六日	二十八歲	見『文選』	今日見文選
元亨四年 (1324)	正月廿二日	二十八歲	『尚書』「周官」談義	談尚書周官篇
元亨四年 (1324)	二月九日	二十八歲	『尚書』「君陳」「康王之誥」談義	談尚書君陳康王之誥、顧命依忌諱不談之
元亨四年 (1324)	二月十二日	二十八歲	『尚書』「畢命」「君牙」談義	談尚書畢命君牙兩篇訖
元亨四年 (1324)	二月十七日	二十八歲	『尚書』「冏命」「呂刑」談義	談尚書冏命呂刑了
元亨四年 (1324)	二月二十二日	二十八歲	『尚書』「文侯之命」「費誓」談義	談尚書文侯之命費誓、秦誓篇爲竟宴遺之、竟宴之賦詩、其人數今日定之、可然篇等簡賦之
元亨四年 (1324)	二月二十六日	二十八歲	『周禮注疏』入手	今日周禮注疏不慮入手、自愛自愛
元亨四年 (1324)	三月八日	二十八歲	『尚書』「秦誓」談義竟宴	今日尚書談義竟宴也、春宮大夫以下十餘輩、公時朝臣講釋之、秦誓一篇也、談義了披講詩、資明爲序者、御製并予詩以下、皆分一篇各賦四韻、此內或有不參之輩、可獻詩之由別仰之、爲足數也、但五十八篇之內、忌諱之篇、又其

				<p>義不廣不足言詩之篇等、少少除之、在成爲講師、春宮大夫讀帥、前藤中納言、公時、家高等朝臣爲講頌、近進披講了分散、即御幸六條殿、明日可始後白川院御八講之故也、今日維繼卿遲參之間、更以一義問之、樂善人其躰如何、行親同題也、所答尤可然、但事及晚景、御幸忿忿、不及委細、凡此篇無指義、仍不記之、凡自去去年夏、始講此書、雖無人、每月六ヶ度、大略不闕談之、今日無爲事了、尤所喜也、凡六經皆可談之由、心中發願也、每一經竟宴可賦詩之由、又心中所企也</p>
元亨四年 (1324)	三月廿五日	二十八歲	『禮記』受說	今日讀禮記、師夏侍讀
元亨四年 (1324)	三月廿七日	二十八歲	『論語』談義 (「序」并「學而」篇四十五章)	今日始講論語、師夏爲講師、隆有卿已下六七輩、序并學而篇四十五章談之、委細不能記之
元亨四年 (1324)	三月廿八日	二十八歲	抄『論語』	此間抄論語末書皇侃疏已下數部類聚之、之外無他、爲談義也、書本經、其下注各義也
元亨四年 (1324)	三月廿九日	二十八歲	『禮記』第十五卷受說	師夏談禮記、第十五卷已受說了
元亨四年 (1324)	四月二日	二十八歲	『論語』談義	論語談義、光繼、公時、家高、只三人也、公時講尺之、雖無人爲不闕式日也、每句有甚深重重之義、明珠蘊含六合之譬誠哉、只恨、末代學者知其一、不辨妙理涉萬端而已、余聊示學而一文之淺略之義、諸人初開悟、此爲聖人之言、仍每章有無邊之深

				義、淺見者淺得之、深見者亦深識義理、不得體道孰盡其義理乎
元亨四年 (1324)	四月七日	二十八歲	抄『論語』、見『鬼谷子』・『南史節要』	此間論語抄出之外無他、今日、第一學而爲政兩篇終功了、疏正義并近代學者注等部類、并他書又抄入之、仍不可有盡期、然而先以疏正義集注等抄出之也 今日鬼谷子三卷見了、南史節要見了、是七八日許所見也、閑讀鬼谷子、粗知義理、淺智不足測、而抑揚之間頗涉於縱橫、其意豈止於茲乎、而秦儀受業、纔知其一、以是遊說於諸侯、不能成霸王之業、宜哉、子貢爲孔門之高弟、遊說於吳越、未超縱橫之術、況鬼谷之不逮仲尼、秦儀之不比子貢、能至於道乎、後世學此書者、可不慎而已、縱橫之說出自此書、故號此書爲縱橫鬼谷子、爲說非縱橫之術、後學可能思也
元亨四年 (1324)	四月十二日	二十八歲	『論語』談義、讀『文中子』・『宋齋丘化書』	談論語、雖無人不闕式日也、今日學而一篇終功、寂閑之間只事稽古、閑見文中子、尤有味、寔非諸子之比歟、而於諸子、荀楊又可宗敬歟、有宋齊丘化書、先日於信西遺書中得之、其辭約而義尤深、足珍敬者也
元亨四年 (1324)	四月十八日	二十八歲	見『史通』	賀茂祭如例、兩日見物、貴賤舉首趣之、余獨閑寂、憑書案見古書 史通二帙廿卷、自昨日至今日夜分粗見了、至第十七疑古篇、多不知

				<p>聖人新、付異說疑聖作、愚之甚不可言、廢書而歎息、此以下不足觀、仍於疑古篇等不見、所引見了、評古今之史官、責非直筆欲省煩文、此類數事誠足觀、疑舜放堯湯誣桀等數事、何不知聖之遠乎、是博聞通識有餘、通聖極道不足故也、恃己才智、好出古賢之非、至出史漢之謬者有可采者、至疑仲尼之聖作者不亦甚乎、此書足迷後生、難傳來葉、其所以不達聖人之心、錄一紙欲遺此乎來者、非是判古人、爲恐迷後生也、以魏晉之偽詐、推虞夏之聖賢、暗惑之甚不可亦言、不敢望孔門之義、只慣亂世之俗、學雖涉敗家、無益于知道、後世君子以是可爲鑒誠、嗟乎悲夫、是以記一端於別紙</p>
元亨四年 (1324)	四月廿二日	二十八歲	『論語』「爲政」談義	談論語爲政篇過半
元亨四年 (1324)	四月廿六日	二十八歲	『論語』「爲政」談義	談爲政篇訖、賦詩、題云、山中夏景清、探韻也
元亨四年 (1324)	十一月二日	二十八歲	『禮記』第十六受說	讀禮記第十六師夏侍讀
元亨四年 (1324)	十二月十一日	二十八歲	禮記受說訖	今日禮記一部、受師夏說了、自去年春連連讀合、今日一部廿卷忌諱卷等除之、受說訖
正中元年 (1324)	十二月十三日	二十八歲	『毛詩』第一受說	今日讀毛詩第一、師夏侍讀、師夏云、於御前讀書皆切音也、但至于詩者可有頌聲之故、聊伺御氣色、可引音之由口傳云云、尤有興、仍今日引音讀之也、禮記

				終不引音也、清家侍讀皆引音、御讀聲在別之由口傳云云、良枝即如然、師夏一向不引音之由申之、兩家之相違歟、但別仰之時、引音之由申之也
正中二年 (1325)	閏正月廿二日	二十九歲	『論語』「公治長半篇」談義	今日談論語、公治長半篇談之、公時講釋之、春宮大夫、勘解由宰相已下六七許輩
正中二年 (1325)	閏正月廿九日	二十九歲	『論語』談義	談論語、隆有已下兩三人、尤以無人
正中二年 (1325)	四月十六日	二十九歲	見『三國志』	見家高進三國志、爲一見也、摺本也
正中二年 (1325)	六月十七日	二十九歲	讀『易』疏	此間徒然之間、讀易疏、是知命之後可見此書之由、有古人口傳、而寬平御讀之由見御記、是卅許御年歟、未勘之、又漢朝人多以幼年學之、予心中竊疑之、而去年有夢想事、旁以符合之間讀之
正中二年 (1325)	七月十九日	二十九歲	『論語』談義	今日談論語
正中二年 (1325)	八月十七日	二十九歲	『論語』談義	今日談論語一枚許
正中二年 (1325)	九月六日	二十九歲	『論語』「雍也」談義	今日談論語雍也篇、具親卿、公時、行氏、資明等朝臣也、公時講釋之、親王又在座聞之、夫子顏子勝劣之間、其位等委談之、不能記錄而已
正中二年 (1325)	九月十五日	二十九歲	『論語』談義	蝕間談論語、然而一篇未訖
正中二年 (1325)	十月廿日	二十九歲	見『春秋後語』	徒然之間、見春秋後語
正中二年 (1325)	十一月廿六日	二十九歲	『論語』談義	今日於親王在所談論語
元弘二年 (1332)	四月十六日	三十六歲	『左傳』讀訖	今日左傳讀訖、去年八月以後頗怠不讀書、自今年三旬分爲三番、和漢內典等學之、左傳自去年讀之、今日終功、余此書未終一部之功、欲受說、而無其仁之間、

				先讀之、連連雖見之、自去年殊見之、重可合正義也、余於此書未精研、仍殊學之、於史書者雖偏覽、全經猶有不學之書、尤爲慙
元弘二年 (1332)	四月十七日	三十六歲	讀『漢書』	今日讀漢書
元弘二年 (1332)	五月九日	三十六歲	『左傳』「閔公元年」談義	談左傳第四閔公元年、行親朝臣爲講師、公躬公時等卿、邦雅朝臣等候之、每月三ヶ日可講之由定之
元弘二年 (1332)	六月十二日	三十六歲	『左傳』「閔二年」談義	談春秋第四、閔二年、實任、行氏、公時等卿、邦雅、行親等朝臣、國俊、在座、國俊讀之、一義講尺之

學道之御記

夫學之為用、豈唯多識文字、博記古事而已哉。所以達本性、脩道義、識禮義、辨變通、知往鑒來也。而近年學者之弊雖多、大底在二患、其一者、中古以來、以強識博聞為學之本意、未知大中本性之道、而適有好學之儔、希聖人之道者、雖知古昔以來、帝王之政、變革之風、猶疎達性脩情之義、此人則在朝任用之時、能雖練習政化、猶於己行跡、或口違道之者、何況末學之輩、只慕博學之名、以讀書之多少、為優劣之分、未曾通一个之義理、於政道無要、於行迹有過、又其以風月文章為宗、不知義理之所在、是不足備朝臣之員、只是素飡尸祿之類也、此三者雖有差異、皆是好博學之失也、今所不取也。二者欲明大中之道、盡天性之義、不好博聞、不宗風月、只以聖人之道為己之學、是則所本在王佐之才、所學明德之道也。既軼近古之學、有君子之風、學之所趣、以此為本。

(この間闕)

免禍患、何則。思萬物之理在天性、故其志是大、未見一々事具理、故其智不足。於釋典言之、則事理不融、生佛已隔、是別教之所談也、經劫數可成佛。於儒教論之、則聖凡已異、性教口口殊、於御俗之道不足用。隱山林、友禽獸、足正行迹者、雖是隱士之道、於儒教所不取也。若強交俗人、則不可免嵇康之濫刑乎、不可不慎、志學之輩、深省此理、遠察此義、冀免禍難而已、未足御俗者也、

又於宗門准之、則蒙祖師之提攜、見一分之本性、於理清淨、本然之理無所惑、雖然於問答揆揆或有擬議、是亦見性之不明了也、

文學淺深

學淺深事、落葉待微風而

(以下闕)

¹ 付録三・四は、宮内庁書陵部編『花園天皇宸翰集：誠太子書學道之御記御処分状』に収められる影印本を底本として翻字したものである。同書の解題を参照したところ、判読が異なる箇所がある。また句読は筆者の理解にもとづいて定めた。判読できない字は□で示す。

誠太子書

元德二年二月

余聞、天生蒸民、樹之君司牧、所以利人物也。下民之暗愚、導之以仁義、凡俗之無知、馭之以政術、苟無其才、則不可處其位。人臣之一官、失之猶謂之亂天事、鬼瞰無遁、何況君子之大寶乎。不可不慎、不可不懼者歟。而太子長於宮人之手、未知民之急、常衣綺羅服飾、無思織紡之勞役、鎮飽稻粱之珍膳、未辨稼穡之艱難、於國會無尺寸之功、於民豈有毫釐之惠乎。只以謂先皇之餘烈、猥欲期萬機之重任、無德而謬托王侯之上、無功而苟蒞庶民之間、豈不自慙乎。又其詩書禮樂御俗之道、四術之內、何以得之、請太子自省焉。若使溫柔敦厚之教體於性、疏通知遠之道達於意、則善矣。雖然、猶恐有不足、況未備此道德、爭期彼重位、是則所求非其所為、譬猶捨網待魚羅、不耕期穀熟、得之豈不難乎。假使勉強而得之、恐是非吾有矣。所以秦政雖強、為漢所并、隋煬雖盛、為唐所滅也。而諂諛之愚人以為吾朝皇胤一統、不同彼外國以德遷鼎、依勢逐鹿、故德雖微、無鄰國窺覩之危、政雖亂、無異姓篡奪之恐。是其宗廟社稷之助、卓躒於餘國者也。然而纔受先代之餘風、無大惡之失國、則守文之良主、於是可足、何必恨德之不逮唐虞、化之不侔陸栗哉。士女之無知、聞此語皆以為然、愚惟深以為謬。何則、洪鐘畜響、九乳未叩、誰謂之無音、明鏡含影、萬象未臨、誰謂之不照、事迹雖未顯、物理乃炳然。所以孟軻以帝辛為一夫、不待武發之誅矣。以薄德欲保神器、豈其理之所當乎。以之思之、危於累卵之臨頽巖之下、甚於朽索之御深淵之上、假使吾國無異姓之窺覩、寶祚之脩短、多以由茲。加之中古以來、兵革連綿、皇威遂衰、豈不悲乎、太子宜熟察。觀前代之所以興廢、龜鑒不遠、昭然在眼者歟。況又時及澆漓、人皆暴惡、自非智周萬物、才經夷險、何以御斯悖亂之俗、而庸人習太平之時、曾不知今時之亂、時太平則雖庸主可得而治、故堯舜生而在上、雖有十桀紂、不得亂之、勢治也。今時雖未及大亂、亂之勢萌已久、非一朝一夕之漸。聖主在位則可歸無為、聖主當國則無亂、若主非聖賢聖、則亂恐唯起數年之後。而一旦及亂、則縱雖賢哲之英主、不可期月而治、必待數年、何況庸主鍾此運、則國日衰、政日亂、勢必至於土崩瓦解。愚人不達時變、以昔年之泰平、計今日之衰亂、謬哉々々。近代之主、猶未當此際會、恐唯太子登極之日、當此衰亂之時運也。非內有哲明之叡聰、外有通方之神策、則不得立於亂國矣。是朕所以強勸學也。今時之庸人、未曾知此機。宜迴神襟、當此弊風之代、自非詩書禮樂、不

可得而治。以是重寸陰、以夜續日。宜研精、縱學涉百家、口誦六經、不可得儒教之奧旨、何況未學庸受、求治國之術、愚於蚊虻之思千里、鷓鴣之望九天。故思而學、學而思、精通經書、日省吾躬、則有所似矣。凡學之爲要、備周物之智、知未萌之先、達天命之終始、辨時運之窮通、若稽于古、斟酌先代廢興之迹、變化無窮者也。至如暗誦諸子百家之文、巧作詩賦、能爲義論、群僚皆有所掌、君王何強自勞之。故寬平聖主遺誠、天子入雜文不可消日云々。近世以來、愚儒之庸才、所學則徒守仁義之名、未知儒教之本、勞而無功、馬史之所謂博而寡要者也、又頃年有一群之學徒、僅聞聖人之一言、自馳胸臆之說、借佛老之詞、濫取中庸之義、以湛然虛寂之理爲儒之本、曾不知仁義忠孝之道、不協法度、不辨禮儀、無欲清淨、則雖似可取、唯是莊老之道也、豈爲孔孟之教乎。是並不知儒教之本也。不可取之。縱雖入學、猶多如此失、深自慎之、宜以益友、令切磋、學猶有誤則遠于道、況餘事哉。深誠必可防之。

此中間詞在奧¹○若學功立德義成者、匪啻盛帝業於當年、亦即貽美名於來業、上致大孝於累祖、下加厚德於百姓、然則高而不危、滿而不溢、豈不樂乎。一日受屈、百年保榮、猶可忍、況墳典遊心、則無塵累之纏牽、書中遇故人、只有聖賢之締交、不出一窓而觀千里、不過寸陰經萬古、樂之尤甚、無過于此。樂道與遇亂、憂喜之異、不可同日而語、豈不自擇哉、宜審思而已。

(紙背)

而近曾所染則小人所習、唯俗事、性相近、習則遠、縱雖備生知之德、猶恐有所陶染、何況不及上智乎。立德成學之道、曾無所由、嗟呼悲乎、先皇緒業、此時忽欲墜、余雖性拙智淺、粗學典籍、欲成德義興王道、只爲宗廟不絕祀也、宗廟不絕祀、在太子之德、而今廢道而不脩、則令所學之道、一旦填填溝壑、不可亦用、是所擊胸哭泣、呼天太息也、五刑屬三千、而辜莫大於不孝、不孝甚不如於絕祀、可不慎可不恐乎。

¹ 「此中間詞在奧」は原本の傍注であり、紙背の文字をこの位置に挿入すべきことを示していると思われる。